2012年愛知自治体キャラバン

自治体要請行動のまとめ

(2012年10月23日~26日)

愛知自治体キャラバン実行委員会

愛知自治体キャラバンとは?

愛知自治体キャラバンは、県内のすべての自治体を訪問し、各市町村に対し、医療・福祉・介護など社会保障の拡充と、国や愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動で、今回、33年目を迎えました。

要請項目は、その時々の重点課題を陳情書としてまとめ、当局と議会にそれぞれ提出しています。議会へは、紹介議員が得られる場合は、請願として提出しています。

参加者の延べ人数は、要請団側が約930人、当局と議会関係者が合計約720人にのぼります。

「自治体キャラバンの要請事項が実現した市町村割合の推移」(下表およびP1)でわかるように、国の社会保障連続改悪が強行される中でも、地方自治体での医療・福祉・介護などの要望が着実に前進しています。住民のため社会保障施策の前進に大きな役割を果たしています。

愛知自治体キャラバンの要請経過

- ・第1回は、1980年2月~3月に愛知県社会保障推進協議会(社保協)の主催で「健保法改悪に反対する キャラバン」として、国への意見書の提出を求めて、21市を訪問しました。
- ・翌81年は、「おとしよりと子どもをまもる福祉キャラバン」で、老人医療有料化・児童福祉手当改悪反対などの意見書提出を求め、30市に要請。82年は、自治体に対し、老人医療無料制度の存続などを要請。
- ・1983年は、「健康といのちを守る愛知県実行委員会」で、はじめて県内全市町村に要請しました。
- ・主催団体は、社保協、数団体の連名、課題別の実行委員会など、様々な名称で要請してきましたが、 2001年からは愛知自治体キャラバン実行委員会が主催団体となって現在に至っています。
- ・2001年から、アンケート回答と陳情書への文書回答をもとに「愛知自治体キャラバンのまとめ」を発行し、 各市町村に配布を開始。各市町村の医療・福祉・介護などの実態がわかる貴重な資料となっています。
- ・2012年の文書回答は、96%の市町村から寄せられ、未回答は豊田市・みよし市の2自治体のみです。
- ・各市町村のアンケート回答および文書回答は、愛知県社会保障推進協議会(社保協)のホームページに 掲載しています。

要望事項を実施した市町村割合の推移

(1%未満は四捨五入)

要望事項	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
介護保険の保険料独自減免	54%	48%	56%	54%	53%	55%	57%	54%
介護保険の利用料独自減免	35%	37%	40%	41%	40%	44%	41%	39%
住宅改修の受領委任払い	10%	29%	33%	52%	59%	67%	70%	76%
高齢者への配食サービス(毎日実施)	19%	24%	24%	26%	26%	32%	33%	37%
障害者控除認定書の発行枚数	7,155	10,466	13,171	18,544	22,712	29,955	32,736	_
高齢者用肺炎球菌ワクチン助成	0%	0%	0%	3%	7%	16%	37%	74%
◎福祉給付金の現物給付・自動払い	51%	65%	68%	100%	100%	100%	100%	100%
小学校卒業までの医療費無料制度	4%	6%	14%	54%	70%	82%	85%	85%
◎中学校卒業までの医療費無料制度	1%	2%	8%	30%	36%	51%	67%	76%
☆国保・高額療養費受領委任払い	25%	33%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
国保一部負担金減免制度	34%	54%	62%	72%	72%	75%	87%	91%
文書回答	94%	97%	97%	97%	97%	93%	94%	96%
自治体数	68	63	63	61	61	57	54	54

- (注)1. 各項目の実施割合は、自治体キャラバンで回答を求めた10月1日(2008年から9月1日)の実施状況。
 - 2. 「福祉給付金の現物給付・自動払い」は、2007年までは自動払いの推移。2008年からは、愛知県として現物給付に変更し、立替払い自体が不要となった。
 - 3. 「国保・高額療養費受領委任払い」は、2007年から入院と在宅医療で現物給付が実現。2012年から 外来も現物給付となった。
 - 4. 上記要望項目のうち、◎印の制度は愛知県の制度を、☆印の制度は国の制度を大きく変化させた。
 - 5. 2000年~2004年の推移はP1参照

目 次

		望事項を実施した市町村割合の推移	
Ι.	愛	知自治体キャラバンのまとめ	• 2
Ⅲ.	要	請項目に関する資料	
	1.	県条例を上回る基準・下回る基準の策定、取扱い	14
4		愛知県地方税滞納整理機構について	16
,			19
۷	4.	子ども医療費助成制度の実施状況	22
į	5.	群馬県子ども医療費無料化関連資料(住民と自治 2012 年 12 月号)	24
(ŝ.	精神障害者医療制度 市町村実施状況集計表(2012年8月1日、愛知県作成)	27
,	7.	後期高齢者福祉医療費給付制度(福祉給付金制度)の実施状況一覧	28
8	8.	介護給付費準備基金残高及び第5期計画への取り崩しについて	31
Ç	9.	介護保険料減免自治体一覧及び実施内容(岡崎市・一宮市・蟹江町)	32
10		7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	34
1		11/1/12/20	36
12			37
13			41
14	4.	宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成実施状況	44
15			45
16		— = > 1/2 = 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2	48
1	7.	食事(配食・会食)サービスの実施状況	49
18		介護認定者の障害者控除の認定について	52
19	9.	高額医療・高額介護合算療養費の支給についての通知	54
20	Э.	就学援助の受給者数・予算額、基準・申請・支給等、支給項目	55
2	1.		60
22	2.		62
23	3.		64
24	4.	国保の短期保険証の実態	68
25			70
26	ŝ.	国保の滞納者差押え状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
2	7.	国保の医療費一部負担金減免の実施状況	74
28		国保運営協議会の公開及び公募枠について	
29		障がい者施策について	
30	Э.	特定健診・検診事業実施状況一覧	82
3		特定健診、40歳未満の住民検診、歯周疾患検診実施状況	
32		任意予防接種費用助成実施状況	
33		生活保護について	
34	4.	意見書提出状況	97
		請行動に関する資料	
		陳情書	
		アンケート	
		コース表	
		要請団体別参加人数一覧	
Į	5.	アンケート・文書回答などの集約状況	114

愛知社保協ホームページのみに掲載の資料

※以下の資料は、愛知社保協のホームページ(http://syahokyo.airoren.gr.jp/)に掲載しています。

- 「自治体の基本的あり方」についての特徴
- 障がい者医療の精神障がい者への補助についての文書回答
- 後期高齢者福祉医療費給付制度の文書回答
- 介護保険料低所得者減免実施市町村の実施内容(詳細)
- 介護保険利用料低所得者減免実施市町村の実施内容(詳細)
- 介護予防・日常生活支援総合事業について
- 介護・福祉労働者を確保するために
- ゴミ出し援助の実施状況
- 要支援への障害福祉サービス上乗せ
- 妊婦健診の委託単価について(愛知医報2012年6月1日)
- 妊婦健診について
- 就学援助の広報について
- 学校給食無償化について
- 放射線被ばくから子どもを守る施策
- 放射能被ばくから子どもを守るために
- 女性に配慮した避難所
- 国保の都道府県単位化について
- 障がい者施策の利用料負担軽減
- 障がい者施策のサービス支給時間
- 障がい者施策の移動支援
- 障がい者施策の避難所のバリアフリー
- 障がい者施策の福祉避難所
- 障がい者施策の災害時要援護者の情報共有
- 胃がん検診実施状況
- 大腸がん検診実施状況
- 肺がん検診実施状況
- 子宮がん検診(頸部)実施状況
- 乳がん検診(超音波)実施状況
- 乳がん検診(マンモグラフィ)実施状況
- 前立腺がん検診実施状況
- 任意予防接種費用補助実施状況(詳細)(2012年10月)

(愛知自治体キャラバン結果から) 要望事項を実施した市町村割合の推移

(1%未満は四捨五人)

要望事項	要望開始年	2000年	2001年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006年	2007 年	2008 年	2009 年	2010年	2011年	2012 年
介護保険の保険料独自減免	1998年	2%	14%	18%	44%	47%	54%	48%	26%	54%	53%	22%	21%	54%
介護保険の利用料独自減免	1998年	%8	15%	25%	32%	36%	35%	37%	40%	41%	40%	44%	41%	39%
住宅改修の受領委任払い	2003年	1	I	1	2%	%9	10%	29%	33%	52%	29%	%19	%02	%9/
高齢者への配食サービス(毎日実施)	1994年	2%	2%	13%	14%	17%	19%	24%	24%	26%	26%	32%	33%	37%
障害者控除認定書の発行枚数	2002年	I	I	3,768	5,848	5,114	7,155	10,466	13,171	18,544	22,712	29,955	32,736	I
高齢者用肺炎球菌ワクチン助成	2009年	%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0	3%	% /	16%	37%	74%
◎福祉給付金の現物給付・自動払い	現物給付1997年 自動払い2003年	1%	1%	5%	13%	30%	51%	65%	%89	100%	100%	100%	100%	100%
小学校卒業までの医療費無料制度	2005年	%0	1%	1%	2%	3%	4%	%9	14%	54%	%02	82%	85%	85%
◎中学校卒業までの医療費無料制度	2007年	%0	%0	1%	1 %	1%	1%	2%	8%	30%	36%	51%	%19	76%
☆国保・高額療養費受領委任払い	2001年	10%	10%	10%	14%	18%	25%	33%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
国保一部負担金減免制度	2003年				18%	24%	34%	54%	62%	72%	72%	75%	87%	91%
文書回答	I	13%	34%	20%	74%	%62	94%	%26	%/6	%26	%26	93%	94%	%96
自治体数	Ι	88	88	88	87	87	89	63	63	61	61	57	54	54

(注)1. 各項目の実施割合は、自治体キャラバンで回答を求めた10月1日(2008年からは9月1日)現在の実施状況。

^{2. 「}福祉給付金の現物給付・自動払い」は、2007年までは「現物給付+自動払い」の推移。2008年に全県で現物給付に変更し、立替払いが不要となった。 3. 「国保・高額療養費受領委任払い」は、2007年から入院と在宅医療で現物給付が実現。2012年から外来も現物給付となった。

^{4.「}一」の年は、要望前などの理由で未集約。5. 上記要望項目のうち、◎印の制度は愛知県の制度を、☆印の制度は国の制度を大きく変化させた。



愛知自治体キャラバンのまとめ

2013年2月/愛知自治体キャラバン実行委員会

1. 名 称

「介護・福祉・医療など社会保障の施策充実とくらしを守る愛知自治体キャラバン」

2. 主 催

愛知自治体キャラバン実行委員会

≪事務局団体≫

愛知県社会保障推進協議会

愛知県労働組合総連合

日本自治体労働組合総連合愛知県本部

新日本婦人の会愛知県本部

3. 日 程

2012年10月23日(火)~26日(金)

※愛知県は11月16日(金)に、名古屋市は11月8日(木)に実施

4. 要請相手とコース日程

愛知県内53市町村を5コースで実施

(詳細:コース表はP111参照)

コース	主な地域	責任団体	宣伝カー
第1	尾西·海部 一宮·稲沢	年金者組合 一宮社保協	名古屋ブロック
第2	尾北·尾東· 尾中	自治労連 新婦人	自治労連
第3	知多·尾東	愛労連 社保協	愛労連
第4	西三河	社保協 新婦人	保険医協会
第5	東三河	自治労連 東三河労連 事務局4団体	豊橋市職労

5. 参加状況

※各団体の自治体別参加状況はP112~113参照

()内は昨年参加者数

各コースの参加者総数は延べ933人(831人)だった。そのうち共産党議員は74人(75人)だった。愛知県に33人(31人)、名古屋市に45人(51人)が参加し、名古屋市には共産党議員が4人(2人)参加。

自治体側の参加者は723人(693人)だった。 首長1人(1人)、副首長5人(4人)、部長は17市 町村30人(15市町村28人)参加。愛知県は19人 (18人)、名古屋市は14人(25人)。主に、福祉・ 保険・医療の課長・次長など担当者が対応した。

各団体の参加状況は、延べ参加者数で多い順 に次の通り。

団 体 名	延べ人数
年金者組合	144 (138)
自治労連(名古屋市職労含む)	127 (122)
新婦人	121 (103)
保険医協会	97 (90)
愛労連(地域労連含む)	95 (100)
愛商連	71 (70)
民医連	36 (40)

※()内は昨年参加者数

- ・昨年同様、年金者組合や自治労連、新婦人など地域で運動している団体からの参加が定着してきている。愛労連は、尾中、東三河の地域からの参加が定着し、今回は医労連が看護師確保など独自の要求を位置づけ参加した。
- ・その他の団体では、一宮社保協、介護の会、 生健会、民主団体などから参加があり、延べ1 68人(90人)が参加した。
- ・ 東三河山間部は今回も事務局団体と東三河 労連が協力し取り組んだ。

6. 事前学習懇談会の取り組み

事前学習会は、要請事項だけでなく「社会保障と税の一体改革」の動きや国保の広域化、介護保険の「見直し」等と地域の具体的要求の検討も含め、全地域での開催を目標に取り組んだ。結果、昨年の17地域・231人から、今年は17地域で開催し253人が参加した。

陳情書への文書回答・アンケート回答も準備でき、地域の到達状況もつかんだ交流の場になった。

今後、地域の状況にそった学習会を開催するために、地域の到達状況と回答の検討も含め、地域で懇談当日の重点項目や発言者などの意志統一をはかることが必要である。そのためには、地域での受け皿である地域社保協の立ち上げで市町村ごとの学習会を開催し、回答内容の検討等が不可欠になっている。また、陳情項目の学習をすすめるためにも講師団の養成などが求められる。

	開催地域	開催日	参加者数
東三河	豊橋・田原	10/19	12 (13)
西三河	豊田 西尾 岡崎 安城 知立・碧南・高浜	10/3 10/17 9/25 10/21 10/2	8 (8) 12 (18) 19 (15) 12 (13) 11 (—)
知多	半田 東海・知多	10/12 10/13	9 (18) 11 (13)
尾張東	瀬戸・尾張旭 長久手・日進・東郷 豊明	10/ 6 10/15 10/ 6	20 (13) 22 (14) 8 (6)
尾張中部	春日井	10/11	20 (13)
尾張北	江南・大口・扶桑 岩倉 犬山	10/ 2 10/13 10/13	13 (16) 11 (16) 15 (13)
尾張西	一宮・稲沢	10/19	30 (26)
海部津島	津島・愛西・弥富・ あま・大治	10/12	20 (16)
	合 計	17 地域	253 (231)

※()内は昨年参加者数

7. 懇談の重点項目とアンケート・回答

- ①1時間という限られた懇談時間の中で、有効に 懇談できるように今年も重点項目を決めた。今 回は、「福祉医療制度の存続・拡充」を最大の重 点とし、他に介護保険、高齢者福祉施策、子育 て支援、国民健康保険、生活保護問題を重点 に設定した。
- ②要請事項は、すでに多くの市町村が実施している施策の実施状況については、アンケートにまわした。
- ③さらに、住民が安心して暮らしていける市町村の施策の充実のなかで介護認定者の障害者控除認定書発行や子育て支援、国保の制裁措置などとあわせて、2012年4月からの介護報酬改定や介護保険料値上げに伴う高齢者の負担の増加と時間短縮等の弊害について実態を伝え改善を求めた。
- ④要請項目についてのアンケート・文書回答について、キャラバンの事前学習会で活用できるように準備した。

アンケートはすべての市町村から届いた。 文書回答は96%(昨年94%)の市町村から 提出されたが、豊田市、みよし市が届かなかっ

た。また、豊橋市は懇談後となった。

- ⑤国と県への意見書は、3市町で採択(設楽町は 趣旨採択)された。「国と県に対する意見書採択 一覧(2002年~2012年)」は、P97~98参照。
 - ・ 愛西市…「任意予防接種の定期予防接種化」
 - ・蟹江町…「安心して子育てできる制度の確立」「任意予防接種の定期予防接種化」
 - ・ 設楽町…「生活保護基準の引き下げはしないこと」(趣旨採択)

8. 要望項目に対する到達点

33年をむかえた自治体キャラバンは、地域住民の運動とともに、子どもの医療費無料制度の拡大、高額療養費や出産育児一時金の受領委任払いの実施、妊婦健診の助成回数拡大、福祉給付金制度の窓口無料化、国保一部負担金減免制度の拡充、介護保険料・利用料の減免制度の拡大、障害者控除認定書発行、地域巡回バスなどの外出支援、配食サービスの拡大、Hib・小児用肺炎球菌・HPV(子宮頸がん予防)ワクチンの全市町村での助成、高齢者用肺炎球菌ワクチンの助成拡大など、市町村の医療・福祉施策の改善に大きな役割を果たしてきている。

2012年のキャラバン行動は、民主党政権が自 民・公明党との合意に基づいて消費増税と社会保 障制度改革推進法を可決成立し、「社会保障と税 の一体改革」の名による、国民への大増税と医療・ 介護・年金・保育、生活保護基準の引き下げなど が強行されようとしている最中に実施した。

【1】 自治体の基本的あり方 (P14~18参照)

憲法、地方自治法などを踏まえ、住民一人一人が人間としての尊厳が保障され健康で文化的で平和的な生活が送れるよう、「住民の福祉の増進を図る」という自治体の目的に沿って国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕最優先を求めた。憲法13条の「個人の尊重」を基礎にし、25条の保障する健康で文化的な生活を実現する自治体をめざすことが求められている。

①②憲法、地方自治法などをふまえた自治体の施 策を求めたことに対して、コメントがないのが7市 町(名古屋市、豊川市、安城市、蒲郡市、知立 市、弥富市、大口町)あった。

こうした基本的なことに対して自治体からコメントがないことは問題である。各自治体は地方自治の本旨に基づいて「住民福祉の増進を図る」ことが要請されており、その趣旨に沿ったコメントをすることが求められる。

③義務付け・枠付けの見直しについては「地域の 実情や住民ニーズを踏まえた行政サービスを提 供していく上で必要な取り組み」という意見があ る。

実際の見直しに当たっては、県条例を基本に現行水準を引き下げないとした自治体がほとんどである。

④愛知県地方税滞納整理機構が、個人住民税をはじめとした市町村民税の滞納整理を推進すると共に、市町村の税務職員の徴税技術の向上を図ることを目的として、県下6カ所に設置され、2011年4月から税金の徴収及び滞納整理をおこなっている。なお、名古屋市は各部局が保有する債権のうち、一定の基準を超えたものを一元的に管理し、徴収する「債権回収室」を設置し

ている。

現在、機構に参加しているのは46市町村。参加していないのは名古屋市、岡崎市、豊田市、 犬山市、北名古屋市の5市。検討中は春日井 市、清須市、幸田町の3市町である。

機構送りになった事案について市町村窓口は、「その件は機構送りになった事案だから」と相談の対象外とされ、「分納」していても、一定の「滞納額」を基準とした徴収が強化されている。 国保料(税)の差し押さえ件数も昨年9,412件から10,871件と1,459件も増えている。国保の滞納者に保険証が届いているかも定かではなく、医療を受ける権利が奪われかねない。

差し押さえなどの強制徴収でなく、地方税第 15条(納税の緩和措置)の適用をはじめ、分納・ 減免などでの対応とあわせて機構へ参加しない よう働きかけていくことが必要である。

【2】 福祉医療制度の存続拡充を求めて

愛知県は、「子ども・障がい者・母子父子家庭等・高齢者医療」を対象とする福祉医療制度に対する、「行革大綱に係る重点改革プログラム」における「見直し」を受け、2012年度に見直し内容を決め、2014年実施に向け作業を進めている。福祉医療制度は、すべての市町村が県の補助基準を上回る内容で助成事業を実施しており、県の制度は見直すならば、縮小ではなく存続拡充こそ求められる。

キャラバンでは、2011年に続き「存続拡充を求める」要請項目を最重点課題に設定し全自治体での理解と協力を求めた。

自治体からの意見書採択は、2012年6月時点では、名古屋市、半田市、春日井市、稲沢市、豊明市、愛西市、弥富市、東郷町、大口町、扶桑町の10市町であったが、2012年12月には、豊橋市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、大府市、知立市、尾張旭市、岩倉市、日進市、田原市、あま市、大治町、飛島村、阿久比町、武豊町、設楽町、東栄町、豊根村を加え29市町村(54%)が採択している。(P97~98参照)

文書回答などによれば、「現行制度の縮小は考えていない」「縮小せず、存続予定」「現行の制度が縮小されることがないよう要望していく」などが多く寄せられている。一方、「国の医療制度改革、県の福祉医療制度見直しの検討が進められており、今後の動向を注視していく」との態度を表明している自治体もある。(P19~21参照)

県民の命に直結する「福祉医療制度」の見直しについて、各自治体では「財政運営」と住民との狭間での苦悩が多くみられるが、住民の目線での制度継続にむけた担当者をはじめとした行政の努力に応える意味でも、存続拡充にむけた県民世論の確立が必要である。

①福祉医療制度の存続·拡充 (P19~21参照)

愛知県の福祉医療制度は、子ども・障がい者・母子父子家庭・高齢者の医療費自己負担を 無料にする制度で、全国的に見ても非常に優れ た制度である。愛知県内で145万人が対象となっており、いのちと健康を守る上で、かけがえの ない制度であり、各市町村・医師会・社保協など の粘り強い取り組みの成果である。

愛知県は、一部負担金の導入、所得制限の新設・強化、対象者の縮小について財政影響の 試算を含め検討し、2014年度から見直し後の 新制度をスタートさせる工程表を示している。

愛知県と各市町村が築いてきた優れた福祉 医療制度については、県民のいのちと健康を守る上で積極的な役割を果たしており、縮小ではなく、存続・拡充を求めていくことが大切である。

②子どもの医療費助成制度 (P22~26参照)

愛知県は、2008年4月から、通院で義務教育就学前、入院で中学卒業まで無料対象を拡大した。この対象範囲は、全国の都道府県でも高い基準であり、長年の運動の成果である。

すべての市町村が県基準よりも対象を拡大している。うち入院・通院とも「中学校卒業まで無料」としているのは、4分の3を超え41市町村(76%)となっている。

一方、愛知県の補助基準を超える部分への 自己負担については、すでに導入していた一宮 市、豊川市、犬山市、江南市、北名古屋市に加 え、豊橋市、常滑市、南知多町が導入した。

なお、子ども医療費の無料化について「コンビニ受診を助長する」との意見も一部あるが、全国で唯一、入院・通院とも中学校卒業まで無料制度を実施している群馬県での調査結果によると、対象拡大を実施する前と比べて、1人あたり受診件数・時間外の受診件数とも減少しているとのデータが明らかになっている(P26参照)。

今後は、入院・通院とも18歳年度末までの医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施することが望まれる。それと同時に、国の制度として就学前までの医療費無料制度の創設が待ったなしの課題となっている。

③精神障がい者への医療補助対象拡大を

(P27参照)

愛知県の障がい者医療では、身体障がい者、 知的障がい者は障がい者医療の補助対象として一般の病気も対象となっていが、精神障がい 者は、精神疾患の通院のみを対象としており、 一般の病気に広げる必要がある。

愛知県内では2012年8月1日現在、通院で29市町村(54%)、入院で33市町村(61%)が一般の病気も同時に対象に加えている。精神障がい者への補助対象を精神疾患に限定している市町村は、一般の病気にも広げることが求められるとともに、愛知県の補助対象も一般の病気

にも拡大すべきである。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費無料に、当面福祉給付金制度の対象の拡大を (P28~30参照)

福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度は、寝たきり・認知症・障がい者などの高齢者の医療費自己負担を無料にする愛知県独自の制度で、高齢者に大変喜ばれている制度である。2012年8月1日現在、対象者は131,177人(うち、ひとり暮らし非課税高齢者10,510人)である。

愛知県は県内各市町村の反対を押し切って、2008年4月1日から「ひとり暮らし非課税高齢者」を対象から除外する制度改悪を行ったが、県が外しても市町村独自に継続することを要請し、現在も45市町村(83%)が「ひとり暮らし非課税高齢者」を独自に継続している点は高く評価できる。

「ひとり暮らし非課税高齢者」を県に追随して対象から除外したのは、瀬戸市、津島市、江南市、あま市、長久手市、東郷町、蟹江町、東栄町の8市町(15%)のみ(名古屋市は従来から対象外)。

従来どおり継続した市町村は引き続き継続を 求めるとともに、対象から除外したり、縮小した市 町村は、従来の水準に戻すことが求められる。

また、県の基準より何らかの対象拡大をしているのは、「ひとり暮らし非課税者」を含め、49市町村(91%)ある。さらに、後期高齢者の医療費負担を無料にし、高齢者が安心して医療にかかれるように、対象者の拡大が求められる。

【3】 市町村の福祉施策充実を

1. 安心できる介護保障

(1)介護保険制度

2012年4月には、「改正」介護保険法の施行、介護報酬改定、第5期介護保険事業計画が実施された。

今回の介護保険改定は、2025年の高齢化社会に対応するとして、「自助・互助・共助・公助」を中心にした地域包括ケアシステム実施に向けた具体化であり、公的責任を放棄した内容である。

特徴点は、第1に介護保険制度の矛盾である、 介護認定制度、支給限度額、介護予防給付など 改善を求める課題には手をつけなかった。第2に、 生活援助を介護保険から外す施策を進めるため に、介護予防・日常生活支援総合事業(以下・総 合事業)を創設し、自治体の判断で実施できるよう にした。第3に、医療行為を必要とする重度者への 対応を強めるために、社会福祉士及び介護福祉 士法を改定し、介護職の医療行為を可能にし、定 期巡回・随時サービスや複合型サービスを新設し た。第4に、地域区分を見直して、都市部と地方の 「格差」をいっそう拡大。第5に、高齢者住まい法を 改定し、サービス付き高齢者向け住宅に一本化、 ゼネコンなどの営利企業の参入、市場化が更に促 進されることになった。

介護保険法の改定では盛りこまれなかった利用 料の負担増やケアプランの有料化などの改悪内容 は、「社会保障と税の一体改革」に盛りこまれ実施 しようとしている。

①介護保険料 (P31参照)

介護保険は利用量が増えれば国と市町村の 負担が増えないかぎり保険料が上がるしくみに なっている。3年ごとの見直しで保険料は毎回大 幅に引き上げられ、第5期(2012~2014年度) の保険料は月額平均4,768円へと827円(増 加率21%)、年間で約1万円もの大幅引き上げ となった。全国平均は月額4,972円である。

保険料段階設定については、10段階以上の多段階設定をし、応能負担を強めているのは47市町村(87%)ある。多段階の保険料設定をすることは応能負担化になり、最高倍率を高くすることは基準額を引き下げることにもつながる。14段階としているのは津島市のみ、12段階が10市町、11段階が11市町、10段階が25市町村となっている。(「陳情項目と参考資料」P52~53参照)

また、第1段階(生活保護世帯及び世帯非課税で老齢年金受給者)の保険料倍率は殆どの市町村が0.4倍~0.5倍を設定している中で、低く設定しているのは、刈谷市(0.1倍)、豊明市(0.2倍)、日進市・東郷町(0.3倍)、安城市(0.35倍)がある。第2段階(世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円以下)の保険料倍率を低く抑えているのは、豊明市・東郷町(0.3倍)、刈谷市(0.35倍)がある。第1段階や第2段階など、低所得者の保険料を基準額からいかに低く設定するかも問われている。(「陳情項目と参考資料」P54~55参照)

また、介護保険料の引き下げのためには、国の負担をせめて「20%+調整金5%」から「25%+調整金5%」に、また保険料の段階を「世帯ごと」でなく、本人の所得に対する「応能負担」に早急に改善させることが必要である。

②保険料減免 (P32~33参照)

介護保険料の独自減免は、新たな実施はなく、江南市が廃止したことにより、減免実施市町村は29市町村(54%)となった。対象が狭く、制度の利用実績は少数である。市町村での独自の減免制度の実施と拡充が必要である。

申請不要の一宮市の実績が総件数8,401件 中7,286件となっている。

減免実施の市町村の対象条件が厳しく、一般会計からの繰り入れがない。対象者がごく少数になっており、機能していない自治体も多い。減免対象者や内容の改善が必要である。

また、減免に対する「一般会計の繰り入れの

禁止」など「保険料減免に関する3原則」に対する厚労省の厳しい指導をやめさせるとともに、市町村独自の一般会計からの繰り入れで、保険料の実効性ある減免制度の実現が必要である。

③利用料減免 (P34~35参照)

介護保険利用料の独自減免は新たな実施の 自治体はなく、春日井市が廃止したことにより、 21市町村(39%)になった。

そのなかで、豊橋市(低所得者の利用料限度額の引き下げ)や江南市・阿久比町(非課税世帯への訪問介護の利用料軽減)、半田市・武豊町(非課税世帯への居宅・施設サービスの利用料半額助成)などの制度が優れており、実績も多い。

これらは、一般会計からの繰入で実施されており、他府県と比べても優れた内容で実施されている。他の市町村に広げていくことが求められている。

4)介護予防・日常生活支援総合事業

第5期介護保険事業計画において「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施で軽度利用者の介護保険外しをしないよう要請した。

2012年3月に愛知県保険医協会と愛知社保協が実施した市町村アンケートでは、「総合事業」を「第5期中に実施」としたのが豊明市と幸田町のみだった。「第5期中に検討」としたのは名古屋市、岡崎市、半田市、高浜市の5市、「第6期計画で検討」としたのは14市町村(26%)ある一方で、「実施しない」と回答したのが34市町村(63%)ある。(「陳情項目と参考資料」P62~63参照)

軽度の利用者の「保険外し」をさせないために も引き続き各市町村で実施させない取り組みが 必要である。

⑤特別養護老人ホームなど基盤整備 (P36参照)

特別養護老人ホームの建設のテンポは遅く、 入所待機者は2005年13,702人から連続して 増え2010年の26,472人をピークに、2011年 21,852人、2012年21,544人と減少してい る。これは施設の建設が進んだのではなく、新た に名寄せをおこなって正確な数字を出した自治 体や待機者の定義を変更した自治体があるため と推測される。

いずれにしても「待機待ち」の実態や、低所得者や医療依存度が高いと「施設から選択」され、「利用者が選択」の自由はなく、入所できない実態は変わっていない。

特別養護老人ホームに代わる「終の住処」として介護付き有料老人ホームの建設が進んでいる。政府は、新たに「サービス付き高齢者向け住宅」制度を設けたが、特別養護老人ホームのように食事や居住費を軽減する「補足給付」はない。居住費・食費の全額自己負担化のなかで、経済的状況によって利用が制限される事態がい

っそう進行している。

小規模多機能型居宅介護・夜間対応型訪問 介護・認知症対応型通所介護など地域密着型 サービスも計画どおりすすんでいない。

誰でもお金の心配なく安心して施設・在宅サービスが利用できるようにするために特別養護老人ホームや小規模多機能型施設の建設を中心に基盤整備を早急におこない、低所得者や医療依存度の高い利用者が入所できるよう独自の助成制度を設けることが必要である。

⑥地域包括支援センターの設置

(ホームページ参照)

地域包括支援センターは生活圏(中学校区、概ね人口2~3万人)ごとに高齢者の総合相談、権利擁護や介護予防・支援などの中核的センターとして設置され、今後「地域包括ケアシステム」の中心としての役割が担わされている。

設置数・委託費を増やし、高齢者の身近な相談窓口として介護予防や認知症対応など職員を増やし、責任をもった地域の「包括ケアセンター」としていくことが必要である。

⑦介護労働者の確保 (ホームページ参照)

深刻な介護職員不足問題について「介護報酬3%引上げ」「介護職員処遇改善交付金」など 国の施策に自治体は期待を寄せているが、独自の財政的支援を行うところまでいっていない。

国の処遇改善交付金は廃止され、介護報酬に組込まれたが、それに見合う介護報酬の引き上げがされておらず、また利用者負担にもなっている。介護職員の定着のため、いっそうの処遇改善を求めていくことが必要である。

(2) 高齢者福祉施策の充実

高齢者の「孤立死」や「孤独死」、1人暮らし、高齢者夫婦や認知症の増加などで多様な生活支援が緊急に求められている。

国は、医療や介護の連携を強化し、地域で高齢者の暮らしをささえる配食・買い物・見守りなどの「地域包括ケアシステム」を「自己責任」「市場化」を 土台に推進しようとしている。

高齢期になっても安心して暮らしていける地域づくりにむけて、ボランティアや民間任せでなく、国と市町村の公的責任を明確にした取り組みが必要である。

①高齢者が地域で生き生きと暮らしていくために ア、安否確認、生活支援、買い物等多様な援助

(P37~40参照)

ほとんどの市町村で福祉電話の貸与や配食 サービス、民生委員、老人クラブ、配食業者、乳 酸菌飲料配達やボランティアなどによる訪問事 業など安否確認や生活支援を実施している。し かし、その方法は、市町村によってばらつきがあ るだけでなく、地域でネットワーク化されず、民生 委員やボランティア頼みになっている。 ゴミ出し援助は、22市町村(41%)で実施されている。実施市町村と活用を増やしていくための取り組みが求められる。(ホームページ参照)

イ、敬老パスや地域巡回バスなど外出支援

(P41~43参照)

巡回バス・福祉バスは38市町(70%)の実施となった。また巡回バスのない豊橋市、半田市、岩倉市、江南市など高齢者の足の確保のため配布をしている市町村を含め、タクシー代助成は46市町村(85%)。豊根村は、村営バスで65歳以上の高齢者と障害者に無料券を発行している。

巡回バスもタクシー代助成もしていないのは 東栄町のみである。

ウ、宅老所など高齢者のたまり場等への援助

(P44参照)

宅老所や街角サロンなどへの助成は、新たに 東海市、豊明市が実施、安城市、豊根村が廃止 し、19市町村(35%)となった。なお、検討中は 津島市、東浦町、設楽町である。

介護予防が日常の暮らしのなかですすめられ、高齢者がいきいきと暮らせるようこれらの施策を住民が必要とする内容に改善させていくことが必要である。

工、住宅改修の独自助成制度 (P45~47参照)

住宅改修の独自助成は、介護保険の上乗せで実施が30市町村(57%)、介護保険利用者以外への助成が19市町村(35%)となっている。江南市と大口町が新たに実施した。

オ、住宅改修・福祉用具の受領委任払い

(P48参照)

住宅改修の受領委任払い制度は、新たに清 須市、豊山町、武豊町の3市町が実施し、41市 町村(76%)となった。実績は昨年より1,608件 増加し、13,579件となった。

福祉用具の受領委任払い制度は、新たに清 須市、豊山町、武豊町の3市町が実施し、33市 町村(61%)となった。実績は昨年よりも3,323 件減少し、10,010件となった。

②配食サービス (P49~51参照)

自立支援事業となり、「自立支援につながっているか」などの調査実施や施設での食事の自己負担化の動きなかで、助成額を増やして利用者負担額の引き下げ、食事内容の改善を求めた。

配食サービスは、全市町村で実施している。 そのうち毎日実施は20市町村(37%)である。

1食当たりの利用者負担額は市町村格差が大きく、110円~650円の幅がある。自治体の助成額も市町村格差が大きく、100円~700円の助成になっている。

今後、安否確認や閉じこもりを予防していくため対象者の拡大とあわせ、自治体の助成額を増やし、食事内容の改善にむけた取り組みが求められている。

(3)介護認定者の障害者控除の認定

(P52~53参照)

認定書の発行は、2007年の13,171人から2008年18,544人、2009年22,712人、2010年29,955人、2011年32,736人へと年々増えている。ねばり強い働きかけの結果である。

「要介護1以上の要介護認定者」を原則として すべて「障害者控除」の対象としているのは、39 市町村(72%)に広がった。

また、原則としてすべての要介護者に認定書を送付しているのは、一宮市、春日井市、小牧市、稲沢市、知立市、岩倉市、日進市、東郷町、豊山町、扶桑町、阿久比町、武豊町、幸田町、豊根村の14市町村(26%)になった。新たに要介護者への認定書送付を始めたのは小牧市(1,241人)、豊山町(351人)、武豊町(1,074人)の3市町。送付を中止したのは東浦町。

認定書または申請書の個別送付を実施しているのは、合わせて28市町村(52%)になった。

市町村によって対応が異なっている実態を改善させるため、すべての要介護者に障害者控除の認定書・申請書を送付させる取り組みが必要である。

2. 高齢者医療などの充実

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合 算療養費の申請書の送付 (P54参照)

後期高齢者及び国保で高額医療費と高額介護費の合算制度ができた。しかし、自分が該当するかは通知で知らされるが、払い戻しには市町村への申請が必要である。

申請書を送付しているのは、後期高齢者で7 市村(13%)、国保で24市町村(44%)に留まっている。

該当者へ個別に申請書を送付することにより、申請漏れを防ぐことができる。全市町村で、高額医療・高額介護合算療養費の該当者へ、個別に申請書と返信封筒を送付すべきである。

自動払いをするのは、国保で東郷町のみである。

②後期高齢者に対する資格証明書の発行

後期高齢者医療制度の発足に伴い、長期の 保険料滞納者は、保険証が取り上げられ資格証 明書が発行されるように制度が改悪された。

愛知県広域連合は、私たちの要請に対し「悪質・高額所得者以外には発行しない。発行はかぎりなくゼロ」と回答している。2012年12月現在、資格証明書は発行されていなかった。しかし短期保険証の発行は2010年3月末262件から、2011年3月末482件、2012年3月末577件へと大幅に増加している。資格証明書・短期保険証の発行は行わないよう強く求めたい。

3. 子育て支援

①妊婦健診の拡大 (ホームページ参照)

妊婦健診は、長年の運動が実り、全市町村で 14回の助成が実現した。

産婦(産後)健診の助成は19市町村(35%) で実施している。

②就学援助 (P55~59参照)

就学援助の認定基準を生活保護基準の1.5 倍以上が5市町(9%)、1.3倍から1.4倍が11 市町村(20%)になっている。申請窓口は、「市 町村窓口」と「学校」の両方利用できるのが31市 町村(57%)になっている。

民生委員の証明が必要なのは、まだ9市町村 (16%)残っている。安城市では懇談の中で、市から「民生委員から証明が必要なのか疑問も出ている」との意見も出された。

2012年度の就学援助の支給割合は7.80% (見込み)となっており、2011年度の7.84%から減少している。引き続き就学援助の活用を広げ、国と自治体の責任で、教育の機会均等を求めていくことが必要である。

③学校給食の無償化 (ホームページ参照)

子どもの「貧困」が社会問題になっているなかで、給食費が払えず給食が食べられない事態が生まれている。懇談では「3カ月未納だと給食を停める」と教員から言われた現状を伝えると、市は「それは間違いなので学校を指導します」と回答があった。

義務教育の学校給食の無償化について要請したが、ほとんどの自治体で「食材費の保護者負担」(学校教育法11条)と回答。「給食無償化」をしているのは、岩倉市(義務教育の第3子以降)、清須市(世帯非課税又は所得割なし第3子以降)のみである。大口町は小・中学校の給食費の半額補助、大治町は1人月額150円の補助を実施している。また、飛島村は給食費負担の軽減を目的に給食部会へ補助金を出している。

4. 国保の改善

①国保の都道府県単位化 (ホームページ参照)

後期高齢者医療制度改革を口実にして、国 民健康保険を都道府県単位化する動きが強め られている。

愛知県でも2010年12月20日に「国保広域 化等支援方針」を決め、広域化の方向性と併せ て当面、目標を定め収納率向上に取り組み、都 道府県単位化に向けての準備をすすめている。

「過去の市町村の合併で保険料(税)が値上げされたが、同じことが起きるのではないか」「滞納者に対する制裁が強化され、医療を受けられない人が増加するのではないか」などを問うとともに、都道府県単位化で、市町村からの一般財源の投入・独自減免制度の廃止などの問題点を

明らかにする必要がある。

このような国保の都道府県単位化について「賛成できない」と回答したのは飛島村のみだった。23市町(43%)が「広域化が必要」「広域化すべき」と回答し、「国や県の動向をみて」と27市町(50%)が回答している。広域化が必要の理由に「財政基盤の安定」と言っているが、国が大幅に削減した補助金を増やさない限り基盤の安定はない。

また、2013年度から、保険料(税)の所得割 算定方式を旧ただし書き方式に統一することが 決まっており、該当する名古屋市・豊橋市・岡崎 市では、所得が変わらないにも関わらず、低所 得世帯、多人数世帯、障がい者世帯などで急激 な保険料(税)の値上げとなる。一般会計からの 繰り入れにより、恒久的な減免措置を設けるなど の対応を要請した。

名古屋市の「算定方式の変更」に対しては、 保険料の引き下げや「恒久的な緩和措置」を求め緊急署名に取り組み、昨年11月議会に提出 した。また、本庁及び各区の国保担当課長との 懇談や国保運営協議会の傍聴、国保運営委員 への要請行動など、キャラバン行動と連動して 取り組んだ。

その結果、障害者世帯や多人数世帯に配慮した「恒久的な独自控除」を設けさせることができた。しかし、「保険料の範囲」を越えるものではなく河村市長は「一般会計からの繰り入れはしない」と表明しており、保険料引き下げをさせるために、一般会計を更に繰り入れさせることが、今後の課題となっている。

②国保料(税)および減免制度 (P60~63参照)

2012年6月1日現在、愛知県内の国保加入世帯数は1,096,341世帯で、そのうちの16.9%に当たる185,517世帯が保険料(税)を滞納し、短期保険証が54,425件、資格証明書が5,404件発行されている。加入者の2割近くが払いきれない保険料(税)は、そもそも高すぎる。国に対し国庫負担を元に戻すよう要望するとともに、保険料(税)の引き下げ、市町村独自の低所得者減免の拡充などが求められる。

払える保険料(税)にしていくために、昨年に続き以下の要請をした。

- ア)これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、減免制度を拡充し、払える保険料 (税)にする。
- イ)18歳未満の子どもは均等割の対象から外す
- ウ)前年所得が生活保護基準の1.4倍以下の 減免制度を新設する。
- エ)所得激減の要件を「前年所得1000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にする。

「低所得者向けの減免」は、19市町村(35%)が実施している。また、「収入減の減免要件」は

阿久比町を除く53市町村(98%)で実施しているが、要件の緩和が必要である。

引き続き国に対し、国庫負担を医療費の 45%に戻し、払える保険料(税)にしていくため の取り組みが必要である。また、各市町村で「子 ども・低所得者減免」や「収入減の減免」など情 勢に対応した減免制度の実施・改善が求められ る。

③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書·短期保険証 (P64~71参照)

資格証明書の発行は、2012年8月1日現在、愛知県合計で5,084件と滞納世帯に対する比率を2.7%(全国7.0%)に抑えている。資格証明書を1枚も発行していないのは24市町村(45%)になった。

資格証明書の発行基準を「国の基準」としたのは21市町村(39%)、「独自に配慮」は19市町村(35%)である。

資格証明書の発行は、名古屋市が前年の3,983件から4,129件へと増加している。名古屋市を除く愛知県合計は、前年の1,196件から905件へと減少しており、名古屋市の突出した発行数は異常である。

短期保険証の発行数は、64,139件から54,425件へと減少し、滞納世帯に対する割合は29.3%(全国27.2%)となっている。微減しているが、有効期限が1カ月の保険証が15市町村6,074件から19市町村4,618件(未回答の名古屋市を除く)になっている。1カ月の証を大量発行しているのは、あま市1,129件、豊田市742件、瀬戸市651件。

また保険証の窓口での留め置きも33市町村(61%)8,539件となっており、未交付も24市町村(44%)9,018件となっている。こうした差別措置は、社会保障制度としては許されず、人権問題としてとらえ撤廃する必要がある。

イ. 滞納者差押さえ (P72~73参照)

滞納者の差押さえ件数も2008年7,086件、2009年8,151件、2010年9,412件、2011年10,871件へと増加している。なかでも名古屋市は2008年164件、2009年305件、2010年1,254件、2011年2,436件へと急増している。差押さえ物件は不動産もあるが、預貯金が7,031件で64.7%を占め、学資保険も7件あった。

滞納世帯の多くは、払いたくても払えないという世帯が圧倒的である。また、分割納付であっても一定の滞納額以上の対象者への一律差押さえ実施など、各地で行き過ぎた差押えがされており、「人権問題」として捉え、具体的な事例に対する分析と対策が求められている。

収納率アップのための差押えを含めた徴収強 化がされているが、国保法第1条「国民健康保 険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障 および国民保健の向上に寄与することを目的とする」との定めからみても許されない。憲法25条に沿った対応が強く求められる。なお、国税徴収法第48条は、「超過差押え及び無益な差押え禁止」を明記し、また国税徴収法153条および地方税15条7項では、「滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させる恐れのあるときは、差押えをおこなっていけない」としている。

ウ. 一部負担金減免 (P74~75参照)

一部負担金の減免制度は、扶桑町、阿久比町の2町が新たに実施し、49市町村(91%)となった。未整備のままは新城市、北名古屋市、設楽町、東栄町、豊根村の5市町村(9%)である。

生活保護基準を基にした減免は、大口町、扶桑町、阿久比町で実施され、43市町村(80%)となった。

2011年度の減免実績は、前年の7市225件から16市472件へと増加しているが、東日本大震災被災者や、原発事故避難者への対応で増加していると考えられる。

引き続き、住民にわかりやすいリーフの発行などの周知徹底を市町村に求めるとともに、制度の拡充と申請の促進運動が必要である。

④国保運営協議会 (P76参照)

国保運営協議会を公開しているのは30市町村(56%)、非公開は24市町村(44%)である。

運営協議会に公募枠を設けているのは10市(19%)ある。中核市はいずれも公募枠を設けており、名古屋市においても早急に設けるべきである。

国民健康保険の改善のためにも、議会の公開や公募委員の実現が求められる。

5. 障害者施策の充実 (P77~81参照)

国は、2012年4月1日から、相談支援の充実では、新規利用者にはサービス等利用計画作成を必須とし、市町村はサービス等利用計画案を勘案して支給決定を行うこととした。2014年度までにはすべての対象者に実施するとした。

障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成することとされた。

しかし、居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護(2011年10月実施)の支給状況をみると重度訪問介護・行動援護・同行援護の3事業で支給者が「ゼロ」の自治体も散見され、サービス基盤の整備が課題と言える。

こうした中で「支給決定時からケアマネジメントを 実施」する意味はどこにあるのだろうか。相談支援 事業者は、サービスを提供する事業所が無い中 で、障害者や家族が希望するサービスを確保でき るのだろうか。

結局は、障害者への介助の大部分を家族に依存し、希望しない施設利用とわずかな介護サービス利用を家族に納得させる役割が、自治体から相談支援事業者に転嫁されたことになるのではないか。危惧されるとともに、動きを注視したい。

①要支援の介護認定者への障害者福祉サービス の上乗せについて

10市町が上乗せを実施しているにとどまっている。障害福祉サービスを利用している発達障害者・軽度知的障害者や視力障害者の中には、介護認定で「要支援」とされたことから従来うけていた障害者福祉サービスが利用できない事態も生まれている。

②障害者施策について

昨年と同様に地域間格差が端的に現れた結果となっている。また、人口に比べ支給者数が 少ないのではないかと思われる。

居宅介護では、30万人以上の5市で豊橋市: 328人/平均26時間、岡崎市: 731人/平均33.5時間、豊田市: 264人/平均22時間、一宮市: 686人/平均36.3時間、春日井市: 459人/平均28時間となっており、支給者数では2倍以上、時間では10時間以上の差が見られる。

居宅介護では、積極的な利用をうながす働き かけと身近に相談できる所が求められる。

移動支援の状況は、昨年と大きく変わった自 治体は生まれていない。移動支援では、通所・ 通学を対象とすべきである。

③災害時要援護者—障害者対策について

避難所のバリアフリー化―スロープの設置は、すすめられてはいるものの「今後検討する」「努める」「施設管理者との調整」の回答が目立つものとなっている。

福祉避難所については、高齢者施設と協定を 結んでいる自治体がほとんどであるが、個室対 応ができるのであろうか。安城・小牧・東海・豊 明・東浦では「個室対応ができない」と回答して いるが、それが実状ではないだろうか。

要援護者情報の管理、情報開示を含め、災害時要援護者対策は東日本大震災の教訓をいかそうとする姿勢すら見えない回答となっている。

東日本大震災から学び、誰も排除せず協力し 合い避難生活を送れるようにすべきである。

6. 健診事業

①特定健診・がん検診 (P82~84参照)

2008年度から基本健診は、「特定健診」と制度変更された。健診の実施に責任を持つのが自治体から保険者へと変更され、病気の早期発見に主眼がおかれなくなった。

今回も、特定健診の実施状況をつかみ、住民 の健康を重視し、改善を要請した。 特定健診を個別方式または集団方式の両方またはいずれか一方で無料受診できるのは41市町村(76%)である。個別方式で無料実施は36市町村(実施市町村のうち74%)であり、集団方式で無料実施は26市町村(実施市町村のうち70%)である。

各種がん検診は、項目ごとに実施のばらつきがあるが、全市町村ですべての検診を実施する必要がある。また、すべてのがん検診を受けようとすると多額の負担になる。自己負担をなくし、費用負担の心配なく検診が受けられるように改善が必要である。

②40歳未満の住民健診 (P85参照)

40歳未満を対象とした住民健診を実施しているのは50市町村(93%)であり、特定健診と同じ内容で実施しているのは21市町村(実施市町村の42%)である。

未実施は、名古屋市、岡崎市、津島市、東海市の4市のみである。1日も早く実施をさせていく ことが必要である。

③歯周疾患検診 (P86~89参照)

歯周疾患検診を毎年受診できるのは19市町村(35%)である。

個別方式または集団方式の両方またはいずれか一方で、無料で受診できるのは45市町村 (83%)となった。

国基準(40歳、50歳、60歳、70歳)より対象 を拡大しているのは47市町村(87%)となった。

7. 予防接種 (P90~93参照)

2013年度からHib、小児用肺炎球菌、HPVの3ワクチンが先行して定期予防接種とされる予定だが、接種費用は市町村の負担となる。財政事情から被接種者への自己負担を求める自治体が出てくることが懸念される。

予防接種は、国の責任で行うことが本来の姿であり、国庫負担を増やすことが求められる。また、市町村では費用負担の心配なく予防接種が受けられるよう、無料化することが求められる。

①Hib・小児用肺炎球菌・HPV(子宮頸がん予防) ワクチンの無料接種

Hib・小児用肺炎球菌・HPVワクチンの予防接種費用について、全市町村で助成が行われている。そのうち自己負担無料なのは、Hibと小児用肺炎球菌が33市町村(61%)、HPVが32市町村(59%)である。

②高齢者用肺炎球菌・水痘(みずぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・B型肝炎ウィルス・ロタウィルスワクチンの任意予防接種費用への助成

高齢者用肺炎球菌の助成を実施するのは昨年の20市町村(37%)から、40市町村(74%)に広がった。

みずぼうそう・おたふくかぜへの助成は、名古

屋市、小牧市、飛島村、豊根村で実施されている。そのうち、小牧市と飛島村は自己負担無料で接種できる。

ロタへの助成は、名古屋市、豊橋市、北名古屋市、豊根村で実施されている。そのうち、豊根村は自己負担無料で接種できる。

B型肝炎への助成はなかった。

8. 生活保護 (P94~96参照)

世界有数の経済力を誇る日本で餓死、孤立死といった悲惨な事件が後を絶たない。相対的貧困率は16.0%(2009年)となり、貧困線以下の国民が2000万人を超える。とりわけ、労働法制の規制緩和=雇用破壊のもとで、若年層を中心に年収200万円以下の「働く貧困層」(ワーキングプア)が5年連続で1000万人を超えた。加えて、劣悪な年金制度に起因する高齢者の貧困層も1000万人を超えている。15年余の新自由主義的「構造改革」政治が、日本社会の劣化、「貧困大国」化に拍車をかけたといえる。さらに、貧困層の増大、相対的貧困から絶対的貧困へと広がる様相を示している。

2012年5月には211万816人と過去最多の受給者数を記録した。愛知県内では、保護開始件数は2009年20,126件(相談件数比30.5%)、2010年17,052件(同31%)、2011年14,452件(同30.2%)と減少傾向にある。

生活保護担当の職員については、2012年は正規690人・非正規259人となっている。1職員あたりの担当受給者数は、蟹江町241人、大治町200人、武豊町162人と国基準80人の倍以上。さらに、100人を超えるのは、名古屋市、豊橋市など15市、国基準を上回るのは合計26自治体である。担当職員の在任期間も市で最低4カ月、最高5年5カ月と短い。国基準を超える職員配置と短期間の在任ではきめ細かな支援はできない。緊急に職員体制の充実が必要である。

景気悪化の元、雇用問題は厳しい状態が続いている。しかし国は、就労・自立支援、不正受給を口実にした生活保護費削減や「窓口での暴力行為」などを口実に、警察官OBを配置するなど生活保護費の圧縮にむけた対策が強まっている。

すでに、岡崎市、春日井市、豊田市、江南市、 みよし市、あま市、長久手市の7自治体が生活保 護関係に配置し、検討中は名古屋市、常滑市、清 須市の3市である。なお、名古屋市は2013年度4 月予算の中で警察官OB配置を決定した。

9. 今後の課題

2012年12月16日投票で行われた衆議院選挙の結果は、民主党への批判と主権者の意思をゆがめる小選挙区制度のもとで自民党が「圧勝」した。しかし、自民党の公約が支持されたとは到底言えるものではなく、社会保障の拡充、消費税増税反対、TPP参加反対、原発ゼロの日本の実現など、国民要求と選挙結果には大きな隔たりがある。

「社会保障制度改革国民会議」がはじまり、医療・介護・年金・少子化対策・生活保護問題等、社会保障改悪の具体案の検討が始まった。民主・自民・公明の3党合意のもとに「自立・自助、共助」を前面に、「公的責任」は極めて限定的な救済に対してだけという、自民党の理念に基づく憲法25条をないがしろにする、重大な挑戦である。

増税と一体で行われる「社会保障制度改悪」の ダブル攻撃によって、国民生活は著しい悪化が予 想される。

声高に「改憲」や国防軍発言やTPP交渉参加等々、危険な安倍自民党内閣にたいし、雇用の確保や社会保障の充実を求めた共同の運動の高揚が求められている。

(1)自治体を住民のいのちと暮らし守る砦に ~これまでの貴重な成果を踏まえ~

①福祉医療制度の存続・拡充

福祉医療制度の見直しについて、2011年から2012年にかけ、キャラバン行動の中でも重点要求として追及してきた。愛知県は当初、2012年度中に改定案をまとめ、2013年度から具体化に向けた準備を進め、2014年度から実施の予定であったものの、改正案がまとまらずその工程が遅れてきている。キャラバン行動での理解と協力にむけた説明や率直な意見交換や、保険医協会の地元会員からの意見書採択にむけた請願提出、個人・団体の賛同署名等の積み上げによる成果である。しかし、愛知県は過去2回の改定計画の頓挫を踏まえ、「同じ轍は踏まない」と慎重にその実現のため取り組みを強めている。引き続き、県の動向を注視しつつ、機敏な対応を取る必要がある。

②安心安全の介護の実現

介護保険料の大幅引き上げや利用料の負担、軽度者の保険はずしなど、制度見直しが先行している。今後、「介護サービスの範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保」「高齢者医療制度に係る改革一制度の在り方、70~74歳の患者負担の在り方」(3党実務者協議「検討項目」より)等、具体化がされる。県民、地域住民の立場で改悪が波及されないような取り組みが必要である。

③国民健康保険の改善

国民健康保険料(税)が払えない加入者が増加し、無保険となり医療が受けられない事態も起こっている。今後、「医療保険制度について、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化」や「医療保険の財政基盤の安定化一市町村国保の財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等」の具体化が進められる。

厚労省「国民健康保険実態調査」(2010年度)によれば、国保の加入者の構成は無職40.8%、被用者35.3%、自営業者15.5%、農林水産業3.1%である。さらに、所得なし27.6%、100万円以下53.8%、200万円以下77.4%、1世帯当たりの平均所得は約145万円となっている。

2012年4月5日改正国保法では、国公負担の割合を給付費の34%が32%に引き下げ、財政運営の都道府県単位化による保険財政共同安定化事業対象をすべての医療費に拡大するなど、すすめられている。高すぎる保険料の結果、滞納者の増加、差押えの強化など、悪循環となっている。国民健康保険加入者の実態に合わせた保険料の設定や運営の在り方など、緊急に見直しが求められる。無保険者の増大で、医療を受ける権利が奪われることのないような対策が必要である。

4)生活保護問題

2012年春頃から、お笑いタレントの母親による「不正受給」問題に端を発した生活保護バッシングは急速に強まり、国会での厚生労働大臣の「保護基準の見直しや扶養義務範囲の見直し・法制化」発言、2013年度予算での削減実施と加速している。

バッシングが、国民的な支持を得られる背景には、「貧困」化の深刻な広がりによる生活悪化がある。2012年5月には211万816人と過去最多の受給者数を記録。ここ数年不況による雇用環境の悪化で、失業による生活保護受給も増加中である。

なかでも、若年者の非正規化による生活悪化、子育て世代の貧困率の高さ、ひとり親家庭、高齢者世帯に集中する。しかし、所得が生活保護支給基準以下となるケースの内、実際に受給している割合を示す「捕捉率」は、ドイツでは64.6%、イギリスでは47~90%、フランスでは91.6%なのに対し、日本は15.3~18%となっている

愛知県内でも、生活保護受給者が増加しているものの、相談件数47,744件にたいし申請件数15,058件、保護開始14,452件と3割強が保護開始の状況である。生活保護基準の引き下

げは、最低基準や年金、就学援助はじめ、課税 最低限、各種福祉施策に連動するナショナルミニマムに大きく影響を及ぼす。国の動きを中止させるとともに、改悪の影響を最低限にとどめるなど県内世論の確立が急がれる。

⑤子育て支援、就学援助など

「減税」を売り看板にする河村名古屋市長は、2013年4月から保育料「5%UP」、公立保育園15か所の民営化など、子育て支援に反する市政をすすめている。2013年4月には市長選挙が行われるが、真価が問われなければならない。

就学援助の受給割合は、愛知県内平均7.97%、名古屋市16.3%、豊橋市18.4%と都市部で増加しているものの、全国水準より大きな立ち遅れがみられる。受給者数は2011年度156万7831人で前年より1万6748人増加し、全生徒に占める割合は過去最多の16%。要保護は15万2060人、準要保護は141万5771人。都道府県別の割合では、大阪府が27%、山口県25%、高知県が24%と続いている。必要とするところに制度が届いているか、愛知の課題である。

(2)地域ごとの運動課題を明確にした運動を

医療・福祉・介護など社会保障施策の拡充を求め、子どもの医療費無料制度や障害者控除認定書の発行、巡回バス・福祉バス、配食サービスの実施、妊婦健診、予防接種助成など各市町村の施策を大きく前進させた。

さらに、国保の都道府県単位化(広域化)を阻止し、介護保険料や国保保険料(税)の引き下げ、独自減免など現行のサービスを改善させる取り組みと高齢者の生活を総合的に支える地域づくりなど継続的な取り組みの強化が求められている。

そのためには、①事前学習会では事前に回答を分析し、具体的な事例で改善をめざす準備をする、②重点陳情事項をできるだけ絞り込み集中的な受け応えを準備する、③「まとめ」の学習会も市町村ごとに開催し次年度の取り組みにつなげていく――など引き続き改善をしていくことが求められる。

また、キャラバン行動の懇談に留まらず、日常的な議会での審議状況の把握、議会の傍聴と適宜必要な要請行動を行うなど前後の取り組みが重要である。地域を主体とする継続的な取り組みにしていくように、地域社保協の確立などの運動体づくりが不可欠である。

県条例を上回る基準・下回る基準の策定 (2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※「県条例を上回る基準を策定」が7市町村ある ※「県条例を下回る基準を策定」はゼロ

7	町村名	県条例を上回る 基準の策定	県条例を下回る 基準の策定	具体的には
	合計	7	0	
1	名古屋	\circ		乳児室の面積等
2	豊橋市	0		保育所の職員配置基準等
3	岡崎市	0		保護施設等の設備・運営基準
-		O		休夜旭以守り以間 建百巫中
5	一宮市 瀬戸市			
6	半田市			
7	春日井市	0		都市公園の規模に関する基準
8	豊川市	O		10日 40日 40日 40日 40日 40日 40日 40日 40日 40日 4
9	津島市			
10	碧南市			
11	刈谷市	0		停車帯幅員、案内標識等
12	豊田市	0		乳児室面積と職員配置
		O		孔兀主国惧と啾貝郎直
13 14	安城市 西尾市			
15	蒲郡市			
16	犬山市			
17	常滑市			
18	江南市			
19	小牧市			
20	稲沢市			
21	新城市			
22	東海市			
23	大府市			
24	知多市			
25	知立市			
26	尾張旭市			
27 28	高浜市 岩倉市			
		_		
29	豊明市	\circ		協力
30	日進市			
31	田原市			
32	愛西市			
33				
	北名古屋市			
35	弥富市			
36	みよし市			
37 38	あま市 長久手市			
39	東郷町			
40	豊山町			
41	大口町			
42	扶桑町			
43	大治町			
44	蟹江町			
45	飛島村			
	阿久比町			
47	東浦町			
48	南知多町			
49	美浜町			
50	武豊町 幸田町			
51 52	設楽町			
53	東栄町			
54	豊根村			
UT	五177.1.1			

現行基準が県条例(政省令)を上回る基準の取り扱い

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※「現行どおり」が22市町村(40.7%)、「県条例に合わせる」が10市町村(18.5)である。

ī		現行 どおり	県条例に 合わせる	その他、備考
	合計	22	10	
1	名古屋市	\circ		
2	豊橋市	\circ		
3	岡崎市	0	0	長寿は現行どおり。障がいは県条例に合わせる
4	一宮市	\circ		
5	瀬戸市			該当無し
6	半田市	\circ		
7	春日井市			現状の把握や市民意 見を踏まえて設定
8	豊川市	0		
9	津島市			該当がある場合は検 討
10	碧南市			基本的には現行どお り
11	刈谷市			該当無し
12	豊田市	0		
13	安城市	0		
14	西尾市	\circ		
15	蒲郡市	0		
16	犬山市	0		
17	常滑市			各課で検討中
18	江南市		\circ	
19	小牧市	\circ		
20	稲沢市			現行基準が政省令を 上回っているとは想定 されない
21	新城市			各課で検討中
22	東海市			法律等に基づき適正 な事務事業を行う
23	大府市	0		
24	知多市	0		
25	知立市			※回答なし
26	尾張旭市			基準を上回っているも のはない
27	高浜市	0		

Ħ	市町村名	現行 どおり	県条例に 合わせる	その他、備考
28	岩倉市		0	
29	豊明市			未定
30	日進市	0		
31	田原市			総合的に精査して判 断
32	愛西市			上回っている基準は ない
33	清須市	\circ		
34	北名古屋市			上回っている基準は ない
35	弥富市		0	
36	みよし市			※回答なし
37	あま市	\circ		
38	長久手市		0	
39	東郷町		0	
40	豊山町			上回っている基準は ない
41	大口町			※回答なし
42	扶桑町	\circ		
43	大治町			上回っている事案は 把握していない
44	蟹江町	\bigcirc		
45	飛島村	0		
46	阿久比町		0	
47	東浦町			該当なし
48	南知多町			上回っている基準は ない
49	美浜町		0	
50	武豊町		0	
51	幸田町	\circ		
52	設楽町		_	基準の引き下げは考 えていない
53	東栄町			引き下げないよう住民 サービスの充実・向上 目指す
54	豊根村		0	

愛知県地方税滞納整理機構について

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※46市町村(85.1%)が機構に参加している。そのうち、東栄町、豊根村は、2012年7月からの参加 ※春日井市は半年間参加したあと不参加。2013年度は検討すると回答。また清須市、幸田町も2013年 度は検討と回答。犬山市は未定と回答

※不参加と明確に回答したのは、岡崎市と北名古屋市

-	市町村名	参加	不参加	 検討	回答の要点
'	בנונשון	≥ /Jµ	-1.5.VI	נחאו	四日の女派
	合計	46	5	3	
0	愛知県				収入未済額は、平成23年度決算見込みにおいて、22年よりや や減少したものの高い水準にあり、解散する予定はない。県職員 は、実務研修として市町村職員を指導しているが、基本的には、 管轄市町村が徴税事務をおこなっている。なお、相談も受け付け 分納にも応じており、地方税法第15条の徴収猶予などの納税緩 和措置については、機構では対応せず、管轄市町村がおこなうこ
1	名古屋市				ととしている 独自の債権回収室で対応
2	豊橋市	0	0		生活実態に応じた納税相談や納税緩和措置をとっている
3	岡崎市		0		全位
4	一宮市	0			滞納原因や生活状況を聴取し、納税しやすい方法を相談
5	瀬戸市	0			滞納額の縮減するために参加する意義は大きい。15条の適用は的確にやっている
6	半田市	0			面談や生活状況の調査などにより、個々の実情、担税力を把握 するなかで分割納付にも応じるとともに法にしたがい適切に対応
7	春日井市			0	平成24年4月から9月まで参加したが、今後の参加については 費用対効果等、様々な角度から考慮して決定する
8	豊川市	0			県と市町村が一体になって取り組むことは、各自治体の安定した税収確保や職員の徴収技術の向上を図るために有効
9	津島市	0			一括納付が困難な場合は、納税相談に応じる。必要とあれば納税緩和措置をとりますし、分納相談に応じる。しかし、資力があるにも関わらず再三の催告に応じない場合、納税合意事項を履行しない場合は、機構に移管する
10	碧南市	0			県と市町村が緊密に連携することで、滞納額の縮減に大変有効。住民の実情をよくつかみ、相談にのりながら徴税業務をすすめる。
11	刈谷市	0			機構の意義は、地方税法に基づき知識の豊富な県職員とともに 市職員が高額かつ困難な滞納案件に取り組み、徴収技術の向上 が図れること。何の相談も受けずに滞納処分をすすめるわけでは ない。
12	豊田市		0		※文書回答なし
13	安城市	0			関連法令に従い、適正な滞納整理をおこなっている。滞納者の自主納付を指導し、担税力があるにも関わらず納付に応じない滞納者にたいしては、厳格な滞納処分を実施することで税負担の公平性を確保している。納税相談、財産調査により地方税第15条等の適用判断をおこなっている
14	西尾市	0			住民の実情を良くつかみながら相談にのりながら、地方税法にのっとり公平な対応をしている。機構へ引き継ぐ案件は、担税力がありながら、長年に渡り督促、催告に応じなかった方や分納約束不履行の方なのでご理解を願いたい。

F	市町村名	参加	不参加	検討	回答の要点
15	蒲郡市	0			機構に移管する案件については、財産調査等を実施し、滞納者の実情を把握し、支払能力を判断した上で対応している
16	犬山市		0		今後については未定
17	常滑市	0			当初の目標より大きな成果をあげているため、今後も引き続き参加。一括納付が困難な滞納者に対しては、分割納付等についてきめ細やかな納付相談を実施し対応している。
18	江南市	0			滞納額が50万円以上で、かつ納税資力が十分あるとみなしたものを機構に移行している。納税資力のない方は、納税緩和措置、延滞金の免除などもおこなっている
19	小牧市	0			高額案件等への直接徴収の効果及び滞納を許さない機運の醸成と地域の納税秩序の確立を図る効果がある。
20	稲沢市	0			地方税法15条の規定に基づき徴収の猶予・分納による納付で対応。
21	新城市	0			滞納額の本税額が50万円以上で、かつ徴収が困難と認められるものを原則としており、担税力があるにも関わらず、納税催告に応じないなど悪質な滞納者を対象としている
22	東海市	0			生活状況等も考慮しながら分割納付での対応等、地方税法に 基づき適正な滞納整理を行なっている
23	大府市	0			担税力などがあるにも関わらず納税意識の薄い等、他の善良な 納税者の不公平・不平等の是正を行なうもの
24	知多市	\bigcirc			移管済みです。相談、分納、減免には応じます
25	知立市	0			実情に応じた分割納税、減免、執行停止なども対応。多重債務者には、司法書士と連携し債務の解消と納税をサポートしている
26	尾張旭市	0			参加することで職員の徴収技術の向上を図ることを目的としており参加することの意義は非常に大きい。市、機構とも地方税法15条の適用については的確に実施している
27	高浜市	0			本当に払えない方(生活困窮者)と払えるのに払わない方(悪質滞納者)の実態調査した後に、滞納者に引き継ぎ予告をした上で機構に引き継ぎを実施している
28	岩倉市	0			機構に引き継いだ事案は、岩倉市が責任を持って滞納整理を行なっている。
29	豊明市	0			移管した案件は、状況を調査した上で、限られたものに絞って 抑えた件数となっている
30	日進市	0			集中して交渉をおこなうことにより、効果的な滞納処分が期待できるので、引き続き困難案件については移管を予定している
31	田原市	0			徴収事務は専門知識をもって対応していくことが必要であり、増え続ける納税額の縮減対策として、納税者間の公平性を保つ上で必要不可欠。機構への移管に際しては、十分検討し決定。
32	愛西市	0			県と市町村が協働しながら、収入未済額を短期的かつ集中的に滞納整理するとともに、市町村職員の徴収技術の向上に資するため参加
33	清須市			0	滞納者の実情、意見を十分に尊重。今後については徴収状況 を見極めて判断する
34	北名古屋市		0		参加予定はない
35	弥富市	0			税の公平な徴収を確保するためにも機構は必要
36	みよし市	0			※文書回答なし
37	あま市	0			滞納整理の効果があらわれており、今後も高額・困難事案の滞納額の縮減をはかるために的確な滞納整理事務を執行する

ī		参加	不参加	検討	回答の要点
38	長久手市	0			三年間の時限措置。主に高額滞納者について、実情、財産をよ く調査した上で、引き続き実施する
39	東郷町	0			滞納額が30万円以上で、かつ徴収が困難と認められるものを引き継ぐ。これらの案件は、数年前から納税交渉を行なっても滞納が完結することなく、かつ、減少することなく高額で推移している案件であり、納税相談による分割納付等についても十分対応した後のものであるので理解を頂きたい
40	豊山町	0			参加の意義は大きい。地方税法15条の適用については的確に 実施している
41	大口町	\circ			※回答なし
42	扶桑町	0			徴収に関する知識や技術の向上を図るためにも参加の意義は 大きい。地方税法第15条の適用をはじめ、分納・減免などで対応
43	大治町	0			生活実態や収入状況など聞き取りを行ない、完納を目指して相 談に応じ、分納などの対応をしている
44	蟹江町	\circ			納税の意思のない悪質滞納者については、今年度同様に移管
45	飛島村	0			厳正な滞納整理を推進することで、徴収の公平性と収入未済額の縮小を図っている。滞納者の担税能力を考慮し分納・減免などの対応をしている
46	阿久比町	0			法に沿って担税力のある人に対して納税をしていただくことにしており、納税交渉の中でその人にあった方法で納税対応をしている
47	東浦町	0			滞納者の現状をよく聞き十分な財産調査等を行なった上で、地 方税法第15条徴収猶予措置、減免等の適用を考慮し行なってい る
48	南知多町	\circ			税滞納者への対応は、法に基づき適切に対応している
49	美浜町	\circ			実情にあわせて分納、減免にも応じている
50	武豊町	0			徴収にあたっては、滞納者と面談し、出来る限り生活状況の把握に努めることが大切であると考え、事情に応じ得て、分割納付に応じ、納税緩和措置も法の規定に従って、公平かつ適正に行なう
51	幸田町			0	税負担の公平性、収納率の向上を図るためには選択肢の一つであり、参加は検討する
52	設楽町	0			実情をつかんだうえでの滞納解消に努力しており、納税に対する平等性確保に努めている。又、相談にのり分納制約について積極的に取り組んでいる
53	東栄町	0			本年7月より加入。滞納世帯に対し納税への理解を促し、実情に応じ分納制度を取り入れるなど徴収の工夫している。多額、困難ものは、機構に移管
54	豊根村	0			本年7月から加入。機構への移管事案は、納付能力がありながら納税催告に応じない等悪質な滞納者を対象としている。納税相談により個別事案として分納・減免の対応もしている

福祉医療制度について

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

	市町村名	「福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、
	ተነ ተነ ተነ	存続・拡充して下さい」
0	愛知県	高齢化の進行、医療の高度化等に伴い、医療費のますますの増加が予測されます一方で、本県の県税収入は、平成20年秋以降の世界的な経済危機の影響で、急激かっ大幅な減収という事態になっております。今後においても、少子・高齢化が進み、働き手が少なくなっていくなかで、税収の増加を見込み難い状況にあります。こうしたことから、本県では、「行革大綱に係る重点改革プログラム」を策定し、厳しい財政状況を踏まえて、行財政改革を具体化、加速、拡大することとしております。その中で「福祉医療制度」につきましても、制度を持続可能なものとするための見直しを検討していくこととなりました。限られた財源のなかで、必要な福祉サービスが提供できるよう、制度を存続させていくためのものでありますので、ご理解いただきたいと思います。
1	名古屋市	【健康福祉局】 障害者医療費助成や福祉給付金などの医療費助成制度は、国の医療保険制度を活用した上で、県及び市が地方単独事業として厳しい財政状況の中、独自に財源を投入して実施しているものです。 国の医療制度改革、県の福祉医療制度見直しの検討が進められておりますので、今後の動向を注視していきたいと考えております。 【子ども青少年局】 子ども医療費助成につきましては、子育て家庭の経済的負担の軽減および子どもの健康を守るため、順次対象年齢を拡大しており、現在、入院・通院ともに、中学3年生まで対象としておりますが、そのうち、乳幼児および小中学生の入院分につきましては、愛知県から補助金の交付を受けて事業を実施しております。 また、ひとり親家庭等医療費助成につきましては、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減及びひとり親家庭等の健康を守るため、18歳以下の児童を扶養しているひとり親家庭等を対象としており、こちらにつきましても愛知県から補助金の交付を受けて事業を実施しております。 現在、愛知県におきまして、福祉医療制度の見直しを検討していることから、本市といたしましては、その動向を注視しながら、今後の助成制度について検討していきたいと考えているところです。
2	豊橋市	今後の県補助の動向も見据え、福祉施策として充実し、持続可能な制度とするよう努めていきたいと考えています。
3	岡崎市	福祉医療制度は現時点では改正する予定はありません。
4	一宮市	現在、県で検討が実施されています。今後の動向を見守りたいと思います。
5	瀬戸市	現状では、愛知県が行う福祉医療制度の見直しの動向を見極めた上で慎重に検討する必要があると考えます。
6	半田市	愛知県は、福祉医療制度の見直しについて検討を進めており、本市として今後も持続可能な制度運営に努めるために、存続・拡充につきましては、社会情勢の変化、施策の優先制、財源確保の面から総合的に判断してまいります。
7	春日井市	現在、県におきまして福祉医療制度の見直しが進められており、本年度中に見直し 案が示される予定となっていますので、今後の県の動向を注視していきます。
8	豊川市	本市では、福祉医療制度を縮小しないためにも、県市長会などを通じて、県へ福祉 医療制度の存続・拡充を要望し続けています。
9	津島市	県の助成基準に準じて対応してまいります。
10	碧南市	現行制度の存続に努めます。

	市町村名	「福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、
	加炒十	存続・拡充して下さい」
11	刈谷市	愛知県内各市町村の福祉医療制度は、他府県に比較して充実しています。これは、 愛知県からの手厚い補助制度に支えられてきたものです。
		愛知県からの子序い補助制度に文えられてさたものです。 愛知県においては、「行革大綱に係る重点改革プログラム」の中で「福祉医療制度の
		夏加宗においては、「行事人嗣に保る重点以事ノロノン」の中で「個価区別間及の 見直し」が検討されており、「高齢化の進行、医療の高度化等に伴い、医療費の増加が
		予測されることから、限られた財源の中で、福祉医療制度を持続可能な制度とするた
		め、福祉医療費の将来推計、一部負担金導入等の諸条件によるシミュレーションを行
		い、制度の見直しを検討する。」とし、「国の社会保障制度改革の内容とのすり合わせ
		や、市町村、医師会等の関係機関との協議、調整を図りながら行っていく。」とされてい
		ます。
		今後も県や近隣市の動向を踏まえながら慎重に対応してまいりたいと考えます。
12	豊田市	※文書回答なし
13	安城市	県の福祉医療制度見直しの結果を見て検討します。
14	西尾市	現在、県の福祉医療制度の見直しの方向性が示されておらず、今後の県並びに市
		町村の動向を見据えて判断したい。
15	蒲郡市	子ども医療費助成、精神障害者医療費助成、後期高齢者福祉医療費助成について
		は、県の補助部分を拡大して実施しています。なお、愛知県は福祉医療制度の見直し
	Is to Le	を予定しており、今後の県の見直しの状況や動向を注視しています。
16	犬山市	現在、県においては、平成26年度に向けた福祉医療制度の見直しが検討されてい
		ます。 当市としては、その動向に注視すると共に現制度が縮小されることがないよう要望
17	常滑市	していきます。 平成24年10月から子ども医療の通院対象年齢を中学3年生までに拡大し、自己負
17	A (月	平成24年10月からすども医療の通院対象中断を中子3年生までに拡入し、自己負 担額の3分の2を助成しています。
18	江南市	県に意見、要望をしています。
19	小牧市	現時点で縮小の予定はありません。
20	稲沢市	福祉医療制度につきましては、県の重点改革プログラムに位置づけられ、平成26年
	III V C T T	度からの新制度開始に向けて見直し作業が始められたところです。どのような見直しが
		行われるのか、今後の県の動向を注視してまいりたいと考えております。
21	新城市	現在、縮小は考えておりません。
22	東海市	東海市は、県の助成制度以外、子ども医療の中学生通院など市独自の内容で医療
		費助成を実施しています。現時点では、助成内容の縮小は考えておりません。
23	大府市	子ども・障がい者・高齢者医療につきましては、県補助対象より拡充しており、今のと
	/ * .	ころこれ以上の拡大予定はありません。
24	知多市	機会を捉えて要望してまいります。
25	知立市	縮小せず、存続予定ですが、拡充する予定はありません。
26	尾張旭市	尾張旭市の医療費助成制度は、全国的に見ても高い水準にある愛知県内にあって は、県内平均以上の内容な維持しています。 今のにこれできる関い現場の制度な維持
		も、県内平均以上の内容を維持しています。今のところ、できる限り現状の制度を維持していきたいと考えています。
27	高浜市	現行において、子ども医療、高齢者医療について、県補助対象以上の拡大を市単
2'	[H] 127 [H]	独事業として実施しています。限られた財源の中で、現福祉医療制度を持続的に実施
		することが重要と考えており、さらに拡大する考えはありません。
28	岩倉市	県の補助制度を基本とし、市全体の施策の公平性、優先度等を考慮し、さらには他
		市町村の状況も踏まえて実施していきたいと考えております。
29	豊明市	福祉医療制度について縮小・拡大は考えておりません。
30	日進市	現在、本市で実施している福祉医療制度を、継続していくことを予定しています。
31	田原市	福祉医療制度は県の補助金を受け助成を行っています。このまま補助金が継続され
		るのであれば存続させたいと考えています。また、現在、補助対象事業より拡充し助成
		しており、これ以上の拡大は大きな負担となりますので考えておりません。
32	愛西市	方針等十二分にいろいろな状況を見ながら判断していきたいと考えております。
33	清須市	福祉医療については、子育て支援等施策として重要な施策と考えております。

	市町村名	「福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、 存続・拡充して下さい」
34	北名古屋市	現在、県では、限られた財源の中で、福祉医療制度を持続可能な制度とするため、
		平成26年度に向けて制度の見直しを検討中です。今後、市町村との協議・調整が行わ
		れます。
35	弥富市	県は、平成26年度の新制度開始のために福祉医療制度の見直しの検討をしてい
	7 11 4	る。県の見直しの内容を踏まえて検討したい。
36	みよし市	※文書回答なし
37	あま市	果では、現在「福祉医療制度の見直し」をすすめていますが、どのような内容になる
		かが示されていない状況です。市としても、どのような方向に向かうか注視しているのが 現状です。
38	長久手市	現行どおりとします。
39	東郷町	町において必要な福祉医療費助成を行います。
40	豊山町	当面は、現行制度を維持します。
41	大口町	福祉医療制度においては、子ども、高齢者、精神障害者の医療について県の補助
) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	範囲より拡充をしており、当面は現行制度を維持していく予定です。
42	扶桑町	存続又は拡充しています。
43	大治町	子ども医療については、平成24年4月に拡大を行ったが、その他については、現行
		の制度で行っていく考えです。
44	蟹江町	平成24年7月から中学校卒業年度末までの子ども、入院外、現物給付、所得制限な
		L
45	飛島村	福祉医療制度を縮小せず、今後も存続していく予定です。
46	阿久比町	現行制度の存続に努めます。
47	東浦町	東浦町の行っている福祉医療制度は、愛知県の補助金が財政面で大きなウエートを
		占めております。子ども医療のように町独自の上乗せ補助を行っているものもあります
		が、制度の維持を考えた場合、愛知県の施策の中での制度を考えざるを得ません。
		現在愛知県では、福祉医療制度の見直しを検討していますが、県に対しては、機会
48	南知多町	をとらえて、補助制度の維持を求めていきたいと考えております。 子ども医療は、平成24年10月診療分から18歳年度末まで対象年齢を拡大します。
40	用邓多町	すども医療は、平成24年10月診療力が610歳年度不まで対象中間を拡入します。 ただし、中学生と高校生等は、償還払い制度で、通院は自己負担分の2分の1助成、
		入院は自己負担分の助成で実施します。他の医療は現在の制度を存続させていきま
		す。
49	美浜町	現在の制度を存続の予定しています。
50	武豊町	現行制度で実施してまいります。
51	幸田町	県において、福祉医療制度を維持可能な制度とするため、制度の見直しを検討して
		おります。動向を把握し慎重に検討していきます。
52	設楽町	財政的な拡充は難しい面がありますが、継続します。
53	東栄町	現状での存続を考えている。
54	豊根村	現在、縮小の意向はありません。

子ども医療費助成制度の実施状況

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ※愛知県制度は通院で義務教育就学前、入院で中学校卒業まで(2008年4月実施)
- ※特に断りのない場合は、現物給付で実施している。また実施年月は償還払いの学齢変更を含む
- ※市町村名が白抜き: 通院・入院とも中学校卒業まで自己負担なしで実施(41市町村)
- ※★印:東郷町・飛島村・設楽町は入通院とも、南知多町は入院で、自己負担なしで18歳年度末まで拡大している
- ※▲印:津島市は県基準から拡大をしたが、非課税世帯のみで、ほとんどの子どもは対象外となる
- ※◆印:豊橋市・一宮市・豊川市・犬山市・常滑市・江南市・北名古屋市・南知多町は自己負担あり
- ※2011年9月と2012年9月の通院での実施数・割合の変化(実施予定含む)

「小学校卒業」以上:51(94.4%)→54(100%) 「中学校卒業」以上:40(74.1%)→49(90.7%)

※ゴチックは昨年キャラバン以降の変更部分

ī	市町村名	通院	入院
	基準拡大 自治体数	54(100%) (自己負担なし 46) 自己負担あり 8)	6(11.1%)(自己負担なし 5) 自己負担あり 1)
	学校卒業」 上の自治体数	54(100%) (自己負担なし 46)	_
	学校卒業」 上の自治体数	49(90.7%) (自己負担なし 41)	_
0	愛知県	義務教育就学前	中学校卒業
1	名古屋市	中学校卒業	中学校卒業
2		中学校卒業(中学生は1.5割の自己負担あり、1.5割を償還払い)◆(2012年4月実施)	中学校卒業(中学生は償還払い)
3	岡崎市	中学校卒業	中学校卒業
		中学校卒業(小学生以降は1割の自己負担	中学校卒業(小中学生は償還払い(市内医
4		あり、2割を償還払い(市内医療機関に限り 現物給付))◆(2012年4月実施)	療機関に限り現物給付))(2012年4月実施)
5	瀬戸市	中学校卒業(2012年1月実施)	中学校卒業(2012年1月実施)
6	半田市	小学校卒業	中学校卒業(中学生は償還払い)
7	春日井市	中学校卒業	中学校卒業
8	豊川市	中学校卒業(中学生は1.5割の自己負担あり、1.5割を償還払い)◆	中学校卒業(中学生は償還払い)
		義務教育就学前▲	中学校卒業(小中学生は償還払い)
9	津島市	(市民税所得割非課税世帯は18歳年度末ま	(市民税所得割非課税世帯は18歳年度末ま
		で(2011年12月実施))	で(2011年12月実施))
10	碧南市	中学校卒業	中学校卒業
11	刈谷市	中学校卒業	中学校卒業
12	豊田市	中学校卒業	中学校卒業
13	安城市	中学校卒業	中学校卒業
14	西尾市	中学校卒業	中学校卒業
15	蒲郡市	中学校卒業(2012年4月実施)	中学校卒業(2012年4月実施)
16	犬山市	18歳年度末(小学校4年生以降は1割の自	18歳年度末(小学校4年生以降は償還払
16	✓ □ □ □	己負担あり、2割を償還払い)◆	い、高校生は1割の自己負担あり)◆
17	常滑市	中学校卒業(小学校4年生以降は1割の自己負担あり、2割を償還払い)◆(2012年1 0月実施)	中学校卒業(小学校4年生以降は償還払い)

Ħ		通院	入院
18	江南市	小学校卒業(小学校4年生以降は1割の自己 負担あり、2割を償還払い)◆	中学校卒(小学校4年生以降は償還払い)
19	小牧市	中学校卒業	中学校卒業
20	稲沢市	小学校卒業(2012年4月実施)	中学校卒業(中学生は償還払い)(2012年 4月実施)
21	新城市	中学校卒業	中学校卒業
22	東海市	中学校卒業(2011年12月実施)	中学校卒業
23	大府市	中学校卒業	中学校卒業
24	知多市	中学校卒業(2012年4月実施)	中学校卒業(2012年4月実施)
25	知立市	中学校卒業	中学校卒業
26		中学校卒業	中学校卒業
27	高浜市	中学校卒業	中学校卒業
28	岩倉市	中学校卒業(2012年4月実施)	中学校卒業(2012年4月実施)
29	豊明市	中学校卒業	中学校卒業
30		中学校卒業	
31		中学校卒業	中学校卒業
32		小学校卒業	中学校卒業(中学生は償還払い)
33	清須市	中学校卒業	中学校卒業
	北名古屋市	中学校卒業(小学生以降は1割の自己負担 あり、2割を償還払い)◆ (市民税非課税世帯は全額償還払い)(201 2年8月実施)	中学校卒業(小中学生は償還払い)
35	弥富市	中学校卒業	中学校卒業
36		中学校卒業	中学校卒業
37	あま市	小学校卒業	中学校卒業(中学生は償還払い)
38	長久手市	中学校卒業(2011年11月実施)	中学校卒業(2011年11月実施)
39	東郷町	18歳年度末★(2012年1月実施)	18歳年度末★(2012年1月実施)
40	豊山町	中学校卒業	中学校卒業
41	大口町	中学校卒業	中学校卒業
42	扶桑町	小学校卒業 [中 学校卒 業(2013年1月実施予定)]	中学校卒業(中学生は償還払い)
43	大治町	中学校卒業(2012年4月実施)	中学校卒業(2012年4月実施)
44	蟹江町	中学校卒業(2012年7月実施)	中学校卒業(中学生は償還払い)
45	飛島村	18歳年度末★(2012年4月実施)	18歳年度末★(2012年4月実施)
46		中学校卒業	中学校卒業
47	 東浦町	中学校卒業	中学校卒業
48	南知多町	18歳年度末(中学生以上は1.5割の自己 負担あり、1.5割を償還払い)◆(2012年1 0月実施)	18歳年度末(中学生以上は償還払い)★ (2012年10月実施)
49	美浜町	中学校卒業	中学校卒業
50	武豊町	中学校卒業	中学校卒業
51	幸田町	中学校卒業	中学校卒業
52	設楽町		18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★ (2012年4月実施)
53	東栄町	中学校卒業	中学校卒業
-	豊根村	中学校卒業	中学校卒業

。未来へ投資~する医療費助成制度



全国一の子供医療費無料化制度 知事も議会も意義認める 国にペナルティーの撤回要請



格差と貧困は否応なしに子供に負の影 響を与える。子供医療費を無料にするこ とは、全国の保護者の悲願である。群馬 県(以下「県」)は都道府県レベルでは 福島県を除き施策のトップを走る。

完全無料化とは

県は、中学校卒業までの子供たちの医 療費を完全に無料化している。この一〇 月に丸三年が経過した。完全無料化と は、入院・通院とも窓口での医療費の支 払いをせずに受診できるということ、も ちろん所得制限もないことをいう。

市町村段階では、高校卒業までの医療 費を無料にしている例もあるが、県レベ ルではない。ただ、福島県が原発被害と の関連で今月(一〇月)から一八歳以下

の子供の医療費を無料にした。全国的に 見ると乳幼児のみを対象、通院費のみを 対象という都道府県が多数で、中学卒業 まで完全無料化している県は(福島を除 き)群馬のほかにはない。また、窓口で 診療費を払わずに済む、お金がなくても 医者にかかれるというのは保護者にとっ て真にありがたい。子供は急変する。昼 間元気でも夕方には高熱を出し、ぐった りすることもしばしばある。銀行からお 金を引き出すことをせずに医者に飛んで いける。

ご承知のことと思うが、こうしたルー ルを「現物支給」という。お金ではなく 医療行為そのものを支給する。その反対 は「償還払い」という。一度窓口で支払 い、その後市町村役場で還付してもら う。手間はかかるし、何より現金が必要 で、なければ医者にかかれない。

貧困のため国民健康保険税を支払うこ とができない場合、資格証が交付され る。窓口で医療費の全額を支払わなけれ ばならない。しかし、群馬県では、一八 歳未満の子どもには資格証ではなく、保 険証又は短期保険証が交付される。そし て、中学生までの子どもなら全額無料で 受診できる。

知事選の公約で一気に前進

こうした進んだ制度が一朝一夕ででき たわけではない。一九九五年八月に三歳 未満児の通院費が無料になったが、それ が次に進むのに一三年を要した。二〇〇 八年四月になってようやく就学前までに

前進した。これがさらに前進するのに時 間はかからなかった。翌二〇〇九年一〇 月に今日の制度、すなわち中学卒業まで となった。

入院費は、一九九九年八月に五歳未満 児が無料になった。通院費と同じように その後ほとんど進展せず、九年後の二〇 ○八年四月に中学卒業まで無料となっ た。長い間、保護者は根気よく運動をし てきたが、なかなか成果が上がらなかっ た。しかし突如大幅に前進した。それ は、二〇〇七年の七月に行われた県知事 選挙が大きなきっかけとなった。

もちろん革新候補の吉村駿一氏は中卒 までの医療費無料化を政策に掲げて闘っ てきた。現知事の大澤正明氏は、現職の 小寺弘之氏を破るため、この吉村氏の政 策を公約に掲げた。 崖差で勝った大澤氏 は、公約の完全実施を渋ったが県民はこ れを許さず、厳しく励まし、先ほど述べ た入院、通院とも時間差はあったが中学 卒業までの無料化を実施した。

今では、大澤氏がこの政策を誇りにし ていることは言うまでもないが、それは 後述する。

完全無料化に三九陽円を負担

この医療費無料化のための費用は、表 にみるとおり対象が広がるたびに拡大す る。最も直近の二〇一一年度は、約三九 億円を要した。対象児童数は二六万四四 四四人なので一人当たり一万四八五九円 となる。また年間一人当たり一四回受診 していた。一方、1100七年度をみると 一人当たり年間一六・七回受診、診療費 助成金は二万九五一円であったので、中 学生まで拡大したことによって一人当た りの受診回数、診療費助成金とも減少し た。また、表にあるように一件当たりの 金額も一二五四円から一〇六〇円に減少 している。

県の財政負担はそれなりに大変といえ るようだが、子供を持つ家庭の経済的負 担は大幅に減少している。

未来への投資

財政負担は小さいとはいえない。現職 の大澤正明知事はこれをどう評価してい るか調べてみた。機会あるたびに高く評 価しているようだが二つだけ紹介する。

	1	4	ŧ		
K K	子供医療實年度別実績	年度別美権			
年度	対象児童数(人) 强劣件数(件)	强外数(件)	補助金額 (千円)	1件当たり 補助額(円)	難
2007	52,043	869,052	869,052 1,090,402	1,254	乳幼児
2008	103,157	1,703,585	1,703,585 1,833,809	1,076	4月 通院就学前 入院中卒
5003	166,496	2,386,427 2,544,385	2,544,385	1,066	10月 中卒まで完全無料化
2010	267,852	3,622,825 3,841,280	3,841,280	1,060	
2011	264,444	264,444 3,703,999 3,929,454	3,929,454	1,060	
開	群馬県各年度「行政報告」より	政報告しより			

最初に紹介するのは、第一四次群馬県 総合計画「はばたけ群馬プラン」である。 これは二〇一一年度からの県の五カ年計 画のことであるが、こういうところには 知事の本音が示される。子供医療費無料 化について四箇所に記述されている。一 番最初が知事の巻頭の挨拶である。

27

するための取り組みを進めてまいりましる雇用対策など県民の安心と安全を実現る戦急医療体制の充実、生活の基盤であクターへりの運転による県内全域におけ削の強化、中学までの医療實無料化、ド本であると考え、これまでに危機管理体する生活を守ることが県政運営の最も基すなわち「私は、県民が安全で安心で

なる。それぞれを抜き書きすると、次のように積極的に対応することを約束している。そのほか三箇所で次のように記述し、

- 費用負担を軽減します。・子供医療費無料化など子育てにかかる
- 整備します。受けられ、親の不安を軽減できる環境を受けられ、親の不安を軽減できる環境を相談などにより、子供が安心して医療を・子供医療實無料化や小児救急医療電話
- 護者の経済的負担の軽減を図ります。を継続して運用し、子供の健康保持や保の子供に対する医療費の完全無料化制度・全国に先駆けて実現した、中学生以下

れた。九月議会の本会議(九月二五日)二つ目の知事の評価は、つい最近行わ

り、心からの敬意を表せざるを得ない。したという。大澤知事はその対極にあ事は「窓口無料化を見直したい」と表明まさに名言。ある新聞によれば山梨県知ための未来への投資である」と答えた。えて「それは活力ある豊かな社会を築くでの大林俊一議員(自民党)の質問に答

ペナルティー課す政府に抗議

群馬の県議会は自民党が多数を占める 保守的な議会である。そんな議会だが中 学生までの医療費完全無料化を含む福祉 医療制度に絶大な支持を表明している。 昨年の同じ九月議会で酒井宏明議員(共 産党)は、「政府がペナルティー(国庫 負担金等の削減措置)を課すことは不 当、本委員会(厚生文化常任委員会)か ら国への意見書発譲を要望したい」と発 言した。これをうけ、今年の二月議会 は、「国においては、地方単独の医療費 助成制度の重要性や必要性に鑑み、現物 給付による医療費助成制度の実施に伴う 国民健康保険国庫負担金等の削減措置を 直ちに廃止するよう強く要望する一との 意見書を全会一致で採択した。

る経費人・三億円をはるかに上回る。生までの無料化のために新たに必要にな係二・五億円―二〇一〇年度)で、高校ティーは、約一一億円(内子供医療費関ちなみに県に課せられる不当ペナル

コンビニ受診なし

て。 さ診件数を検証したところ、拡大前の九別が懸念されたが、国保診療分の時間外別が懸念されたが、国保診療分の時間外 急医療への過度の依存や時間外診療の増 課長は、「子どもの年齢拡大に際し、数と質問した。これに対し、県の国保援護 して二年経過したがその効果はどうか」 ども医療費中卒までの無料化を完全実施 ばいる医療費中卒までの無料化を完全実施

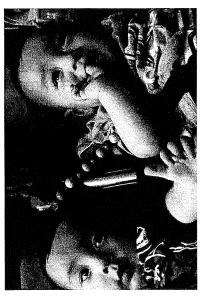
さらに、同課長は「慢性的疾病につい防ぐことができる」と、同課長は答えた。 救急電話相談や市町村の啓発活動によりる。しかし、こうした懸念は「子どもの児科医師の激務を助長することを挙げが増え軽症でも受診するため、忙しい小として、多くの首長が、液間や休日診療また、医療費無料化を拡大しない理由

は、正に「未来への投資」に外ならない。を担う子供たちの医療費の完全無料化るように保護者にも共通している。次代る」と答えた。こうした見方は、後述す財受診による重症化防止効果が期待できトピー性疾患が一方、増加している「早ての受診件数を見ると喘息が二〇%、ア

保護者は大歓迎

アンケート集計結果」によると――で公表した。資料「子ども医療實無料化護者にアンケートを行い今年の九月議会県は今年七月、高崎市の子供を持つ保

なく○・九%の認知度であった。なく○・九%の認知度であった。なく○・九%の習問をしたところ、もっと少度だが、県民はほとんど知らない。県民国から羨望の的になっている群馬県の制初」とか「全国一」の制度であることにの保護者が承知している。だが、「全国大・七%、「自己負担なし」は九六・四%中卒まで対象とする」ということは、八中卒まで対象とする」ということは、八円間いている。大変多くの人がその可いて聞いている。大変多くの人がその問しでは、この制度の特徴の認知度に



ば本当にありがたい」などの記述の紹介ませなければならないと聞くので本制度自治体ではいったんは自分で支払いを済効果があることを示している。「多くの五・七%、早期治療が八九・四%と高いかを聞いている。経済的負担の軽減が九間2は、どのような点で生活に役立つ

いることが分かった。れを知らなかったという人が一五・二%九・二%の保護者が「ある」と答え、こ利用したことがあるかと聞いている。二急電話相談)についての質問で、これを急電話相談)についての質問で、これを

アンケート結果となっている。 アンケート結果となっている。 という傾向になっていないことを示したからなんでもかんでも安えでも医者に連れていく が分かった。保護者は抑制的で、無料だ者に行く」人は九・四%に過ぎないこといる一方で、「無料なのでとりあえず医症状では様子を見る」人が八九・五%も方をしているかと聞いている。「軽度なな受診を控えるために保護者がどんな努うなことに気をつけているか質問、過剰日4は、子供の受診にあたってどのよ

意見が記載されている。という、知事の「未来への投資」論と同でき、結果として医療費を抑えられる」になった時や老後も健康に過ごすことがさい時から健康に気を配っていれば大人去・四%であった。また記入欄には「小支持賛成意見が八五・一%、拡大要望が関はは、この制度に関しての意見で、

群馬県子ども医療費無料化関係資料

1. 県補助対象年齢の拡大経過

	H19年度まで	H20年4月1日	H21年10月1日
通院	3歳未満まで	小学校就学前まで	中学校卒業まで
入院	5歳未満まで	中学校卒業まで	同左

2. 1人あたりの補助金額及び受診件数

年度	Н19	H20	H21	H22	H23
補助金額(円)	20, 952	18, 249	15, 282	14, 341	14, 859
受診件数(件)	16.7	16.5	14. 3	13. 5	14. 0

3. 通常診療時間以外の受診件数 (群馬県市町村国保被保険者(15歳以下))

平成21年4~9月(通院拡大前) 10,152件

1

平成22年4~9月(通院拡大後) 9,406件(92.7%)

4. 「ぜん息」、「皮屑炎及び湿疹 (アトピー性皮屑炎含む)」の受診件数 (10~14歳)

	2 1 年 5 月(通院拡大前)	22年5月(通院拡大後)
ぜん息	7 2 4 件		872件(20%增)
皮膚炎及び湿疹 (アトピー性皮膚炎含む)	638件	→	741件(16%增)

※群馬県国民健康保険団体連合会「疾病分類統計調査」

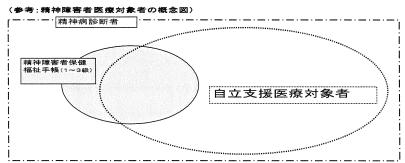
精神障害者医療制度 市町村実施状況集計表

(H24.8.1)

					(1124.0.1)
		拡った	t e		
市町村名		通院	入		縮小
	精神疾患のみ	全疾患	精神疾患のみ	全疾患	
		(精神以外)		(精神以外)	特別障害者手当(本 人)の所得制限を準
名古屋市		(1·2級)		(1・2級)	用 *本人のみの場合、 限度額3,604千円
豊橋市	(自立支援)				
岡崎市	(3級かつ自立支援)	(1~3級かつ自立支援)	(3級)	(1~3級)	
一宮市	(自立支援) (自立支援)	(1・2級)	8割(精神病診断者)	(1·2級) (1·2級)	
半 田 市	(自立支援)		〇百八个月千中7月2日2日1	(1-Ziyx)	
春日井市	(自立支援)			(1·2級)	
豊川市	(自立支援) (自立支援)	1/2(1•2級)※市内在住1年以上		1/2(1•2級)※市内在住1年以上	
碧 南 市 刈 谷 市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1·2級)	
津 島 市 碧 南 市 豊 田 市 安 城 市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1·2級)	
豊田市	/ <u> </u>	(1・2級かつ自立支援)	1/2(精神病診断者)	/4 Δ όπ \	
安城市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(手帳1・2級以外の精神病診断者)	(1・2級)	
西尾市浦郡市	(自立支援) (自立支援)	(1·2級) 1/2(1·2級)	1/2(精神病診断者)	(1·2級) 1/2(1·2級)	
蒲郡市 大山市	(自立支援)	1/2(1-2級)	1/2(精神病診断者)	1/2(1・2級)	
常滑市	(自立支援)	1/Z(1-Z49X)	1/2(作用作用的多数1/百)	1/2(1-219X)	
江 南 市	(自立支援)	1/2(1-2級)	1/2(精神病診断者)	1/2(1・2級)	
小 牧 市	(自立支援)		1/2(精神病診断者)	(1·2級)	
稲沢市	(自立支援)			(1•2級)	
新城市	(自立支援)	1/2(1-2級)	1/2(3級)	1/2(1•2級)	
東海 市	(自立支援)	(1・2級)	(3級)	(1-2級)	
大原車	(自立支援)		(3級)	/4 o/T	
知 多 市 知 立 市	(自立支援) (自立支援)	(1·2級)	(3級) 1/2(精神病診断者)	(1·2級) (1·2級)	
尾張旭市	(自立支援)	(1·2級) (1·2級&自立支援)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)	
高浜市	(自立支援)	(1 2版公日立文版/	1/2(精神病診断者)	(1 2/1/1/2/	
知 立 市 展 提 市 高 倉 市 豊 明 市 日 進 市	(自立支援)	(1•2級) ※1/2→全額助成	(精神病診断者)※1/2→全額助成	(1·2級) ※1/2→全額助成	
<u>岩</u> 倉市 豊明市	(3級&自立支援)	(1~3級)		1/2(1~3級)	
日進市	(自立支援)	(1・2級)			
田原市	(自立支援)		1/2(精神病診断者)		
愛西市	(3級&1/2(自立支援))	(1~3級)	(3級&1/2(診断書&自立支援))	(1~3級)	
清 須 市 北名古屋市	(3級) (自立支援)	(1~3級) (1·2級)	(3級)	(1~3級) (1·2級)	
弥 富 市	(自立支援)	(1-ZhX)	(精神病診断者)	(1°Zhyx)	
みよし市	(精神病診断者)	助成なし→(1・2級)(H24.7.1)	(精神病診断者)	助成なし→(1·2級)(H24.7.1)	
あま市	(3級かつ自立支援)		(3級)		M. AND THE
長久手市	(自立支援)	(1·2級)	(精神病診断者)	(1・2級)	
東郷町	(自立支援)		1/2(精神病診断者)	(1・2級)	
豊山町	(3級&自立支援) ※自立支援は指定機関に限る ※診断書は廃止(H24.8.1)	(1~3級) ※診断書、自立支援は廃止 (H24.8.1)	(3級) ※診断書、自立支援は廃 止(H24.8.1)	(1~3級) ※診断書、自立支援は廃 止(H24.8.1)	
大口町	(自立支援)	(1・2級)	(精神病診断者)	(1・2級)	
大 口 町 扶 桑 町 大 治 町 蟹 江 町	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)	
扶桑町 大治町	1/2(3級かつ自立支援)		1/2(3級)		
蟹江町	(3級かつ自立支援)		(3級)		
飛島村	(3級)	(1~3級)	(3級)	(1~3級)	
阿久比町東 浦 町南知多町	(自立支援) (自立支援) (自立支援)		(3級)		
美 浜 町	(自立支援)			NOTIFICATION ON THE SECOND CO. AND COLUMN TWO COLUMN TO THE SECOND COLUMN TWO	20 Mar 1 Mar
武豊町	(自立支援)				
幸田町	(自立支援)	(1·2級)	1/2(3級&自立支援)	(1・2級)	
南美武豊町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	(自立支援)		1/2(精神病診断者)		
果 栄 町	(自立支援)		1/2(精神病診断者)		
壹 侬 创	(3級&診断書&自立支援)	00	1/2(精神病診断者)	20	1
計	52	29	37	33	1

(表の見方)

| 1/2(1・2級) | 1/2(1・2 W) | 1/2(1 W) | 1/



後期高齢者福祉医療費給付制度(福祉給付金制度)の実施状況一覧

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ※愛知県は2008年4月から「福祉給付金制度」を、「後期高齢者福祉医療費給付制度」と名称変更し、 従来の対象だった「ひとり暮らしの非課税高齢者」を外した
- ※県が外した「ひとり暮らし非課税高齢者」を引き続き対象(縮小も含む)としているのは45市町村 (83.3%)
- ※「ひとり暮らし」欄 〇印:従来通り継続 〇印:対象縮小して継続 ×印:対象継続を中止
- ※県基準から何らかの拡大をしているのは49市町村(90.7%)
- ※「拡大状況」欄の★印は愛知県基準で実施(瀬戸市・あま市・長久手市・東郷町・東栄町)
- ※母子等、戦傷病者等の所得制限超過者を対象としている市町村があるが、この表からは略している
- ※後期高齢者医療被保険者のうち、後期高齢者福祉医療費給付金の対象となっている割合は18.1%

		ひとい	後期高齢者福祉医療費給付金の拡大状況	後期高齢者 医療被保険	給付制	命者福祉日 制度対象で 8月1日	
Ī	市町村名	ひとり暮らし	後期 同断 自 価値 医療 員	者数 (2011 年 8月1日)	合計	ひとり 暮らし 非課税者	その他 市町村 独自 の拡大
	合計	45	県制度から拡大:49市町村	726,112	131,177	10,510	9,702
1	名古屋市	×	②対象年齢を前期高齢者(70歳~74歳)まで拡大	235,960	47,978	0	8,633
2	豊橋市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(低所得 I 該当。税扶養に入っていない) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	38,666	6,763	1,043	66
3	岡崎市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(税扶養に入っていない) ②精神保健福祉手帳3級(通院は自立支援医療のみ、入 院は全額)	33,996	5,885	625	0
4	一宮市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	39,636	7,239	959	96
5	瀬戸市	X	*	14,946	2,462	0	0
6	半田市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者を除く) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③療育手帳C所持者(市民税非課税世帯のみ)	11,714	1,838	52	25
7	春日井市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	27,782	4,277	153	79
8	豊川市	\bigcirc	ひとり暮らし非課税高齢者(1/2助成)	19,350	3,682	797	0
9	津島市	X	自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	7,217	1,105	0	65
10	碧南市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	7,642	1,242	175	18
11	刈谷市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	11,135	2,138	290	78
12	豊田市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神障害で診断書による入院(1/2助成) ③市民税非課税世帯の要介護3認定者	32,671	6,031	537	92
13	安城市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	14,575	2,927	762	47
14	西尾市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	18,506	2,938	318	73

		ひとい	後担う歩き行礼医療弗<u>徐</u>ひをの忙于此辺	後期高齢者 医療被保険	給付制	命者福祉图制度対象和 8月1日	
Ē	 市时村名	ひとり暮らし	後期高齢者福祉医療費給付金の拡大状況 (愛知県医務国保課の実施状況集計表も参考とした)	者数 (2011 年 8月1日)	合計	ひとり 暮らし 非課税者	その他 市町村 独自 の拡大
15	蒲郡市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	10,536	1,789	274	20
16	犬山市	0	ひとり暮らし非課税高齢者	8,317	1,240	243	0
17	常滑市	\bigcirc	ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外)	6,881	791	74	0
18	江南市	×	①自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ②精神障害で診断書による入院(1/2助成)	10,564	1,738	0	29
19	小牧市	\bigcirc	ひとり暮らし非課税高齢者(市内親族なし)	12,483	2,049	80	0
20	稲沢市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者を除く) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	14,238	2,406		66
21	新城市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(1/2助成) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神保健福祉手帳3級(入院1/2助成)	8,337	1,253	236	13
22	東海市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神保健福祉手帳3級(入院のみ全額助成) ④東海市特定疾病認定患者	9,468	1,730	270	56
23	大府市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神保健福祉手帳3級(入院のみ全額助成)	6,970	1,026	4	0
24	知多市	\circ	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は除く)精神保健福祉手帳3級(入院のみ全額助成)	1,277	148	148	0
25	知立市		①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	5,487	993	251	0
26	尾張旭市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(市内親族なし) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	7,645	1,156	68	63
27	高浜市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(73・74歳及び75歳以上) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	4,115	829	245	15
28	岩倉市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	4,372	761	148	0
29	豊明市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害者3級(通院全額、入院1/2助成) ④精神障害者1・2級(精神以外の通院全額、入院1/2助成)	6,374	1,298	292	14
30	日進市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外、遺族年金を所得判定に含む) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	6,570	981	58	9
31	田原市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	8,213	1,505	393	9
32	愛西市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級(全疾病)	7,698	1,422	303	4
33	清須市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級(全疾病)	6,499	903	460	8
34	北名古屋市	\bigcirc	①ひとり暮らし非課税高齢者(市内に親族がいない) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	6,956	1,230	154	13

市町村名		ひとり暮らし	後期高齢者福祉医療費給付金の拡大状況 (愛知県医務国保課の実施状況集計表も参考とした)	後期高齢者 医療被保険	後期高齢者福祉医療費 給付制度対象者数 (2012 年 8 月 1 日現在)			
				者数 (2011 年 8月1日)	合計	ひとり 暮らし 非課税者	その他 市町村 独自 の拡大	
35	弥富市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	4,471	743	61	40	
36	みよし市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神障害者	3,382	668	73	33	
37	あま市	×	*	7,925	1,157	0	0	
38	長久手町	X	*	3,132	477	0	0	
39	東郷町	×	*	3,154	432	0	0	
40	豊山町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②療養手帳C所持者 ③精神保健福祉法で精神障害者と診断された人 ④入院時の食事療養も助成対象	1,138	225	31	2	
41	大口町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	1,949	311	23	8	
42	扶桑町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	3,659	548	22	8	
43	大治町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級(自立支援医療による通院、入 院は全額助成)	2,158	405	88	0	
44	蟹江町	×	精神保健福祉手帳3級(自立支援医療による通院、入院は全額助成)	3,566	528	0	0	
45	飛島村	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級	633	123	34	1	
46	阿久比町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	2,812	381	17	0	
47	東浦町	\bigcirc	ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外)	4,803	845	123	0	
48	南知多町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外。1/2 助成) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	3,422	505	30	12	
49	美浜町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者・税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	2,854	389	74	0	
50	武豊町	\circ	ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者・税被扶養者は 対象外)	3,799	708	83	0	
51	幸田町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神3級所持者の精神疾患による入院(1/2助成) ③自立支援医療受給者(精神科通院全額、入院1/2助成)	3,252	496	21	7	
52	設楽町	0	ひとり暮らし非課税高齢者(低所得 I 該当)	1,645	296	79	0	
53	東栄町	X	*	1,159	136	0	0	
54	豊根村	\bigcirc	ひとり暮らし非課税高齢者(低所得 I 該当。1/2助成)	403	51	51	0	

介護給付費準備期金残高及び第5期計画への取り崩しについて

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ※介護給付費準備金は合計で2010年度末の19,565,861,651円から2011年度末の13,151,197,909円へ
- と6,414,663,742円減っている。名古屋市、一宮市は基金残高ゼロに。 ※取り崩し額は市町村規模によって異なる。一人当たり金額は3年間合計・年額・月額が市町村ごとに 記載が異なり、一概に比較できない。

市町村名	第5期	値上げ額	介護給付費準備基金の残高 (千円)		取り崩し額	一人	供来	
	保険料 (月額・円)	(円)	2010年度末	<u>円)</u> 2011年度末	(千円)	当たり 金額(円)	備考	
合計•平均	4,768	827	19,565,862	13,151,198	8,908,694	3,658		
1 名古屋市	5,440	1,291	4,282,053	0	0,300,034	0,000		
2 豊橋市	4,300	340	967,514	1,124,446	1,060,000	359		
3 岡崎市	4,300	200	1,954,736	1,838,844	1,400,000	6,058		
4 一宮市	5,125	1,266	187,503	0	0	0		
5 瀬戸市	4,430	242	348,834	331,749	300,000	251		
6 半田市	4,980	1,035	266,160	185,816	140,000	146	保険料への影響額	
7 春日井市	4,649	543	943,713	873,668	652,000	254		
8 豊川市	4,590	646	430,518	305,273	305,000	7,564		
9 津島市	5,180	1,170	125,066	1,109	0	0		
10 碧南市	4,500	1,140	237,430	92,654	81,000			
11 刈谷市	4,440	740	328,417	169,264	169,264	6,587		
12 豊田市	4,280	442	1,222,537	950,209	198,961	2,700		
13 安城市	4,150	450	608,283	440,446	303,000	248		
14 西尾市	4,200	500	323,125	452,390	358,000	257		
15 蒲郡市	4,472	386	25,421	32,783	32,783			
16 犬山市	3,995	699	333,068	313,628	230,000	4,021		
17 常滑市	4,800	800	96,368	96,406	0 000			
18 江南市	4,177	399	288,573	224,946	200,000	2,771		
19 小牧市 20 稲沢市	3,647	60 545	720,238	797,714	340,000 322,667	3,584		
21 新城市	4,400	890	403,467 203,366	348,091	104,000	195	月 徦	
25 知立市	4,450 3,680	480	195,858	203,644 146,175	104,000	2,644		
26 尾張旭市	4,155	150	436,640	443,867	400,000		3年間合計	
27 高浜市	5,260	860	110,601	89,252	18,000		保険料月額換算	
28 岩倉市	4,100	605	215,996	154,571	155,000	4,689		
29 豊明市	4,529	684	377,140	353,543	250,000	485		
30 日進市	4,370	753	261,464	199,105	199,105	4,274		
31 田原市	4,216	676	439,926	321,116	200,000	355		
32 愛西市	4,350	500	409,591	383,010	137,300	7,886		
33 清須市	4,898	956	129,185	83,017	102,883	58,700	年額	
34 北名古屋市	4,316	651	198,292	120,870	100,000	152		
35 弥富市	4,550	1,100	73,242	5,352	1,600	49		
36 みよし市	3,680			386,344	0			
37 あま市	4,300	511	572,330	544,121	216,000			
38 長久手市	3,846		139,496	169,525	70,000		月額	
39 東郷町	4,283	281	95,320	92,441	169,496			
40 豊山町	4,382	483	32,743	33,307	33,300			
41 大口町	3,750	300	132,966	145,139	85,000			
42 扶桑町	3,969	515	83,401	89,440	85,000		日始	
43 大治町	4,500	500	76,319	62,869			月額	
44 蟹江町 45 飛島村	4,750	1,250 1,349	37,915 12,351	19,003 1,710	0			
46 阿久比町	3,400 4,400	750	65,000	1,710	60,000			
48 南知多町	4,400	1,000	136,071	83,834	88,849		 在類	
49 美浜町	4,400	900	109,878	78,918	80,000		十似	
50 武豊町	4,780	800	83,134	58,075	28,780			
51 幸田町	3,800	300	112,762	124,641	45,500			
52 設楽町	4,400	700	25,802	13,802	5,947	858		
53 東栄町	4,300	200	15,113	19,186	12,650	2,629		
54 豊根村	4,500	940	8,753	5,601	12,609			
	4,934	904	340,876	40,284				

介護保険料の低所得者減免実施市町村一覧

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ※江南市が減免制度を廃止した。
- ※減免実施市町村数は、29市町村となった。 実施市町村の割合は、53.7%
- ※「3原則項目」欄の○印は、介護保険利用者の立場に 立って、3原則を超えて実施している市町村。
- ※2011年度の減免実績は、8,401件、6,059万円。
- ※2011年度実績も「件数」欄を人数で回答している市町 村があると想定される。

【実施割合の推移】2000年 5% → 2001年14%

- → 2002年18% → 2003年44% → 2004年47% → 2005年54% → 2006年48%
- $\rightarrow 2007$ 年 $56\% \rightarrow 2008$ 年 $54\% \rightarrow 2009$ 年 $53\% \rightarrow 2010$ 年 $55\% \rightarrow 2011$ 年57%
- → 2012年54%

保険料単独減免に対して、厚労省が禁止を 指導する3原則

- ①保険料の全額免除
- ②資産状況等を把握せず収入のみに着目し た一律の減免
- ③保険料減免分に対する一般財源の繰入れ

市町村名			3原則項目				2011年度実績	
		減免対象となる所得段階区分等		全額免除	一般会計	申請不要	件数	金額
	合計	減免実施市町村数:29	8	0	0	1	8,401	60,590,220
2	豊橋市	所得80万円以下の内、一定条件の人	×	×	×	×	18	71,000
3	岡崎市	第1・3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	127	1,505,700
4	一宮市	第1・3段階(収入による制限あり)	0	×	×	0	7,286	49,573,000
5	瀬戸市	特例第3、第3段階(生活保護基準以下)	×	×	×	×	6	84,000
6	半田市	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	11	110,000
8	豊川市	第1-4段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	36	542,000
9	津島市	第1段階	×	×	×	×	1	6,000
10	碧南市	第1段階-第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	15	115,920
12	豊田市	生活保護基準以下など	×	×	×	×	16	191,600
14	西尾市	第1-特例3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	13	137,000
15	蒲郡市	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	103	1,233,000
16	犬山市	第2段階(生活保護基準以下)	×	×	×	×	0	0
19	小牧市	特例第3段階(収入による制限あり)	0	×	×	×	2	21,400
20	稲沢市	第1段階(生保は除く)	×	×	×	×	1	12,000
_	知多北部広域	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	52	564,200
25	知立市	第1段階(生保は除く)・第2・3段階(資産制限あり)	\circ	×	×	×	41	323,000
28	岩倉市	老齢福祉年金受給者(収入による制限あり)	×	×	×	×	1	11,000
30	日進市	第1段階(生保は除く)	\circ	×	×	×	1	3,000
31	田原市	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	18	192,000
34	北名古屋市	第1-3段階(資産等制限あり)	×	×	×	×	6	66,000
35	弥富市	第2-5段階(生活保護基準以下)	0	×	×	×	0	0
42	扶桑町	第1-4段階(生活保護基準以下)	0	×	×	×	1	27,000
44	蟹江町	第1・2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	513	4,670,000
46	阿久比町	第1・3段階(収入による制限あり)	0	×	×	×	2	8,300
50	武豊町	第1-3段階(収入による制限あり)	0	×	×	×	2	24,000
51	幸田町	第1-3段階(収入による制限あり)	X	×	×	×	114	1,008,100

※制度を廃止した江南市の2011年度実績は、15件91,000円

介護保険料低所得者減免実施市町村の実施内容(抜粋)

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※介護保険料低所得者減免実施市町村は、愛知県内で29市町村(53.7%)が独自に実施しているが、本冊子では特徴的な3市町の内容だけ掲載した。その他の市町村の具体的な実施内容は、愛知県社会保障推進協議会(社保協)のホームページをご覧いただきたい。

	#8 #		岡崎市介護保険条例・岡崎市介護保険規則・		
	112.17	处,	岡崎市介護保険料減免(生活困窮者減免)取扱要綱		
	(1)	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)、第2段階(条例)		
		対象者の条件	① 全世帯員の前年収入の合算額が60万円(世帯員が3人以上の場合は、60万円に3人目から1人につき35万円を加算した額)以下であること(条例) ② 住民税課税者から生計の援助を受けていないものであること(条例) ③ 資産等を活用してもなお保険料を納付することが困難なもので		
			あること(条例) 第1段階・第2段階保険料を2分の1相当額に減額(年額23,880円		
3		減免内容	を 11,940 円に減額) (規則)		
•		対象の所得段階区分	第3段階(条例)		
岡崎市	(2)	対象者の条件	① 全世帯員の前年収入の合算額が120万円(世帯員が3人以上の場合は、120万円に3人目から1人につき35万円を加算した額)以下であること(条例) ②~③(1)と同じ		
		減免内容 第 3 段階保険料を 3 分の 2 相当額に減額(年額 35,820 円を 円に減額)(規則)			
	申請の有無・内容		「介護保険料減免申請書」及び「収入状況等申出書」(世帯構成、世帯の収入状況、年金・恩給、仕送り状況、公共料金を負担している人、住宅及び資産状況、月の医療費負担額及び領収書等の添付、月の介護サービス負担額及び領収書等の添付)を市長に提出する。(条例、書類は要綱)		
	財源		保険料		

	根拠法規	一宮市介護保険条例・一宮市介護保険条例施行規則
	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)・第3段階(施行規則)
1	対象者の条件	対象者本人の前年所得金額が地方税法第314条の2第2項に規定する金
4	対象有の末件	額(33万円)を超えないこと。(施行規則)
—		各保険料徴収段階の規定額の100分の20に相当する額を減免(施行規則)
宮市	減免内容	第 1 段階(年額 22,800 円を 18,200 円に減免)
巾巾		第 3 段階(年額 34, 200 円を 27, 300 円に減免)
	申請の有無	不要
	財源	介護保険特別会計

	根拠法規	蟹江町介護保険条例・規則
44 蟹江町	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)、第2段階
	社会老の冬 歴	生活保護基準以下で、収入80万円以下でかつ固定資産や預金が基準以下の
	対象者の条件	もの
	減免内容	保険料の2分の1を減額(要綱)
	申請の有無・内容	申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し申請
	財源	介護保険特別会計

介護保険利用料の低所得者減免実施市町村一覧

- ※今回、春日井市が廃止したが、新たに実施した市町村はなかった
- ※半田市は2012年8月利用分から施設サービスについて減免制度廃止
- ※減免実施市町村数は21で、実施市町村の割合は38.9%
- ※対象者の範囲が狭いために、実質機能していない制度の自治体もある
- ※2011年度の減免実績は、8,281件、7,747万
- 【実施割合の推移】2000年 8% → 2001年15% → 2002年25% → 2003年32%
 - → 2004年36% → 2005年35% → 2006年37% → 2007年40% → 2008年41%
- → 2009年40% → 2010年44% → 2011年41% → 2012年42%

				減免	内容		一般		201	年度実績	
市	ī町村名	対象者		訪問 介護の 利用者 負担	居宅サー ビス利用 料の助成 割合	施設サー ビス利用 料の助成 割合		給付 方法	件数	金額(円)	
	合計	減免実施市町村数:21	11	_	_	_	16	_	8,281	77,477,008	
2	豊橋市	保険料徴収段階ごとに独自の基 ス費」限度額との差額を助成する	準額を診 多実質的	设定し、「 な利用料	高額介護 減免	をサービ	0	償還	687	21,882,000	
3	岡崎市	第1-2段階(収入による制限あり)	×	_	1/2	_	0	償還	79	457,000	
6	半田市	住民税非課税世帯	0	_	1/2	_	0	償還	326	16,616,000	
10	碧南市	第1・2段階、第3段階(収入による制限あり)	×		1/2	1/2	0	償還	5	304,798	
11	刈谷市	住民税非課税世帯(生保世帯 除く)	×		1/2		0	償還	387	1,359,000	
12	豊田市	住民税非課税世帯	0	_	1/5		0	償還	561	1,014,000	
13	安城市	住民税非課税世帯等(生保世 帯除く)	×	_	1/2		0	償還	38	601,051	
14	西尾市	第1段階	0	_	1/2		0	償還	1,125	5,530,000	
14	四尾巾	第2・3段階の要介護3~5			1/5						
18	江南市	所得税非課税世帯	0	5%	—		0	現物	3,185	6,670,000	
_	知多北部	第1-3段階(収入による制限あり)	. ×	×	_	3/4	3/4	×	償還 (特別	21	1,967,594
	広域連合	第3段階(収入による制限あり)	, ,		1/2	1/2	, ,	会計)	21	1,001,001	
25	知立市	住民税非課税世帯(生保世帯 除く)	0	_	1/2		0	償還	19	58,000	
26	尾張旭市	生活保護基準以下	×	6%	_	_	0	現物	0	0	
28	岩倉市	第1段階(老齢福祉年金受給者)	0	_	1/2	1/2	0	償還	1	61,000	
30	日進市	国の訪問介護特別対策対象者	0	5%	_		0	償還	6	86,000	
35	弥富市	生活保護基準以下	0	5%	1/2	1/2	×	現物	0	0	
46	阿久比町	住民税非課税世帯	0	3%			0	償還 ※	459	1,304,000	
		住民税非課税世帯	0		1/2			償還			
50	武豊町	介護老人福祉施設の入所者 (収入による制限あり)	0	_		1/2	0	現物	1,204	18,874,000	
51	幸田町	住民税非課税世帯(収入の制限あり)	×	_	1/2		0	償還	178	692,565	

[※]大口町は通所系施設食費の一部助成を行っている。(2011年実績)53人186件1,566,590円

介護保険利用料低所得者減免実施市町村の実施内容(抜粋)

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※介護保険利用料低所得者減免実施市町村は、愛知県内で21市町村(38.9%)が独自に実施しているが、本冊子では特徴的な3市町の内容だけ掲載した。その他の市町村の具体的な実施内容は、愛知県社会保障推進協議会(社保協)のホームページをご覧いただきたい。

	事業名•根拠法規等	豊橋市在宅サービス負担軽減事業実施要綱						
	対象サービス 居宅サービス(認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護を							
2 · 豊橋市	対象者及び 軽減内容	介護保険法施行令に規定する高額介護サービス費または高額居宅支援サービス費の支給後の当該月の利用者負担額から次の額を引いた額を「在宅サービス負担軽減事業補助金」として交付する(世帯合算適用しない。) ① 老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯…8,000円 ② 住民税非課税世帯に属し合計所得+課税年金収入 80 万円以下の者…8,000円 (解説) 【保険料徴収所得区分 国基準 → 豊橋市基準上記②の方(第2段階) 15,000 → 8,000 上記①の方(第1段階) 15,000						
	交付申請と支払い	上記の対象者に「在宅サービス負担軽減事業補助金交付のお知らせ」と「在宅サービス負担軽減事業補助金交付申請書」を通知。通知を受けた交付対象者は、その申請書類と併せ「居宅サービスの領収書の写し」を市長に提出。その月の末日までに振り込む。(交付対象者が死亡の場合は、法定相続人が「誓約書」を添えて申請することができる)						
	財源	一般会計						

	事業名•根拠法規等	江南市訪問介護利用者負担助成事業運営要綱
	対象サービス	訪問介護
18	助成額	利用者負担額の50%(利用者負担5%)
江	対象者	世帯の生計中心者が前年所得税非課税のもの
南市	助成額の支払	現物給付(指定訪問介護事業者と江南市による受領委任払い契約による)
市	資格の申請	「訪問介護利用者負担額助成認定申請書」にて市長に申請。該当者には「訪
	貝恰の中胡	問介護利用者負担軽減額助成認定証」を交付する。
	財源	一般会計

	事業名•根拠法規等	阿久比町在宅介護サービス利用者負担額助成事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護
	助成額	利用者負担額の70%(利用者負担3%)
46 · 阿久	助成額の支払	「介護サービス費等支給申請書」に「介護サービス費等支払証明書」を添付して申請し償還払い。ただし、事業者と町との間で受療委任払い契約を締結すれば現物給付
比	対象者	住民税非課税世帯のもの(生保除く)
町	資格の申請	「受給者証兼介護サービス等支払証明書交付申請書」を町長に申請。該当者には「受給者証兼介護サービス費等支払証明書」を交付する
	減免期間	申請のあった月から最初に到達する6月30日まで
	財源	一般会計

特別養護老人ホームの待機者数

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※特別養護老人ホームの待機者数は、2010年の26,472人をピークに減少を続け、2012年は21,544人 ※名寄せを行って正確な数字を出した自治体や待機者の定義を変更した自治体が含まれているため と思われる。いずれにせよ、特別養護老人ホームの増設が求められている

Ħ		2010年 9月1日 調査	2011年 9月1日 調査	2012年 9月1日 調査	年月現在
	合計	26,472	21,852	21,544	_
1	名古屋市	5,813	6,228	6,228	12/4
2	豊橋市	1,228	1,171	771	11/10
3	岡崎市	1,797	1,831	1,886	12/5
4	一宮市	653	899	591	11/4
5	瀬戸市	1,276	267	144	12/4
6	半田市	559	509	625	12/8
7	春日井市	280	377	377	11/4
8	豊川市	1,757	222	111	12/4
9	津島市	783	938	1,037	12/3
10	碧南市	520	51	51	11/4
11	刈谷市	138	163	163	12/8
12	豊田市	677	814	863	12/3
13	安城市	97	108	118	12/4
14	西尾市	1,349	282	1,853	12/8
15	蒲郡市	599	527	520	12/7
16	犬山市	203	228	270	12/4
17	常滑市	441	441	441	10/2
18	江南市	780	796	247	12/3
19	小牧市	477	201	204	12/8
20	稲沢市	883	1,188	217	11/4
21	新城市	313	198	342	12/4
22	東海市	278	274	265	12/4
23	大府市	200	248	218	12/4
24	知多市	197	198	176	12/4
25	知立市	190	197	50	11/12
26	尾張旭市	349	100	100	11/4
27	高浜市	126	135	128	12/8

Ħ		2010年 9月1日 調査	2011年 9月1日 調査	2012年 9月1日 調査	年月現在
28	岩倉市	240	297	335	12/7
29	豊明市	226	91	91	11/4
30	日進市	289	47	47	11/4
31	田原市	326	256	256	11/6
32	愛西市	196	199	226	12/8
33	清須市	200	143	207	12/9
34	北名古屋市	281	130	172	12/9
35	弥富市	320	71	227	12/8
36	みよし市	88	91	92	12/8
37	あま市	未調査	110	110	11/4
38	東郷町	259	319	326	12/7
39	長久手市	269	300	290	12/8
40	豊山町	70	14	34	12/11
41	大口町	50	56	43	12/10
42	扶桑町	112	94	33	12/9
43	大治町	不明	17	17	11/4
44	蟹江町	180	214	211	12/8
45	飛島村	26	23	29	12/10
46	阿久比町	241	51	34	12/4
47	東浦町	110	120	139	12/4
48	南知多町	211	85	85	11/4
49	美浜町	23	31	31	11/4
50	武豊町	213	244	243	12/7
51	幸田町	316	89	89	11/4
52	設楽町	55	45	65	12/9
53	東栄町	108	116	109	12/8
54	豊根村	100	8	7	12/8

安否確認・生活支援について

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※安否確認は、ほぼどの市町村も実施している。しかし、その方法は、ばらつきがある。

※安否確認の方法・手段として、民生委員、老人クラブ、配食業者、乳酸菌飲料配達などがあげられる。

※生活支援は、ほとんどの市町村で実施しているが、未回答の市町村もある。

※生活支援の方法・手段は、在宅介護支援サービス事業やボランティアがあげられる。

Ħ	5町村名	安否確認・生活支援の取り組み
1	名古屋市	・各区に配置した高齢者福祉相談員による訪問活動 ・福祉電話貸与事業(福祉電話を貸与し、定期的に電話による相談や安否確認を行う) ・配食サービス事業(配食時に安否確認を行う) ・生活援助軽サービス事業(臨時的一時的な日常生活上の援助を行う)
2	豊橋市	・高齢者安心生活サポート事業:ひとり暮らしで閉じこもりがちな家庭にボランティアを派遣。会話を中心に簡単な生活支援を実施(支援先高齢者18人) ・見守りボランティア活動:ひとり暮らしや高齢者のみ世帯を対象に地域のボランティアによる声かけ等の見守り活動を実施
3	岡崎市	・配食サービスにおいて、配達時に安否確認を行っている。・30分程度のちょっとした困りごと(電球交換や家具の移動)を解消するシルバー支援 隊事業を実施している。
4	一宮市	・ひとり暮らしの方や病弱な高齢者世帯を対象に、緊急時の迅速な対応を行うための緊急連絡通報システム事業や、高齢者の栄養補給や安否確認を行う配食サービス事業を実施しています。また、民生委員による見守り活動として、「こんにちは運動」を実施しています。生活支援事業としては、自分で家事を行うことが困難な方に対して、軽易な支援サービスを行う軽度生活援助事業を実施しています。
5	瀬戸市	・緊急通報装置設置事業および緊急通報受信センター事業・日常生活用具給付事業・配食サービス事業・軽度生活支援事業・ふれあいネットワーク訪問事業
6	半田市	・65歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯への世帯訪問
7	春日井市	・生活支援として、配食サービスや介護認定前の高齢者にホームヘルパーを派遣し、 家事援助を実施しています。・配食サービスの際、併せて安否確認を行います。また、ひとり暮らし高齢者に友愛電 話訪問、老人クラブ会員の友愛訪問、緊急通報システム設置を行っています。
8	豊川市	・ホームヘルパー派遣事業支援内容:週2時間以内の生活援助(調理、洗濯、買物など)、身体介護(食事、排泄、衣類着脱、入浴、身体清拭、洗髪、通院介助など)、相談・助言
9	津島市	・ひとり暮らし登録、配食サービス事業、救急キットの配布事業、緊急通報システム事業など高齢者見守り関連サービスを実施している。
10	碧南市	・在宅介護支援センター運営事業として見守り訪問・相談の委託 ・軽度生活援助(ウェルヘルプ)事業として分別ごみ出し、掃除、買い物等日常生活上の 援助
11	刈谷市	・老人クラブ会員による「友愛訪問事業」、民生委員による「老人福祉電話設置運営事業」、「緊急通報システム整備事業」、安否確認を目的とした「配食サービス事業」を実施

市	ī町村名	安否確認・生活支援の取り組み
12	豊田市	 ・ひとり暮らし高齢者等登録制度(高齢者の情報を消防署のシステムに登録) ・福祉電話訪問(受託事業者からの週1回の電話による訪問) ・緊急通報システム設置(緊急時にボタンを押すことで消防署に通報される機器を設置) ・お元気ですかボランティア訪問(ボランティアが話を拝聴し、孤独感の解消と安否を確認) ・軽度生活援助事業(生活援助員による家事援助、生活に関する相談等) ・配食サービス(栄養バランスのとれた食事の配達とともに安否を確認) ・支え合いネット(地域に密着した事業所などが高齢者の変化に気づいたら地域包括支援センターに通報する) ※利用対象となる基準はそれぞれ異なる
13	安城市	・福祉電話・緊急通報装置・給食サービス・民生委員や在宅介護支援センター職員による訪問・老人クラブによる友愛訪問・軽度生活援助
14	西尾市	・緊急通報システム設置・配食サービス・ひとり暮らし高齢者宅に伺うシルバーカード調査
15	蒲郡市	・配食サービス ・乳酸菌飲料配布 ・防火診断 ・緊急通報装置設置 ・救急医療情報キット配布 ・家具等転倒防止器具の取り付け
16	犬山市	・市内5箇所の地域包括支援センター・サブセンターによる訪問 ・配食サービスでの確認 ・対象者の状況により、高齢者福祉サービスとしてヘルパーによる生活支援事業
17	常滑市	・ひとり暮らし、高齢者複数世帯の実地調査をし、安否確認を実施。見守りが必要な高齢者については、老人協力員による訪問を実施。
18	江南市	・民生委員による見守り。給食サービスによる安否確認、新聞配達員や郵便配達員による見守りの協力依頼。
19	小牧市	・緊急通報システム装置の設置 ・「食」の自立支援サービス(配食サービス)で安否確認 ・65歳以上のひとり暮らしで要介護認定非該当の方のうち訪問調査の結果必要な人 に、調理・洗濯・清掃などの家事援助
20	稲沢市	・単身高齢者見守り訪問・緊急通報システム・給食サービス・寝具洗濯乾燥サービスなど
21	新城市	・地域包括支援センターおよび在宅介護支援センター職員が、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯への安否確認を実施 ・社協でも一人暮らし高齢者を対象に乳酸菌飲料の配布
22	東海市	・安否確認(ひとり暮らし)〜定期的に電話をかけ安否確認 ・安心電話(ひとり暮らし、高齢者世帯、日中独居)〜自宅への緊急通報装置の設置 ・救急医療情報キット(ひとり暮らし等)〜救急搬送時における医療情報提供

Ħ	可时村名	安否確認・生活支援の取り組み
23	大府市	・軽度生活支援事業(ねこの手サービス)~75歳以上のひとり暮らし高齢者に対する生活援助 ・福祉電話貸与事業~所得税非課税世帯のひとり暮らし高齢者に電話設置し基本料助成・電話家庭訪問事業~電話での安否確認 ・緊急通報事業~原則、虚弱なひとり暮らし高齢者に装置を貸し出し ・徘徊高齢者家族支援サービス事業~認知症高齢者の徘徊時に位置情報通知機器貸与・おおぶあったか見守りネットの配信~PCや携帯の専用ネット登録者に徘徊捜索依頼等の情報を提供
24	知多市	・ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯で要件を満たした方に民生委員訪問で生活状況や緊急連絡先など登録。 ・継続分に対しては年1回6月に民生委員が状況調査書で実態調査。 ・ひとり暮らし高齢者に希望で老人クラブ会員による友愛訪問(月1回) ・食事サービス配達時手渡しで安否確認。
25	知立市	・65歳以上のひとり暮らしの人の実態調査を実施(軽度生活援助事業、外出時の付き添い買物、洗濯、清掃等)
26	尾張旭市	・65歳以上で、身体虚弱なひとり暮らしで、要介護認定で非該当とされた者の申請により、市長が必要と認めた者に対して介護保険外の訪問介護を提供
27	高浜市	・配食サービス ・緊急通報システム運営事業 ・独居高齢者見守り推進事業
28	岩倉市	・緊急通報システム設置 ・寝具丸洗い・乾燥 ・日常生活用具給付 ・訪問理美容 ・紙おむつ支給 ・家具転倒防止器具取り付け ・徘徊高齢者家族支援 ・賃貸住宅住替え助成 ・岩倉団地実施のひとり暮らし高齢者への見守り支援者による日常的な安否確認を支援
29	豊明市	・乳製品の配布 ・緊急電話設置費の助成
30	日進市	 ・配食サービスの提供 ・寝具洗濯乾燥サービス ・軽度の生活援助 ・訪問理美容サービス ・生活管理指導(指導員派遣及び短期宿泊) ・徘徊高齢者等探索端末の貸出し ・緊急通報システム装置の貸出し ・日常生活用具の給付
31	田原市	・地域包括支援センター、民生委員により見守り、安否確認。 ・自治会に対し、ひとり暮らし高齢者の見守り活動として福祉活動奨励金(対象者一人 当たり3,000円)助成。
32	愛西市	・栄養計算された配食サービス ・安否確認が必要と認められる方に乳酸菌飲料を配布 ・認知症高齢者徘徊探知機の貸し出し
33	清須市	・地域の見守りのモデル地区を指定し、ネットワーク構築に取り組んでいる。

Ħ	5町村名	安否確認・生活支援の取り組み
34	北名古屋市	・安否確認:民生委員の協力による高齢者状況調査および見守り活動事業、緊急通報
		システムの福祉サービス
		・生活支援:軽度生活援助(要介護認定以外で生活援助が必要な虚弱高齢者へのホ
		ームヘルプ)の実施
35	弥富市	・給食サービス事業
		・民生委員の活動の中で実施
36	みよし市	・在宅介護支援センター職員が高齢者宅を訪問し、実態把握調査を実施。要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の高齢者に対し、日常生活支援を実施。
37	あま市	・「安心支えあいネットワーク事業」にて実施(見守り活動、声かけ活動、お助け活動)
38	長久手市	・食の自立支援事業、シルバーハウジングの生活援助員派遣事業で安否確認
		・家事援助型ホームヘルパー派遣事業で生活必需品の買い物
39	東郷町	・介護保険給付が受けられない65歳以上ひとり暮らし、高齢者のみの世帯を対象に、生活援助員(ホームヘルパー)が家庭を訪問し、家事・相談・助言等を行う。
40	豊山町	・緊急通報システム事業による安否確認
		・要介護認定を受けてない人の一時的な生活支援のためのホームヘルプサービス
41	大口町	・緊急連絡表(マグネット)の配布(425枚)
		・新聞配達事業者等11事業者との見守り協定の締結
		•緊急通報装置貸与(80世帯)
		・外出支援事業(タクシーチケットの交付)
		•軽度生活援助
		・寝具洗濯乾燥消毒サービス
		・地域見守り支え合い事業
42	扶桑町	・配食サービス
		・緊急通報システム設置事業
		・福祉電話設置事業・
		・寝具洗濯乾燥サービス事業・・宅老事業
		・七七事業 ・訪問理容サービス事業
43	大治町	・民生委員に、ひとり暮らし高齢者名簿を配布し、見守り等を行ってもらっている。
44	<u> 餐江町</u>	・友愛訪問や福祉電話等による安否確認。
45		・ひとり暮らし、高齢者ふたり世帯については社協に依託し、家庭訪問だけでなく、配食
		サービスや老人クラブ例会の参加状況を利用し、原則1ヶ月に1回の確認をしている。
46	阿久比町	・民生委員により地区内のひとり暮らしの把握。配食サービス利用者には配達時に安否 確認
47	東浦町	•緊急通報の設置
		・配食・乳酸菌飲料の配布による安否確認
		・軽度生活援助(買い物援助、清掃援助等)の実施
48	南知多町	・配食サービスは安否確認を目的に実施。その他は実施していない。
49	美浜町	・買い物等の生活支援について、自立を支援する目的で生活管理指導員の派遣。
50	武豊町	・ひとり暮らし高齢者に乳酸菌飲料宅配事業
		・援護が必要な在宅高齢者に対しホームヘルプサービス(調理・洗濯・掃除・買い物を
	<u> </u>	週1回1時間まで)
51	幸田町	・買い物支援など、軽度生活支援事業によりホームヘルパーを派遣。
52	設楽町	・ひとり暮らしで希望者に緊急通報システムを設置。設置費・撤去費は町負担。月額利用料2,940円の75%を町が助成。
53	東栄町	・民生委員がひとり暮らし、高齢者世帯の安否を確認
54	豊根村	・緊急通報装置の設置
	•	・見守りボランティア(配食サービス注文・配達時)

高齢者や障害者の外出支援

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

【バス】実施は38市町村(70.3%)。豊根村は無料乗車券の発行 【タクシー】未実施は、稲沢市、清須市、あま市、大治町、南知多町、設楽町、東栄町、豊根村 障害の程度や要介護度の基準にも開きがある

【両方無し】東栄町

			巡回	バス	福祉	バスの	実施状況		タクシー代助成
١.			高齢	7	利用料	ł			
ī	 市町村名	実施	者の年齢	高齢者	障害者	般	備考	実 施	内容
	合計	38	—	_	_	_	_	46	_
1	名古屋市	0	65	0	0	200	敬老パスの交付	0	障がい者のみ実施 70~79歳:2,000円の電車・バス利用券とタクシー利
2	豊橋市	×							用券の選択 80歳以上4,000円の電車・バス利用券とタクシー利用 券の選択(組合せも可)
3	岡崎市	×						0	身体障がい者手帳1~3級、療育手帳A・B判定、精神手帳1・2級の方で自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方に、年間18,000円分のタクシー利用券を交付。
				100	100	100	i―バス、就学前 無料		利用券30枚交付/年。満90歳以上の者や障がい者
4	一宮市	0		200	200	200	生活交通、就学 前無料、小学生 100円	0	等を対象に普通タクシーまたはリフト付きタクシーの初乗り運賃を助成。
5	瀬戸市	X						\bigcirc	障がい者のみ実施
6	半田市	×						0	初乗り金額の9割を助成するタクシー券(24枚/年)を下記高齢者と障がい者に交付。高齢者:市民税非課税世帯で要介護認定の日常生活自立度A以上の方、又は認知度2以上の方。障がい者:身障1・2級、療育A、精神1級の方。Jまた、要介護4・5の高齢者と障がい者の身障1・2級で非課税世帯にはさらに24枚追加交付可。
7	春日井市	0	75	100	0	200		0	身体1~3級、療育A・B、精神1・2級の方(所得等支給制限あり)に月6枚年間72枚(1枚につき630円以内)
8	豊川市	×						0	下記対象者に1人1年度20枚(1枚が初乗り料金分割引)配布。対象:身障1・2級(身障手帳の視覚・下肢・体幹の場合は1~3級)、療育手帳AまたはB、精神手帳1・2級下記対象者に1人1年度60枚(60,000円分)助成。身体1・2級かつ療育Aでストレッチャーを使用しなければ外出が困難な方
9	津島市	\circ		100	100	100		\bigcirc	障がい者のみ実施。利用券24枚/年。利用1回に付き 500円以内を助成
10	碧南市	0		0	0	0		0	障がい者のみ実施。利用券24枚/年。利用1回に付き500円以内を助成。所持している手帳の障害に関係して週に1回以上通院している場合は4枚、週に3回以上通院している場合は8枚。
11	刈谷市	0		0	0	0		0	高齢者タクシー:680円券3枚/月。要支援2及び要介護1以上で前年分所得税非課税の65歳以上の「在宅者」 介護タクシー:要介護1以上で特殊車両が必要な65歳以上の在宅者。車椅子用昇降機付車両:3,280円券3枚/月。寝台付車両:3,640円券3枚/月
12	豊田市	0	65	100	100			0	「ひとり暮らし高齢者等移動助成事業」「障がい者タクシー料金助成」で料金の半額を支払うことができるタクシー券交付。高齢者と障がい者の両方に該当する場合16,000円相当/年
13	安城市	\bigcirc		100	100	100	あんくるバス	\circ	障がい者への助成と高齢者タクシー料金助成。助成 は利用券3枚/月、年間36枚。

			巡回	バス・	·福祉	バスの	実施状況		タクシー代助成
			高齢	;	利用料	ļ			
तं	5町村名	実施	野者の年齢	高齢者	障害者	— 般	備考	実施	内容
14	西尾市	0	75	0	0	100	※運転免許証を 自主返納した75 歳以上	0	電車、バス等の公共交通機関を利用することが困難な障害者を対象に福祉タクシーチケットを3枚/月交付。1枚は初乗り運賃相当額。週2回以上の定期的通院をしている方は6枚/月。
15	蒲郡市	×						0	高齢者割引タクシー制度(70歳以上で市内利用の場合のみ。利用料の3割助成)
16	犬山市	×						0	85歳以上の高齢者及び84歳以下の障がい者のうち 希望者を対象に4枚/月(初乗り料金相当)
	常滑市	X						\bigcirc	障がい者のみ24枚/年(初乗り料金相当)を助成。
18	江南市	X						\circ	85歳以上の高齢者対象に48枚/年を交付。
19	小牧市	0		0	0	200		0	要介護3以上で居宅と医療機関又は在宅福祉サービスなど実施場所までの移動をリフト車もしくは寝台装着車により行った場合に1時間又は20kmを上限に運賃を12回/年。1時間又は20kmまでは1割分、1時間又は20kmを超える部分は自己負担
20	稲沢市	0		200	200	200	リフト付車両、ス トレッチャー1人 1ヶ月2回まで無 料で利用可能	×	
21	新城市	\circ			100	200		\circ	80歳以上のひとり暮らし高齢者の方にタクシー料金の一部を助成
22	東海市	\bigcirc		100	0	100		\bigcirc	福祉タクシー及びリフト付き福祉タクシー。初乗り分で 24枚/年の助成
23	大府市	\bigcirc		0	0	100		0	要介護3・4・5にリフト付き福祉タクシー助成券。2枚/月(24枚/年)、1回当たり3,670円。
24	知多市	0	75	0	0	200	小学生100円。 未就学児・障が い者無料、75歳 以上は月2000円 で乗り放題の定 期券販売	0	福祉タクシー助成(75歳以上に12枚/年)。 リフト付タクシー助成(要介護3以上の寝たきりと常時 車椅子使用の方に24枚/年)
25	知立市	0			0	100		\circ	高齢者に1回3,000円(障がい者等は2700円)で36回 /年。
26	尾張旭市	0		100	0	100		0	80歳以上に基本料金相当分(500円以内)のチケット 24枚/年。追加交付要件あり。
27	高浜市	0		100	100	100		0	身障手帳1~3級、療育手帳A・B、精神障害福祉保健福祉手帳1・2級所持者に基本料料金およびお迎え料金を助成。対象外規定あり。
28	岩倉市	×						0	85歳以上高齢者対象に、基本料金+迎車料金分としてチケット2枚/月。障がい者等は基本料金+迎車料金分として3枚/月。
29	豊明市	×						\circ	市内在住の65歳以上の非課税・要支援要介護認定者に初乗り基本料金補助(上限500円)を48枚/年。
30	日進市	0	65	100	0	100	付き添い者無料 規定あり。一般 の中央線は200 円	0	障がい者タクシー料金助成:1乗車820円限度で48枚 /年チケット交付
31	田原市	0		100	100	100	バス・電車券の 交付、福祉有償 運送利用券の交 付	0	70歳以上:500円券を12枚。障がい者は、500円券 12枚を2回。
32	愛西市	\bigcirc	65	0	0	0		\circ	65歳以上でひとり暮らし又は高齢者のみ世帯に初乗り 運賃と迎車回送料金を助成。
	清須市	0		100	100	100		X	
	北名古屋市	0							85歳以上の高齢者にタクシー料金助成。 高齢者は介護認定者に24枚/年。障がい者は48枚
35	弥富市	0	75	0	100	200		0	
	みよし市	0		100	100	100			対障手帳1~2級、無肓手帳A、精神障害備征床健備 祉手帳1級所持者に初乗り料金680円までと迎車料金 110円までを36回/年を補助。
37	あま市							X	

				バス・	福祉,	バスの	実施状況		タクシー代助成
			高齢	7	利用料	ł			
i i	 市町村名	実施	者の年齢	高齢者	障害者	— 般	備考	実施	内容
38	長久手市	0	65	0	0	100	65歳以上高齢 者に1,000円分 のリニモカードを 交付	0	基本料金+迎車料金を年52枚交付
39	東郷町	0	65	0	0	100		\circ	75歳以上のひとり暮らしと75歳以上のみ世帯で交通に支障のある方にタクシー料金助成利用券1回500円限度を24枚/年。障がい者は36枚/年。
40	豊山町	×					豊山タウンバス に対して赤字補 填助成		高齢者:要介護認定者に基本料金分24枚/年 障がい者:年間最大48枚(初乗り運賃及び送車料金)
41	大口町	×						0	80歳以上の住民税非課税者、75歳以上の単身・高齢者世帯(年間所得200万円未満)に初乗り運賃分 4 8枚/年
42	扶桑町	×						\circ	80歳以上高齢者。40~79歳介護保険要介護要支援 認定者。基本料金助成36回/年
43	大治町	\bigcirc		0	0	0		×	
44	蟹江町	\bigcirc		0	0	0		\bigcirc	障がい者対象に基本料金と迎車料金。36枚/年
45	飛島村	0	60	0				0	高齢者:65歳以上でひとり暮らし、高齢者のみ世帯。 1500円+迎車料金を36枚/年。障がい者:1500円+迎 車料金。36枚/年。リフト付きタクシーは初乗り運賃相 当額+迎車料金。
46	阿久比町	\bigcirc		0	0	0		\bigcirc	70歳以上の高齢者対象に初乗り料金相当30枚/年
	東浦町	\circ		100	0	100	身障1•2級随行 者無料	0	要介護3以上高齢者。リフト付きタクシー(3,640円)24 枚/年。身障1・2級には、お迎え料金24枚/年、リフト 付きタクシー24枚/年
	南知多町	X						X	
49	美浜町	\bigcirc						\circ	障害者対象に初乗り料金分24回/年
50	武豊町	\circ		100	100	100		\circ	身障手帳1~2級、療育手帳A・B、精神障害福祉保健福祉手帳1・2級所持者に初乗り助成24回/年。
51	幸田町	\bigcirc		0	0	0		\circ	高齢者無し。障がい者対象にタクシー利用券35000円分。対象外規程あり。
	設楽町	\bigcirc	65	0	0	0		X	
53	東栄町	X						X	
54	豊根村	\triangle					村営バスについて、65歳以上高齢者、障がい者へ無料乗車券発行	×	

宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業へ助成実施状況

- ※実施は19市町村(35.2%)
- ※新規実施は、東海市、豊明市
- ※廃止は安城市、豊根村
- ※検討中は、津島市、東浦町、設楽町
- ※ゴチックは新規実施市町村

ī	市町村名	助成	助成額(1施設)	助成 力所
	合計	19	_	480
1	名古屋市	×		
2	豊橋市	×		
3	岡崎市	×		
4	一宮市	0	30,000 円/月	6
5	瀬戸市	×		
6	半田市	0	30,000 円/月 建設費等補助金 750,000 円以内	3
7	春日井市	X		
8	豊川市	×		
9	津島市	×	※検討中	
10	碧南市	0	6,300 円/月	31
11	刈谷市	0	8,000 円/月	
12	豊田市	0	104,000 円/年	196
13	安城市	×		
14	西尾市	0	160,000 円/年	
15	蒲郡市	×		
16	犬山市	×		
17	常滑市	×		
18	江南市	×		
19	小牧市	×		
20	稲沢市	0		21
21	新城市	×		
22	東海市	0	540,000 円/年	
23	大府市	0	初期設備整備1回 限20万円	1
24	知多市	0	年額上限50万円	6
25	知立市	0	100,000/年	2
26	尾張旭市	0	50,000/年	5
27	高浜市	×	※宅老所など9ヶ所 の介護予防施設を 設置運営	

ī	 市町村名	助成	助成額(1施設)	助成 力所
28	岩倉市	×		
29	豊明市	0	1,000 円/月	
30	日進市	×		
31	田原市	×		
32	愛西市	×		
33	清須市	×		
34	北名古屋市	0	2,500/月	18
35	弥富市	×		
36	みよし市	×		
37	あま市	×		
38	長久手市	×		3
39	東郷町	0	7,500 円/月	3
40	豊山町	×		
41	大口町	0	5,000 円/月	1
42	扶桑町	×		
43	大治町	×		
44	蟹江町	X		
45	飛島村	×		
46	阿久比町	\circ	5,166,000 円/総額	4
47	東浦町	X	※検討中	
48	南知多町	\circ		
49	美浜町	×		
50	武豊町	0	460,000 円/年(1会場)	委託 8 直営 1
51	幸田町	×		
52	設楽町	×	※検討中	
53	東栄町	×		
54	豊根村	×		

住宅改修の独自助成制度実施状況

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※新設はゴチックで、江南市、大口町

※両方助成は、半田市、碧南市、刈谷市、安城市、江南市、小牧市、高浜市、田原市、北名古屋市、みよし市、長久手市、豊山町、大口町、武豊町、設楽町

※「助成制度」欄は次の通り ○:あり、△:検討中、×:なし

		助成		介護保険に上乗	世		介護保険利用者以外への	の助成制度	
1	ī町村名	制度	実施	上乗助成額 (上限)	利用者実数 (2011年度)	実施	対象者∙要件	助成額 (上限)	利用者実数 (2011年度)
	合計	32	30	_	1,979	19	_	_	565
1	名古屋市	X	X			X			
2	豊橋市	\circ	0	10万円	382	X			
3	岡崎市	\circ	0	20万円	221	X			
4	一宮市	0	×			0	要支援・要介護に該当しない70歳以上のひとり暮らし及び70歳以上の高齢者世帯		11
5	瀬戸市	X	X			X			
6	半田市	0	0	対象者及び要件を 満たす者のうち、 非課税世帯のみ2 7万円かられる護 険で給付されるり を差し引いた残り	1	0	身体障がい者の下肢、体幹、視 覚1~3級、リフォームヘルパー が必要と認めた改修に限る	課税世帯1 8万円以内、非課税世帯27万円以内	1
7	春日井市	0	×			0	市内に住所を有する方で、介護保険の認定を受けていない65歳以上の方が生活している住宅 (過去に住宅改修に係る市の補助を受けていない住宅)	得税額に	248
8	豊川市	X	X			X			
9	津島市	X	X			X			
10	碧南市	\circ	0	市町村民税課税世帯10万円、課税世帯30万円	29	0	65歳未満の身体障がい者	50万円	1
11	刈谷市	\bigcirc	0	10万円	132	0	前年分所得税が非課税の65歳 以上の高齢者のみ世帯に属す る要支援・要介護認定を受けて いない高齢者	9万円	3
12	豊田市	\circ	0	40万円	440	X			
13	安城市	\bigcirc	0	10万円	177		①二次予防事業対象者で運動機能に支障のある人 ②ひとり暮らし高齢者、高齢者 世帯(ともに所得税非課税)	10±111	22
14	西尾市	0	0	介護保険の残額の 2分の1の枠を上限 に、最大9万円	129	×			
15	蒲郡市	X	X			X			
16	犬山市	0	×			0	リフォームヘルプ住宅改善相談を受け、更に介護保険で非該当とされた65歳以上で日常生活に 支障のある人	工事費用の 9割(上限15 万円)	7
17	常滑市	X	X			X	2 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -		
18	江南市	0	0	介護保険適用を超 えた経費の9割を 助成(限度額12万 円)	55	0	要介護(要支援)認定を持っていない70歳以上の方で、生計中心者の前年所得額が非課税の方	経費の9割 (限度額12 万円)	7
19	小牧市	0	0	9万円	3	0	65歳以上の虚弱な高齢者であって、生計を一にする世帯全員の市民税が非課税の方		8
20	稲沢市	X	X			X			

		助成			世		介護保険利用者以外への	 の助成制度	
市	ī町村名	制度	実施	上乗助成額 (上限)	利用者実数 (2011年度)	実施	対象者·要件	助成額 (上限)	利用者実数 (2011年度)
21	新城市	X	X			X			
22	東海市	\circ	0	10万円又は30万円	43	X			
23	大府市	0	0	市民税非課税世帯 40万円、市民税課 税世帯10万円	47	×			
24	知多市	0	0	市民税非課税世帯 40万円、市民税課 税世帯10万円	43	×			
25	知立市	\bigcirc	0	市民税課税世帯10 万円、非課税世帯 15万円	57	×			
26	尾張旭市	X	X			X			
27	高浜市	0	0	要支援1~要介護 3は10万円、要介 護4·5は30万円	48	0	65歳以上の自立者	10万円	45
28	岩倉市	0	0	所得税課税額により助成限度額あり。 上限50万円	3	×			
29	豊明市	0	0	課税世帯5万円以内、非課税世帯10万円以内	未記入	×			
30	日進市	\circ	\circ	改修費20万に対し 9割(18万)が上限	21	×			
31	田原市	0	0	※2011年度より65 歳以上の方がいる 全世帯に拡充		0	65歳以上の方がいる世帯	20万円(改修費用の 1/2まで)	43
32	愛西市	X	X			X		-, - 3 : 1 ,	
33	清須市	\circ	\circ	低所得の方に上限 60万円の1/2助成	3	×			
34	北名古屋市	0	0	15万円が限度額	35	0	身体障害者手帳1~3級の下肢 障がい、体幹障がいまたは視覚 障がいの方		3
35	弥富市	X	X			X			
36	みよし市	0	0	30万円	13	0	身体障がい者手帳を所持している者で、下肢・体幹又は視覚障害3級以上	上限30万 円	1
37	あま市	X	X			X			
38	長久手市	\circ	\circ	30万円	27	\circ	65歳以上の高齢者で本人が住 民税非課税		未記入
39	東郷町	X	X			X	<u> </u>		
40	豊山町	0	0	補助率2分の1。課税世帯10万円、非課税世帯30万円、 ま税世帯30万円、 ただし改修費の2 分の1が限度額に 満たない場合は、 その額とする。	4	0	重度障がい者、療育、精神、難 病手帳保持者	30万円	0
41	大口町	0	0	対象工事費50万円 を上限として1/2 の9割分		0	認定を受けていない70歳以上の 方が転倒予防のため、手すりの 設置や入浴補助用具を購入す る場合、費用額10万円を限度と し1/2を助成する。2012年度 から実施 視覚障がい、肢体不自由のうち 下肢不自由若しくは体幹不自または脳原性運動機能障害を有するよ 中の移動機能障害を有するす 体障がい者手帳の交付を受けて おりそれぞれの障害の程度が1 級又は2級に該当する者。特定 疾患医療受給者票の保持者。	50万円	1
42	扶桑町	0	×			0	日常生活に支障のある二次予 防事業対象者	限度額18 万円	0
43	大治町	×	X			×			
44	蟹江町	X	X			X			

	- 115	助成		介護保険に上乗	世	介護保険利用者以外への助成制度						
市町村名		制度	実施	上乗助成額 (上限)	利用者実数 (2011年度)	実施	対象者∙要件	助成額 (上限)	利用者実数 (2011年度)			
45	飛島村	X	X			X						
46	阿久比町	X	X			X						
47	東浦町	0	0	課税世帯20万円、 非課税世帯40万円	22	×						
48	南知多町	×	×			×						
49	美浜町	×	×			\times						
50	武豊町	0	0	対象経費60万円 1/2補助 30万円を 限度	28	0	65歳以上の要援護者。	対象経費60 万円 1/2 補助 30万 円を限度	57			
51	幸田町	×	×			×						
52	設楽町	0	×			0	町民が町内の業者を利用し、自 己負担20万円以上	工事費の 20%(上 限 10万 円)	107			
53	東栄町	X	X			X						
54	豊根村	×	×			×						

住宅改修と福祉用具の受領委任払い制度の実施状況

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※住宅改修の受領委任払い制度は、新たに清須市、豊山町、武豊町の3市町が実施し、 41市町村(75.9%)となった。実績は昨年より1,608件増加し、13,579件となった。

※福祉用具の受領委任払い制度は、新たに清須市、豊山町、武豊町の3市町が実施し、33市町村(61.1%)となった。実績は昨年よりも3,323件減少し、10,010件となった。(*昨年度春日井市の実績報告結果は誤り)

※ゴチックは新たに実施した市町村

《住宅改修》

【実施割合】2006年29% \to 2007年33% \to 2008年52% \to 2009年59% \to 2010年67% \to 2011年 70% \to 2012年76%

【実施数】2005年 $6,253 \rightarrow 2006$ 年 $6,404 \rightarrow 2007$ 年 $6,380 \rightarrow 2008$ 年 $7,728 \rightarrow 2009$ 年 $9,885 \rightarrow 2010$ 年 $11,971 \rightarrow 2011$ 年13,432

《福祉用具》

【実施割合】2006年22% \to 2007年27% \to 2008年41% \to 2009年44% \to 2010年51% \to 2011年 56% \to 2012年61%

【実施数】2005年 $549 \rightarrow 2006$ 年 $1,374 \rightarrow 2007$ 年 $4,225 \rightarrow 2008$ 年 $6,589 \rightarrow 2009$ 年 $11,505 \rightarrow 2010$ 年 $13,333 \rightarrow 2011$ 年9,635

※○: 実施している、△:検討中の市町村、×: 実施予定なし

		住	宅改修	福	祉用具
₫	可时村名	実施 状況	2011年度 実績	実施 状況	2011年度 実績
	合計	41	13,579	33	10,010
1	名古屋市	0	5,894	×	
2	豊橋市	\triangle		\triangle	
3	岡崎市	0	801	0	893
4	一宮市	0	919	0	1,193
5	瀬戸市	\circ	161	0	233
6	半田市	\circ	308	0	357
7	春日井市	\circ	372	0	526
8	豊川市	X		X	
9	津島市	0	190	0	232
10	碧南市	0	100	0	303
11	刈谷市	0	148	\triangle	
12	豊田市	0	444	0	1,616
13	安城市	\circ	433	0	456
14	西尾市	\circ	518	\circ	572
15	蒲郡市	\circ	3	X	
16	犬山市	\circ	207	\triangle	
17	常滑市	0	120	0	203
18	江南市	\circ	258	0	322
19	小牧市	0	108	X	
20	稲沢市	\circ	296	0	396
21	新城市	×		X	
22	東海市	0	260	0	340
23	大府市	0	162	0	256
24	知多市	0	220	0	327
25	知立市	$\overline{\bigcirc}$	155	$\overline{\bigcirc}$	194
26	尾張旭市	0	145	0	124
27	高浜市	\circ	89	0	157

		住	宅改修	福	祉用具
7	可时村名	実施 状況	2011年度 実績	実施 状況	2011年度 実績
28	岩倉市	0	100	0	127
29	豊明市	0	132	×	
30	日進市	0	169	0	200
31	田原市	×		×	
32	愛西市	0	144	0	174
33	清須市	0	24年4月~	0	24年4月~
34	北名古屋市	\circ	203	\circ	213
35	弥富市	\circ	100	\circ	136
36	みよし市	X		X	
37	あま市	X		X	68
38	東郷町	0	75	0	68
39	長久手市	X		X	
40	豊山町	0	24年4月~	0	24年4月~
41	大口町	0	33	X	
42	扶桑町	0	73	0	79
43	大治町	X		X	
44	蟹江町	X		X	
45	飛島村	0	0	0	0
46	阿久比町	X		X	
47	東浦町	0	135	0	218
48	南知多町	\triangle		\triangle	
49	美浜町	X		X	
50	武豊町	0	24年4月~	0	24年4月~
51	幸田町	0	48	0	64
52	設楽町	0	23	×	
53	東栄町	0	33	0	31
54	豊根村	×		×	

食事(配食・会食)サービスの実施状況

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※配食は、全市町村で実施。毎日実施は20市町村(37.0%)

※会食実施は14市町村(25.9%)

【実施市町村割合】2003年14% → 2004年17% → 2005年19% → 2006年24%

- $\rightarrow 2007$ 年24% $\rightarrow 2008$ 年26% $\rightarrow 2009$ 年26% $\rightarrow 2010$ 年32% $\rightarrow 2011$ 年33%
- → <u>201</u>2年37%

※配食方式の実施欄 ◎週7回配食を実施、○週1~6回配食を実施

※ 四	は食方式の	美施	፲欄 ◎週7回四		、○週1~6回配 _: <mark>食方式</mark>	食を実施			 食方式	
Ħ	市町村名	実施	実施回数	利用者数 (11年度)	助成金	利用者負担	実施	実施回数	利用者数(11年度)	利用者 負担
	合計	54	毎日実施:20	11158.23			14		2,018	
1	名古屋市	0	1日につき1 回、昼又は 夕	4931	介護保 (全型の円の9割) (全型の円の9割) (全型の円の9割) (全型の内の9割) (全型の内でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	介+身帳精健付事生者人受事上円 護食体・愛障祉20年 大害手 ででででいる。 大害手者帳 ・一つでは ・一つでは ・一つででは ・一つででする。 ・一つでは ・一つででする。 ・一つでは ・一つででする。 ・一つでは ・一つでは ・一つでは ・一つででする。 ・一つでは ・一つで ・一つで ・一つで ・一つで ・一つで ・一つで ・一つで ・一つで	×			
2	豊橋市	0	週5日以内	387	250円	300~450円	×			
3	岡崎市	0	毎日1食(昼 又は夕)	591	250円	350円	×			
4	一宮市	0	週7回 昼	1017	380円	250円	X			
5	瀬戸市	\bigcirc	週6回(月~ 土。昼又夕)	135	150円	350円~650円	×			
6	半田市	0	週6回 昼	89	市民税非課税 者:310円 市民税課税者: 260円	通常食400円。 特別食450円 (非課税通常食 350円、特別食 400円)	×			
7	春日井市	0	週4回(月~ 金のうち)昼	295	300円	260~500円(弁 当代金と助成 額の差額)				
8	豊川市	0	週5回 昼	62.2	200円	300円	X			
9	津島市	0	週6回 昼	73	200円or300円	300円or400円	X	777		7.7.
10	碧南市	0	毎日の夕か 週3回(月・ 水・金か火・ 木・土)の夕	67	普通食400円 治療食480円 検査食700円	300円	0	まちかどいき いきサロン週 1回(2箇所) ふれあいい きいきサロン 年5回(6地 区)	まちかど 111/月 ふれあい 196/1回	まちか 実 相 (400円 程) みれあ い:0円
11	刈谷市	0	一般食(昼 週1回、夕週 2回)、治療 食(夕週5 回)	177	一般食380円 治療食430円	一般食300円 治療食350円	×			
12	豊田市	©	週7回昼・夕 (一部地回昼地域は週5回昼を または6回昼 タ・土曜 のみ)	705	280円~700円	300円	0	年 間 85 回 (11地区のコ ミュニティ会 議がそれぞ れ実施)	253/月	300円程度
13	安城市	\circ	週4回以内 昼		300円	普通食300円、 特別食450円	×			

				配:	食方式			会1	食方式	
Ħ	市町村名	実施	実施回数	利用者数 (11年度)	助成金	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (11年度)	利用者 負担
14	西尾市	0	月~金曜日 の週5回以 内 昼	47	450円	300円	×			
15	蒲郡市	\bigcirc	週3回 昼	107	550円,600円	300円	Χ			
16	犬山市	\bigcirc	週1~5回 昼	38	320円	400円	X			
17	常滑市	\bigcirc	週5回 夕	16	150円	500円	X			
18	江南市	0	月~金週5 回、昼·夕選 択	156	225円	300円	×			
19	小牧市	0	週5回昼	170	275円	300円	X			
20	稲沢市	0	週5回 <u>昼</u> 週3回昼·夕	211	250円	250円	×			
21	新城市	\bigcirc	を選択	167	300円	300円	×			
22	東海市	0	毎日昼・夕 (夕:H23〜 助成は1日1 食)年末年 始は休み	63.8	370円/200円	300円…世帯全員が市町村、開東部で、開発を課所をはまります。 非課のでは、現代の方では、現代のでは、現では、現では、現代のでは、現では、現代のでは、現代のでは、現代のでは、現では、現代のでは、現代のでは、現代のでは、現では、現代のでは、現代のでは、現代のでは、現代のでは、現では	×			
23	大府市	0	週7日 夕	47	250円	300円または 550円	×			
24	知多市	0	夕食のみ36 5日対応	43	300円(調理コ スト) 100円(配送料)	300円(食材費)	×			
25	知立市	0	週7回 昼又 は夜	102	300円	300円	×			
26	尾張旭市	\circ	週5回を限 度、昼	25.8	400円	400円	×			
27	高浜市	0	週7回 夕	67	200円/100円	350円/450円	0	宅老所5ヵ所 に て 週 11 回、昼食	496人	100円 ~300 円
28	岩倉市	0	週7回夕	107	310円	340円	X			
29	豊明市	0	昼夕ともに 週3回(最大 週6回)	59	200円	約500円	×			
30	日進市	0	週7回 夕	91	350円/600円 (配達が別業 者)	300円	0	225回(週1 回昼、月4 回、6カ所)	365人	600円
31	田原市	\bigcirc	週5回 昼	53	210円	500円	Δ	(検討中)		
32	愛西市	0	平日週5回 昼(月~金 祝除く)	76	150円	350円	×			
33	清須市	0	週5回(昼· 夕)	167.3	190円	400円	×			
34	北名古屋市	0	アセスメントを 実施し、回数 を決定	102			×			
35	弥富市	0	週7回 昼	83	360円	300円	0	給食サービ ス(チケット 方式) ふれあい昼 食会(年3 回)	チケット 524人 ふれあい 200人	チケット方 式200円 を超える 利用分、 ふれれい い0円
36	みよし市	0	週7食(昼又 は夕)	40.9	310円	300円	×			

				西己:	 食方式			旧七宝地区 月2回昼/ 旧甚目寺地 区年1回昼 地区49人 300円 配食方式利用 者: 400円 円利用無し: 650円				
Ī	市町村名	実施	実施回数	利用者数 (11年度)	助成金	利用者負担	実施	実施回数				
37	あま市	0	毎週火・土 曜 昼	30	350円	300円	0	月2回昼/ 旧甚目寺地	区30人 旧甚目寺	300円		
38	長久手市	0	週5回(平日 のみ)昼	55.3	400円	300円	0	月2回 昼	12.3人	式利用 者:400 円 利用無 し:650		
39	東郷町	0	週7回 夕	43.49	350円(業者に よっては300円)	300円	×					
40	豊山町	0	週7回 昼· 夕	15	140円	利用者の選択 業者・選択メ ニューにより異 なる。						
41	大口町	0	週7回 昼ま たは夕	11	150円	2業者に依託し 480円か650円	×					
42	扶桑町	\circ	週6回(月~ 土)夕	14	249.9円	400円	×					
43	大治町	0	週1回(土) 昼	40	300円	500円	0	月1回 昼	15人	300円		
44	蟹江町	0	週1回 昼	32	200円	300円	\circ	月1回 昼	52人	200円		
45	飛島村	0	週5回(月~ 金)昼	9.14	200円	300円	\circ	3回/年 昼		0円		
46	阿久比町	0	週6回(月~ 土)夕	60	290円	400円	×					
47	東浦町	0	毎日365日 夕	50.4	350円	300円	×					
48	南知多町	©	週7回 昼	9.9	100円(配達50 円/見守り50 円)	実費負担	0	年33回(半島25回、離島8回昼)		100円 (助成額 500円)		
49	美浜町	0	週5回 昼	33	150円(住民税 非課税世帯は 350円)	500円(住民税 非課税世帯は 300円)		年10回昼	192人	500円		
50	武豊町	0	週5回 昼	10	配食ボランティア に100円支給	400円(ご飯付き) 300円(おかず のみ)	×					
51	幸田町	0	週3回	69	290円	250円	×					
52	設楽町	0	週1回 昼	24	300円	200円		年3回 5地 区 昼 延べ 15回	26人/回	100円 (助成額 400円)		
53	東栄町	0	週3回 昼	37	230円	400円	X					
54	豊根村	\cup	年4回	46		400円	\bigcirc	年3回 昼	16人	400円		

介護認定者の障害者控除の認定について

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※原則として要支援または要介護1以上を認定しているのが、合計39市町村(72.2%)に広がっている。 ※自動的に要介護者に認定書を送付したのが14市町(25.9%)、申請書を送付したのが14市町村 (25.9%)、合わせて28市町村(51.9%)が認定書または申請書を個別に送付している。こうした市町村で は、認定書の発行が多い。

※認定書発行数の愛知県合計は年々増加している。この間のねばり強い働きかけが果たした役割は大 きい。

(発行枚数推移)2002年: 3,769枚 \rightarrow 2003年: 5,848枚 \rightarrow 2004年: 5,114枚 \rightarrow 2005年: 7,155枚

→ 2006年:10,466枚 → 2007年:13,171枚 → 2008年:18,544枚 → 2009年:22,712枚 → 2010年:29,955枚 → 2011年:32,736枚

					主書条				認知		者控除の 申請書の追	送付
ī	市町村名	認定書 2010年 発行数	認定書 2011年 発行数	要支援2以上	要介護1以上	医師の証明	調査票・主治医意見書	備考 (発行条件の詳細等)	要介護者に認定書送付	要介護者に申請書送付	送付数認定書・申請書の	送付しない
	合計	29, 955	32, 736	8	31	2	35	_	14	14	41, 482	26
1	名古屋市	1, 378	1, 456				\circ	又は状況確認表				\bigcirc
2	豊橋市	658	795				0	通算認定者数は4,384人		0	1, 578	
3	岡崎市	105	145				0	認定調査情報を参考	0			\bigcirc
4	一宮市	5, 633	6, 294		\bigcirc			要介護1~5対象	\circ		6, 240	
5	瀬戸市	32	68		0		0					\bigcirc
6	半田市	215	241				0	■ 要介護1以上かつ障害高齢者自				\circ
7	春日井市	6, 441	6, 436		0		0	安月護1以上がう障害局師有日立度・認知症高齢者自立度が一定の基準を満たす方	0		6, 293	
8	豊川市	992	1,040		\bigcirc		\bigcirc	要介護度および主治医意見書		\bigcirc	4, 582	
9	津島市	1, 060	1, 065		\circ		0	要介護1以上かつ障害高齢者自 立度J1以上または認知症高齢者 自立度 I 以上		\circ	1, 828	
10	碧南市	175	197				\bigcirc	介護度のみではなく自立度も把握				\circ
11	刈谷市	320	361		0		0	要介護1~5対象。認定基準に基 づいて審査発行		0	190	
12	豊田市	72	75		0		0	要介護1以上で一定の基準を満たす者				\circ
	安城市	167	186		0		0	要介護度と介護認定時の主治医 意見書で判断				\circ
	西尾市	296	343				0			0	1,899	
15	蒲郡市	142	88		0		\bigcirc					0
	犬山市	543	542		0			要介護1以上で認定資料による。 対象者に勧奨通知を送付		0	1,814	
_	常滑市	118	119				0					0
18	江南市	85	88	0			\circ	認定調査票及び主治医意見書				0
19	小牧市	406	1, 251		0		0	要介護1以上で認定調査票及び 主治医の意見書で判断	0		1, 241	
	稲沢市	1, 200	1, 142		0			要介護1以上が6カ月以上継続しているなど	0		1, 100	
	新城市	62	74		0			要介護1以上				0
_	東海市	186	192		0			要介護1以上				0
23	大府市	154	171		\circ			要介護1以上				\bigcirc

				認知	主書条	発行 件	 すの		認足	障害 官書・	者控除の 申請書の追	送付
ī	 市町村名	認定書 2010年 発行数	認定書 2011年 発行数	要支援2以上	要介護1以上	医師の証明	調査票・主治医意見書	備考 (発行条件の詳細等)	要介護者に認定書送付	要介護者に申請書送付	送付数認定書・申請書の	送付しない
24	知多市	184	248		\circ			要介護1以上				\bigcirc
25	知立市	1, 148	1, 238		\circ			要介護1以上	\bigcirc		1, 222	
26	尾張旭市	327	351		0		\bigcirc	要介護1以上ほとんどが該当		\bigcirc	2,043	
27	高浜市	87	99			\circ	\bigcirc					\bigcirc
28	岩倉市	872	963	\circ					\bigcirc		951	
29	豊明市	164	379	\circ			0			\bigcirc	1, 456	
30	日進市	480	528	0			0	要支援2以上かつ障害者高齢自 立度A以上または認知症高齢者 自立度IIa以上	0		528	
31	田原市	57	47				\bigcirc					\bigcirc
32	愛西市	1, 340	653		\bigcirc			案内ハガキを送付(1,040件)				\bigcirc
33	清須市	193	250		\bigcirc			要介護1以上				\bigcirc
34	北名古屋市	132	172		\bigcirc			要介護1以上				\bigcirc
35	弥富市	465	449		\circ		0	要介護1以上かつ、障害高齢者自 立度A以上または認知症高齢者 自立度Ⅱ以上		0	782	
36	みよし市	92	148	0				要支援2以上		\bigcirc	1, 162	
37	あま市	588	638		\bigcirc			要介護1以上		\bigcirc	2, 134	
38	長久手市	225	203	\circ			0			\bigcirc	203	
39	東郷町	626	223	0			0	認定書は翌年以後も使える	0		749	
40	豊山町	221	351		\bigcirc			要介護1以上	\bigcirc		351	
41	大口町	23	25		\bigcirc			要介護1以上				\bigcirc
42	扶桑町	524	557		0		0	要支援2以上で意見書、調査票から判断	0		557	
_	大治町	4	8		\circ			自立度を併せて判定				\bigcirc
	蟹江町	41	18				\circ					\bigcirc
	飛島村	133	123		\circ					\circ	157	
-	阿久比町	604	623		\circ		0	介護度より認定	\circ		623	
	東浦町	155	168		\circ			要介護1以上				\circ
48	南知多町	42	30				\circ					\circ
	美浜町	20	45				0	障害者認定と同レベル以上を認 定		0	60	
50	武豊町	100	1, 135				0		\circ		1,074	
	幸田町	562	564	0			0	要支援1以上かつ障害高齢者自立度・認知症高齢者自立度が一 定の基準を満たす方	0		564	
52	設楽町	10	19				\bigcirc					\bigcirc
-	東栄町	0	11			\circ		医師の意見書による判断が必要				\bigcirc
54	豊根村	96	101		\bigcirc		\bigcirc		\bigcirc		101	

高額医療・高額介護合算療養費の支給についての通知

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※申請書を送付しているのは、後期高齢者で7市町村(13.0%)、国保で24市町村(44.4%) ※自動払いは国保で東郷町のみ

	⊢ m+++ &		後期高齢	者の場合			国民健康	保険の場合	
П		自動払い	申請書	ハガキ等の通知	通知なし	自動払い	申請書	ハガキ等の通知	通知なし
	合計	0	7	47	0	1	24	31	0
1	名古屋市			0				0	
2	豊橋市		0				0		
3	岡崎市		0				0		
4	一宮市			0				0	
5	瀬戸市			0			0		
6	半田市			0			0	0	
7	春日井市			0				0	
8	豊川市			0			0		
9	津島市			0			0		
10	碧南市 刈谷市			0				0	
12	豊田市		0	U			0	U	
13	安城市			\cap				0	
14	西尾市			0				0	
15	蒲郡市			0			0		
16	犬山市			0			0		
17	常滑市			0				0	
18	江南市			0				0	
19	小牧市			Ö				Ö	
20	稲沢市			0				Ö	
21	新城市			Ö				Ö	
22	東海市			0				0	
23	大府市		0				0		
24	知多市		0					0	
25	知立市			0				0	
26	尾張旭市			0			0		
27	高浜市			0				0	
28	岩倉市			0				0	
29	豊明市			0				0	
30	日進市		0				0		
31	田原市			0				0	
32	愛西市			0			0		
33	清須市			0			0		
34	北名古屋市			0				0	
35	弥富市			0			0		
36	みよし市			0				0	
37 38	あま市 長久手市			0			0	0	
39	東郷町			0		0		0	
40	豊山町			0		\cup	0		
41	大口町			0			<u> </u>	0	
42	扶桑町			0				0	
43	大治町			0				0	
44	蟹江町			0				0	
45	飛島村			0			0		
46	阿久比町			0			0		
47	東浦町			0				0	
48	南知多町			0				Ö	
49	美浜町			Ö			0	Ü	
50	武豊町			Ö				0	
51	幸田町			Ö			0		
52	設楽町			0			Ō		
53	東栄町			0			0		
54	豊根村		0				0		

就学援助の受給者数・予算額

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

			2010年度			2011年度		2017	2年度(見込	(み)
ΙĦ	5町村名 「町村名			支給総額	- 44 1 1 1 1 1 1 1		支給総額			支給総額
	,-,,,, д	受給者数	受給割合	(万円)	受給者数	受給割合	(万円)	受給者数	受給割合	(万円)
	合計	62,287	7.94%	406,826	64,019	7.84%	414,312	65,913	7.80%	457,425
1	名古屋	25,228	15.0%	157,859	25,601	15.3%	159,637	27,316	16.3%	175,189
2	豊橋市	6,099	17.7%	40,716	6,227	18.2%	41,495	6,160	18.4%	42,706
3	岡崎市	2,257	6.8%	22,523	2,561	7.7%	22,759	2,385	7.2%	23,846
4	一宮市	2,745	7.8%	21,035	2,844	8.1%	21,947	3,005	8.6%	23,682
5	瀬戸市	1,135	10.0%	7,714	1,179	10.7%	7,791	1,200	11.0%	7,877
6	半田市	1,029	8.9%	7,759	1,131	9.9%	7,658	1,025	9.2%	7,833
7	春日井市 豊川市	1,487 1,328	5.4%	9,454	1,515	5.5%	9,707	1,708	6.3%	11,744
9	津島市	1,328 824	7.9% 13.2%	8,777 4,364	1,316 751	8.2% 12.3%	7,395 4,190	1,468 792	8.9% 13.4%	6,685 4,281
10	碧南市	521	7.8%	3,562	499	7.5%	3,397	457	6.9%	3,942
11	刈谷市	689	5.2%	5,140	696	5.3%	5,090	733	5.6%	5,781
12	豊田市	2,566	6.8%	7,745	2,614	6.9%	8,363	2,616	6.9%	10,325
13	安城市	704	4.0%	4,830	816	4.6%	5,494	750	4.3%	5,836
14	西尾市	344	3.5%	2,298	497	3.3%	3,664	501	3.3%	4,782
15	蒲郡市	575	8.4%	4,683	631	9.3%	4,256	604	9.0%	4,789
16	犬山市	313	4.6%	2,226	282	4.3%	2,151	312	4.7%	2,942
17	常滑市	372	8.1%	2,448	363	7.9%	2,608	375	8.0%	2,590
18	江南市	735	8.0%	5,554	721	7.9%	5,491	740	8.2%	6,240
19	小牧市	1,263	9.3%	8,389	1,211	8.9%	8,128	1,099	8.2%	11,549
20	稲沢市	843	6.9%	5,978	890	7.3%	6,372	832	7.0%	6,900
21	新城市	303	7.2%	1,835	299	7.3%	1,826	307	7.7%	1,826
22	東海市	784	7.9%	5,012	763	7.6%	5,571 3,769	795	7.8%	5,621
23 24	大府市 知多市	613 664	7.8% 8.5%	3,495 3,682	626 695	7.9% 8.9%	3,769	650 696	8.0% 8.9%	4,762 4,629
25	知立市	340	5.5%	2,578	417	6.8%	2,592	433	7.0%	3,123
26	尾張旭市	745	10.0%	4,558	808	10.8%	5,275	834	11.1%	5,729
27	高浜市	532	11.9%	3,543	494	11.0%	3,237	472	10.5%	3,421
28	岩倉市	298	7.7%	2,106	322	8.3%	2,295	342	9.1%	2,496
29	豊明市	410	6.6%	2,686	453	7.3%	2,123	391	6.5%	3,915
30	日進市	564	7.0%	3,717	589	7.2%	4,054	570	6.9%	4,510
31	田原市	347	6.1%	2,401	337	5.9%	2,314	303	5.5%	2,321
32	愛西市	610		4,431	590	8.7%	4,101	573		4,467
33	清須市	308	5.9%	2,027	351	6.7%	2,335	396		2,874
	北名古屋市	732	9.9%	4,885	752	10.2%	5,521	790		6,592
35	弥富市	257	6.5%	1,967	290	7.4%	2,237	298		2,251
36	みよし市	279	4.0%	2,085	315	4.5%	2,217	326		2,295
37 38	あま市 東郷町	632	7.7%	4,780	761	10.7%	5,078	872	9.3%	6,863
39	長久手町	182 193	4.2% 4.0%	1,213 1,225	173 180	3.9% 3.6%	1,244 1,109	171 164	3.8% 3.2%	1,522 1,200
40	豊山町	110	9.2%	392	136	10.6%	399	146		440
41	大口町	165	7.5%	820	165	7.5%	898	166		1,034
42	扶桑町	232	7.6%	1,437	237	7.7%	1,616	225	7.4%	1,855
43	大治町	209	6.9%	867	212	6.9%	915	205		980
44	蟹江町	284	9.3%	1,792	295	9.6%	1,819	330	11.0%	2,124
45	飛鳥村	13	4.0%	95	19	5.6%	138	16	4.6%	127
-	阿久比町	162	7.4%	1,082	160	7.3%	1,138	158	7.2%	1,136
47	東浦町	493	40.2%	3,359	462	9.6%	3,368	463	9.8%	3,938
	南知多町	104	6.8%	776	104	7.0%	799	85		890
49	美浜町	124	5.9%	1,088	130	6.0%	999	118	5.0%	1,074
50	武豊町	289	7.2%	1,927	278	6.8%	1,954	276		2,000
51	幸田町	226	6.3%	1,672	226	6.2%	1,587	233	6.3%	1,650
52	設楽町 東栄町	24	6.5%	219	27	7.6%	237	24	7.1%	182
53 54	<u>果米可</u> 豊根町	2	1.0% 0.0%	20	6	0.0%	16 46	7	0.0% 7.0%	0 59
		け昨年のキャ			U O	11.1%	40	(1.0%	59

※2010年度は昨年のキャラバンまとめから引用

就学援助の基準・申請・支給等について

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ※認定基準を生活保護基準の1.5倍以上としているのが5市町村(9.3%)、1.3~1.4倍としているのが11市町村(20.4%)。刈谷市で民生委員証明が昨年より「必要に応じてのみ」と一部改善。
- ※申請書の受付で豊川市と稲沢市は、新規は市町村窓口、継続は学校で受け付けている
- ※認定基準額または所得基準額は月額で回答している市町村もある。また、持ち家の場合と借家の場合 が混在している。扶養家族の人数も混在している。

※就学援助認定基準の「その他」欄は次の通り。

①生活保護受給者、②生活保護を停止または廃止された者、③市民税非課税または減免された者、④個人事業税または固定 資産税が減免された者、⑤国民年金保険料が減免された者、⑥国民健康保険料(税)が減免もしくは減額賦課された者、⑦児童 扶養手当が支給された者、⑧生活福祉資金貸付または世帯更正貸付を受けた者、⑨失業対策事業適格者手帳所持者または職 業安定登録日雇労働者、⑩その他経済的に困窮している者

			就学援助認定対象基準	認定基準額また	とは所得基準額	申請	書の	受付	民
त	5町村名	基準の 護	その他	2人家族 ※母30歳代、子ども 小学生の場合	4人家族 ※父母は30歳代、 子ども小学生と4歳 児の場合	市町村窓口	学校	両方 可	生委員証明
	合計		<u> </u>	_		16	9	31	9
1	名古屋市	1.0	12356711	2,458,000	3,126,000		\circ		
2	豊橋市	1.3	23456710	2,110,000	3,334,000	0			
3	岡崎市	1.1	123457891	2,040,324	2,933,040			\bigcirc	
4	一宮市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩認定基準額は定めていません。別紙資料2-3「一宮市立 小中学校児童及び生徒の就学に要する 費用の援助に関する規則」参照	1,730,000	2,650,000			0	_
5	瀬戸市	1.25	123457891	1,850,000	3,000,000			\bigcirc	
6	半田市	1.0	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩別紙「就学 援助制度のお知らせ」のとおり	約200万	約280万			\circ	_
7	春日井市	1.2	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩世帯収入 で算定	約170万※持ち家 家賃は48,100円 を上限として	約275万※持ち家 家賃は48,100円 を上限として		0		_
8	豊川市	1.23	234578910	1,900,000	2,500,000	\circ	\bigcirc		_
9	津島市	1.0	234567910			\circ			_
10	碧南市	1.0	①②③④⑤⑥⑦⑧⑩かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者	1,529,352	2,020,188			\circ	_
11	刈谷市		⑦の認定基準。収入状況の急変等により 困窮している世帯については、申請理由 等を確認の上審査	2,300,000	3,060,000	0			必要 に応じ て
12	豊田市	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩1.3倍以上で あっても民生委員の現状確認に基づい て判定している	2,095,000	3,185,000		0		必要
13	安城市	1.0	1234567890	2,380,000	2,420,696		原則〇	\bigcirc	必要
14	西尾市		定めていません・校長、民生委 員の所見で判断				\circ		所見必 要
15	蒲郡市	1.3	基準に満たない場合も特別な事 情があれば認定する	社会保険料・生命保 加算されるため、この 基準額を算出できな	条件だけでは所得			0	_
16	犬山市	1.2	123467891	1,699,804	2,605,003			\bigcirc	_
17	常滑市	1.3	次の各項のいずれかに該当し、教育委 員会が援助を必要と認定する人。②③④					\circ	
18	江南市	1.2	詳細は別紙のとおり	185,000	260,000			\bigcirc	_
19	小牧市	1.3	※生活保護基準+市単独基準 の1.3倍	年齢、居住状況等の 額は算出できない。	情報がなければ金			0	_
20	稲沢市		123456781	校長の意見、民生委	員助言で個別対応	\circ	\circ		必要
21	新城市	1.5	37			\circ			_
22	東海市	1.2	3456789	1,851,955	2,806,732		\bigcirc		
23	大府市	1.0	123456789	約1,544,700	約2,340348			\bigcirc	_
24	知多市	1.0	23456789	1,416,504	2,170,836			\bigcirc	—

			就学援助認定対象基準	認定基準額また	とは所得基準額	申請	書の	 受付	民
ਜ	 市町村名	基準の護	その他	2人家族 ※母30歳代、子ども 小学生の場合	4人家族 ※父母は30歳代、 子ども小学生と4歳 児の場合	市町村窓口	学校	両方可	生委員証明
25	知立市	1.4 1.6	愛知県の児童扶養手当の所得 制限の1.1倍を目安としている	(1.6) 253万	(1.4)336.6万			0	一部必要
26	尾張旭市	1.25	123456789	算出不可	算出不可			0	
27	高浜市	1.0	①②③⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 母子·父子家庭は、生活保護基 準の1.5倍	2,130,000	2,110,000			0	_
28	岩倉市	1.1	23456789			\circ			
29	豊明市	1.2	12345678910	約165,000	約219,000	\circ			意見踏
30	日進市	1.5	123456789	約207万(控除なし)	約322万(控除なし)			\circ	
31	田原市	1.25	1234567891	1,771,065	2,713,980		\circ		
32	愛西市	1.2	1234567891	1,958,000		\circ			_
33	清須市	1.3	2345678	※家賃など詳細が不	明なため回答不可			0	
34	北名古屋市	1.2	派遣切り等急激な収入の減少 (生活保護基準額の1.3倍未満)	※生活保護基	準の1.2倍			0	
35	弥富市	1.2	23456789	1,32,1000(持ち家)	2,006,000(持ち家)			\circ	
36	みよし市	1.5	12345678910	2,123,000	3,223,000		\circ		場合により 必要
37	あま市		②③④⑤⑥⑦⑧⑩基準は参考基準 として設けていますが、参考基準を 超えて世帯についても現在の状況 等を把握して決定している。			0			_
38	東郷町	1.3	需要額×1.3 ①②③⑦⑩	153,000/月	249,000/月	\circ			_
39	長久手市		面談により、収入状況等を聞きとり、教育委員会で審議			0			_
40	豊山町	1.2	123456781	152,105/月	207,518/月			\circ	
41	大口町		2345678910					\circ	_
42	扶桑町		123456789⑩国の基準ど					0	
43	大治町	1.2	①⑦⑩罹災・失業等特別な事情により生活が急変した者、または経済的に困窮した者	 算出して 	いません			0	_
44	蟹江町	1.1		2,450,000	3,080,000	0			
45	飛島村		国の認定基準にあたっての目安に添っ て認定している。	所得基準は	は設けてない			\circ	_
46	阿久比町	1. 4 超	児童扶養手当ての所得制限を準 用	2,300,000	3,060,000			0	_
47	東浦町	1. 4 超	別紙東浦町就学援助費事務取扱要綱(抄)のとおり①②③④⑤⑥⑦⑧ ⑨⑩	2,380,000	3,140,000			0	-
48	南知多町	1.3	2345678910	1,963,338	2,631,668			0	_
49	美浜町	1.3	12345678910	持ち家・低学年 1,633,986	2,606,595 借家3,335,540			0	_
50	武豊町	1.3	12345678910	1,956,226 借家2,683,226	2,618,564 借家3,345,524			0	_
51	幸田町	概ね 1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 年度途中において、生活状況が急変し、援助が必要になった場合も随時受け付けている。					0	一部 必要
52	設楽町		12345678910					\circ	
53	東栄町		①要保護に準ずる程度に困窮して おり、教育委員会で認めた者			0			
54	豊根村		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩保護者の職められる者・学校の納付金減免者・網い者、または学用品、通学用品等に極めて悪いと認められる者、経済でき	h付状況の悪い者、 不自由している者	昼食、被服等が悪 で保護者の生活が				_

就学援助の支給項目

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※実際に支給する額は、市町村や学年によって異なる ※国の支給項目の基準では、2010年度からクラブ活動・生徒会・PTA会費も補助の対象に。拡充しているところが、3項目追加は6市町村(11.1%)。2項目は6市町村。昨年より5自治体増。

		学用	品費	入	通	通	修	ク	生	Р	校外流	舌動費	給	給負	音	医	掛日	備
		学		学	学田	通学費	修学	ラブ	生徒	Т	宿		食費			医療費	け本金ス	備考
		用	体育実技	人学準備	通学用品	貸	旅行	活	会費	A 会	泊を伴	宿泊を伴う	貸	現物支	償 還 */	負	# / #	
	ウンム 仕 ね	品費	夫 技	金	費		費	動費		費	と伴	と伴		と	払い			
	自治体名		用					負			わ	う					振	
			具費								ない	もの					興 セ	
											ŧ						ンタ	
											の						ĺ	
	合計	54	7	47	43	11	52	6	12	12	44	45	53	16	26	37	10	_
1	名古屋市	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc				\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	小	中	\circ		
2	豊橋市	0		0	0	0	0				0		0	0		0		
3	岡崎市	0	0	0	0		0				0	0	0	0		\circ		
4	一宮市	\circ		\circ	\circ		0	0	0	\circ	\circ	\circ	0	\circ		\circ	0	
5	瀬戸市	0		0	0	0	0				0	0	0		0	0		
6	半田市	\circ		\circ			0					\circ	0			\circ	0	
7	春日井市	0		0		0	0				0	\circ	0		0	\circ		
8	豊川市	0		0			0					0	0			0		
9	津島市	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc						\bigcirc		\bigcirc	0		
10	碧南市	\bigcirc		\circ	\bigcirc		\circ				\circ		\circ		\circ			
11	刈谷市	\circ			\circ		\circ				\circ	\circ	\circ	\circ		0	\circ	
12	豊田市	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc				\bigcirc	0*	\bigcirc	\bigcirc				※海外、自然教室費
13	安城市	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc				\bigcirc		\circ		\circ	\circ		
14	西尾市	\bigcirc		\circ	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc	\circ	\bigcirc	\circ	\circ	\bigcirc			\circ		
15	蒲郡市	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc						\bigcirc	\circ	\circ	\bigcirc		\circ	\circ	
16	犬山市	\bigcirc		\circ	\bigcirc		\bigcirc		\circ	\bigcirc	\circ	\circ	\bigcirc		\circ	\circ		
17	常滑市	\circ		\circ	\bigcirc		\circ				\circ		\circ	\circ		\circ	\circ	
18	江南市	\circ		\circ			\circ				\circ	\circ	\circ		\circ			
19	小牧市	\bigcirc		\bigcirc	\circ													
20	稲沢市	\bigcirc					\bigcirc				\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	0		
21	新城市	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc						\bigcirc		\bigcirc					
22	東海市	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc				\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc		\circ		海外学習参加費
23	大府市	\circ		\bigcirc			\bigcirc					\circ	\bigcirc			0		
24	知多市	\bigcirc			\bigcirc		\bigcirc				\bigcirc	\bigcirc	\circ	\bigcirc		\circ	\circ	
25	知立市	\circ	\circ	\circ			\circ					\circ	\circ			0		転入学用品費
26	尾張旭市	\bigcirc		\bigcirc			\circ				\circ	\bigcirc	\circ			\bigcirc		
27	高浜市	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ				\circ	\circ	\circ		\circ	\circ		
28	岩倉市	0					0		0	0		0	0		0	0		
29	豊明市	0		0	0		0	0	0	0	0	0	0		0	0		
30	日進市	0		0	0		0		0	0	0	0	0		0			
31	田原市	0		0	0		0						0		0			
32	愛西市	0		0			0					0	0	0		0		

	学用	品費	入	通 学	通学	修	ク	生	Р	校外流	舌動費	給	給重	き費	医	掛日 け本	備
	学用品	体育実技	学準備金	子用品費	費	学旅行費	ラブ活動	徒会費	TA会費	宿泊を伴	宿泊を	食費	現物支	償還払	療費	金スポー	考
自治体名	費	技用具費	317	ц		ц	型 費		ц	伴わないもの	を伴うもの		給	い		ツ振興センター	
33 清須市	0		0	0		0				0	0	0			0		
34 北名古屋市			\circ	\circ		\circ	\bigcirc	\circ	\circ	\circ	0	0		\circ			
35 弥富市	0		\circ	\bigcirc		\circ		\circ	0	\circ	\circ	\circ		0			
36 みよし市	0		0	0		0				0	0	0			0		
37 あま市	\circ		\circ	\bigcirc		\circ				\bigcirc		\bigcirc		\circ			
38 東郷町	0		\circ	\circ		\circ		\circ	\circ	\circ	\circ	\circ		\circ	\circ		
39 長久手市	\circ			\bigcirc		\bigcirc				\bigcirc	\circ			\bigcirc	\bigcirc		
40 豊山町	0		\circ	\circ		\circ				\circ	\circ	\circ	\circ		\circ		卒業祝い金
41 大口町	\circ		\circ	\bigcirc		\circ				\bigcirc	\circ	\circ		\circ			
42 扶桑町	0		\circ	\circ		\circ		\circ	\circ	\circ	\circ	\circ		\circ	\circ		
43 大治町	\circ		\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc				\bigcirc	\circ	\bigcirc		\bigcirc			
44 蟹江町	0		\circ	\circ		\circ				\circ		\circ					
45 飛島村	\circ		\circ	\bigcirc		\circ	\bigcirc	\circ	\circ	\bigcirc	\circ	\circ					
46 阿久比町	\circ		\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc					\circ	\bigcirc			\bigcirc		
47 東浦町	0		\circ			\circ				\circ	0	\circ	\circ				
48 南知多町	0		0	0		0				0	0%	0	0			0	※キャンプ
49 美浜町	0			\bigcirc		\circ				\bigcirc	0	\circ	\circ			0	
50 武豊町	0		0	\circ	0	0				\bigcirc	0	\circ			\circ	0*	
51 幸田町	0	0	0	0	0	0				0	0	0		0	0	0	
52 設楽町	0		0	0		0				0	0	0		0	0		
53 東栄町	0	0	0	0		0					0	0	0		0		
54 豊根町	0	\bigcirc		0		0				0	0	0		0			

^{*}武豊町・・・スポーツ掛け金、卒業記念品は保護者負担軽減事業にて負担している

国保保険料(税)(医療費給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について (2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

ī	市町村名		所得割		(固	資産割 定資産税	額)	(加入	均等割 、者1人に	つき)
	1.3111	2010年	2011年	2012年	2010年	2011年	2012年	2010年	2011年	2012年
1	名古屋市	156.0%	152.0%	157.0%	_		_	49,948	50,937	50,877
2	豊橋市	204.0%	235.0%	251.0%	27.0%	27.0%	14.0%	37,200	44,100	43,500
3	岡崎市	152.0%	156.0%	160.0%	26.0%	27.0%	29.0%	32,090	32,090	36,140
4	一宮市	8.1%	8.1%	8.1%			—	31,200	31,200	31,200
5	瀬戸市	8.05%	8.65%	8.28%	17.96%	廃止	—	32,028	30,817	29,390
6	半田市	7.9%	7.9%	7.9%	21.00%	21.00%	21.00%	31,700	31,700	
7	春日井市	6.1%	6.1%	6.1%	28.0%	28.0%	28.0%	32,000	32,000	32,000
8	豊川市	7.5%	7.5%	7.5%	34.0%	33.0%	33.0%	30,600	30,500	30,500
9	津島市	7.8%	7.8%	7.8%	32.0%	32.0%	32.0%	29,000	29,000	29,000
	碧南市	5.2%	6.2%	6.2%	14.0%	14.0%	14.0%	30,000	30,000	30,000
11	刈谷市	6.3%	6.3%	6.3%				30,000	30,000	
12		6.4%	6.4%	6.1%	10.00/	10.00/	10.00/	29,400	30,300	30,300
	安城市	4.1%	4.1%	4.1%	19.0%	19.0%	18.0%	29,500	29,500	30,000
14		5.9%	5.9%	5.9%	25.0%	25.0%	25.0%	24,000	24,000	27,000
	蒲郡市 犬山市	6.70% 7.0%	6.70% 7.0%	6.70% 7.0%	22.5% 25.0%	22.5% 25.0%	22.5% 25.0%	29,600 30,000	29,600 30,000	29,600
17	常滑市	5.8%	7.0%	7.4%	30.0%	29.0%	29.0%	27,600	32,400	26,400 32,400
	江南市	6.6%	6.6%	6.6%	33.0%	33.0%	33.0%	22,800	22,800	22,800
	小牧市	5.0%	5.0%	5.5%	25.7%	25.7%	25.7%	29,500	29,500	29,500
	稲沢市	6.5%	7.0%	7.0%	32.0%	32.0%	32.0%	30,500	30,500	30,500
21	新城市	5.2%	6.4%	7.2%	26.7%	28.0%	28.0%	28,000	31,200	36,400
22	東海市	4.0%	4.0%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	35,500	35,500	35,500
23	大府市	4.8%	4.8%	4.8%	34.0%	34.0%	34.0%	25,600	25,600	25,600
	知多市	6.6%	6.6%	6.6%	25.0%	25.0%	25.0%	23,000	23,000	23,000
	知立市	6.5%	6.9%	6.9%	20.0%	20.0%	20.0%	24,000	26,300	26,300
	尾張旭市	7.3%	7.3%	7.3%	_	_	_	33,700	33,700	33,700
27	高浜市	7.30%	7.30%	7.30%	25.0%	25.0%	25.0%	30,600	30,600	30,600
28	岩倉市	7.9%	7.9%	7.9%	55.0%	55.0%	55.0%	26,000	26,000	26,000
29		7.0%	7.0%	7.0%	41.0%	41.0%	41.0%	19,800	19,800	19,800
30	日進市	6.0%	6.0%	6.0%			—	26,000	26,000	26,000
31	田原市	5.6%	5.6%	5.6%	38.0%	38.0%	38.0%	37,200	37,200	37,200
	愛西市	5.5%	6.6%	6.6%		22.5%		22,500		
	清須市	6.0%	6.0%	6.0%	42.0%		42.0%	18,000		
	北名古屋市	6.3%	6.3%	6.3%	24.0%	24.0%	24.0%	18,900		
	弥冨市	4.9%	4.9%	4.9%	20.0%			30,000		
	みよし市	5.2%	5.55%	5.55%	20.0%		13.6%	25,800		
	あま市	5.9%	5.9%	5.9%	33.0%		33.0%	32,400		
	長久手町 東郷町	5.5%	5.5%	5.5%	15.0%	15.0%	15.0%	23,000		23,000 22,600
40	果 郷 町 豊 山 町	6.8% 6.4%	6.8% 6.4%	6.8% 6.4%	15.0% 28.0%	15.0% 28.0%	15.0% 28.0%	22,600 18,700		18,700
	大口町	5.3%	5.5%	5.5%	15.0%	15.0%	15.0%	31,800		
	扶桑町	7.0%	7.0%	7.0%	28.0%	28.0%	28.0%	26,000		
43	大治町	6.7%	6.7%	6.4%	36.0%	36.0%	33.0%	27,400		
	蟹江町	5.9%	5.9%	5.9%	50.0%	50.0%	50.0%	23,000	23,000	23,000
	飛島村	3.3%	3.3%	3.3%	11.0%	11.0%	11.0%	28,800	28,800	28,800
	阿久比町	4.5%	6.0%	6.0%	40.0%	35.0%	35.0%	22,000	25,000	25,000
47	東浦町	6.0%	6.0%	6.0%	36.0%	36.0%	36.0%	26,300		
	南知多町	8.0%	8.0%	8.0%	50.0%	50.0%	50.0%	29,500		
	美浜町	5.5%	6.1%	6.1%	50.0%	30.0%	30.0%	27,000	29,000	29,000
	武豊町	5.3%	6.1%	6.1%	30.0%	30.0%	30.0%	28,800	28,800	28,800
51	幸田町	5.83%	6.60%	6.60%	16.0%	16.0%	16.0%	30,400	30,400	30,400
	設楽町	4.14%	4.83%	5.07%	30.82%	32.94%	40.73%	19,400	22,000	22,700
53	東栄町	3.69%	4.50%	4.58%	60.5%	38.5%	38.1%	19,900	19,600	19,900
54	豊根村	5.05%	5.05%	5.05%	64.84%	64.84%		25,200	25,200	25,200

(1	平等割 世帯につ	き)		人当たり (平均保)				一般会計だ もたり法定		頂	市町村名	Ż
2010年	2011年	2012年	2010年	2011年	2012年	順位	2010年	2011年	2012年	順 位		
			89,040		90,135	_	14,776	18,309			名古屋市	1
27,900	32,700	32,400		100,409	96,850	5	5,323	6,261	6,719		豊橋市	2
25,760	25,760	29,760	85,195		89,872	14	13,362	25,314	22,396	7	岡崎市	3
28,800	28,800				75,712		8,326		10,000		一宮市	4
35,760	34,208			89,171	82,073		2,592	271	2,414		瀬戸市	5
30,500	30,500	30,500	95,118	96,170	87,188		11,174	11,171	11,912	27	半田市	6
31,000	31,000	31,000	93,006	91,205	91,693	10	9,470	10,800	11,170	29	春日井市	7
26,700	26,400	26,400	91,534	91,582	90,514	11	4,648	3,773	1,749		豊川市	8
28,000	28,000	28,000	88,961	88,118	87,439	23	1,522	1,496	1,320	49	津島市	9
26,100	26,100	26,100	88,024	97,493	85,469	26	14,224	22,523	25,945	3	碧南市	10
24,000	24,000	24,000	83,269	83,360	87,645	22	16,754	17,880	25,887	4	刈谷市	11
25,800	26,700	26,700	94,858	90,799	92,613	9	11,739	15,029	17,635	14	豊田市	12
27,000	27,000	27,000	79,226	79,596	83,520	36	10,085	13,575	25,199		安城市	13
25,200	25,200	26,700	80,276	82,972	96,979	4	8,377	9,982	17,033	16	西尾市	14
29,700	29,700	29,700	84,058	83,225	83,903	34	1,921	1,927	1,987		蒲郡市	15
30,000	30,000	26,400	90,999		84,398	33	13,444	13,517	14,338		犬山市	16
27,600	31,200	31,200	80,086		89,587	16	0	0	0		常滑市	17
24,000	24,000	24,000	79,587	78,058	76,465		15,889	12,551	12,759		江南市	18
30,200	30,200	30,200	82,358		82,060	41	18,368		20,893		小牧市	19
29,500	29,500	29,500			98,449	3	9,576		11,516		稲沢市	20
28,000	31,200	33,800	76,805		96,261	7	7,168		7,428		新城市	21
		—	89,718		94,378		26,479				東海市	22
29,000	29,000	29,000					15,575		9,895		大府市	23
21,800	21,800				82,330	38	13,915		21,297		知多市	24
22,000	24,300				87,969		9,062	25,332	9,581		知立市	25
30,900	30,900	30,900			89,644		3,720	5,203			尾張旭市	26
29,400	29,400	29,400		96,661	99,528		923	948	1,029		高浜市	27
26,000	26,000				89,307	19	2,727	2,665	6,384		岩倉市	28
20,400	20,400					27	27,618		9,928		豊明市	29
26,000	26,000		83,671	86,617	82,086		17,482	17,175	17,248		日進市	30
38,400	38,400			101,896			6,511	6,992	7,234		田原市	31
23,900				93,037							愛西市	32
22,000	22,000			77,395	77,397		50,593				清須市	33
23,000	23,000				72,168		13,360		21,947		北名古屋市	
33,000	28,000				84,634		19,065		16,314		弥冨市	35
24,600	24,600				84,669		9,348		10,314		みよし市	36
25,800	25,800			84,959	83,719		16,882		12,671		あま市	37
24,000	24,000				81,753		16,803				東郷町	38
					89,335				15,951		長久手町	39
23,100	23,100 22,600			90,424			11,576		18,251		豊山町	-
22,600	_	_			81,935		40,634		15,839			40
31,200 23,000	31,200						12,088				大口町 世系町	41
	23,000						10,352				<u>扶桑町</u>	_
27,600	27,600				88,630		14,009				大治町	43
25,000	25,000						2,868				蟹江町 恋自お	44
30,000	30,000				72,812		33,144				飛島村	45
26,000	29,000				86,168		5,774				阿久比町	46
26,700	26,700						17,545				東浦町	47
31,500	31,500						805	5,385			南知多町	48
30,000	30,000						202	193			美浜町	49
27,600	27,600						20,386				武豊町	50
25,400	25,400					12	7,584	12,898			幸田町	51
24,100	27,300	28,800	58,327	66,232	67,043	_	0	0	0		設楽町	52
14,000							0	0	0		東栄町	53
21,500	21,500	21,500	60,415	56,400	56,781	53	6,964	4,019	4,070	44	豊根村	54

国保料(税)の低所得減免・収入減の減免制度実施状況

- ※「低所得者向けの減免」を実施しているのは、19市町村(35.2%)、日進市、新城市、幸田町が実施
- ※「収入減を理由にした減免要件」では、阿久比町を除き53市町村(98.1%)で実施
- ※「収入減を理由にした減免要件」は、前年所得、当年見込み所得、減少割合以外の要件がある場合もあるので、該当するかは個別の確認が必要

			低所得者減免	収入減を	理由にした》	域免要件
ī	市町村名	実施	減免要件	前年総所得	当年見込み 所得	当年/前年 減少割合
H	合計	19	_		<u> </u>	
1	名古屋市	0	世帯の全員が市県民税の所得割を課されない。 市県民税額の合計が 5,000 円以下の世帯	1000 万円以下		8/10以下
2	豊橋市	0	世帯主及び世帯内の被保険者に市民税所得割額及び固定資産税額が無いこと。	600 万円以下		8/10以下
3	岡崎市	0	国保加入者全員が市民税の申告をしており、国保加入者全員が市民税非課税世帯であること。	500 万円以下 250 万円以下 100 万円以下		1/2 以下 6/10 以下 7/10 以下
4	一宮市	0	①法定軽減世帯の均等割・平等割をさらに1割減免②世帯の総所得が200万円以下の場合、均等割・平等割を3割減免			1/2 以下
	瀬戸市	X		300 万円以下		1/2 以下
6	半田市	\circ	非自発的な離職及び事業の廃業により、所得が著しく減少した者(非自発的失業軽減をうけておらず前年所得500万以下)	500 万円以下		7/10 以下
7	春日井市	0	学校教育法25条の規定により、就学援助を受けることとなった世帯、その他これらに類する法令の規定により給付を受けている世帯	400 万円以下		1/2 以下
8	豊川市	0	世帯主等の土地及び家屋に係る固定資産税額が25万円以下でかつ世帯主及び被保険者全員が市税条例第21条第2項の規定の適用を受ける場合、または、世帯主等の土地及び家屋に係る固定資産税額が25万円以下でかつ世帯主及び被保険者全員の前年総所得金額の合計が125万円以下	300 万円未満		7/10以下
9	津島市	0	前年の総所得金額が33万円以下の所得申告世帯で前年度 に係る保険税額の30%に相当する額	500 万円以下		2/3 以下
10	碧南市	\bigcirc	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得 金額が0円の場合	300 万円以下		1/2 以下
11	刈谷市	\circ	倒産、解雇を理由に失業した場合、前年の所得を 100 分の 30とみなし計算			
12	豊田市	X		500 万円以下		1/2 以下
13	安城市	X		300 万円以下		1/2 以下
14	西尾市	0	所得割額、資産割額が課税されていない	300 万円以下		1/2 以下
15	蒲郡市	0	世帯主が被保険者であり、被保険者全員が市県民税非課税かつ固定資産税額が自己居住用のみで2万円未満の世帯のうち次の事項に該当するときー軽減対象世帯、保険税の所得割が課税されない世帯	300 万円以下	300 万円以下	7/10以下
16	犬山市	×		400 万円以下	生活保護基準130%以下	2/3 以下
17	常滑市	X		200 万円以下		1/2 以下
18	江南市	0	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得 金額等が0円の者	400 万円以下	生活保護基 準130%以下	2/3 以下
19	小牧市	X		400 万円以下	200 万円以下	7/10以下
20	稲沢市	X		300 万円以下		1/2 以下
21	新城市	0	資産割額が課せられない法定軽減世帯の均等割・平等割額 を1割減免	200 万円以下		1/2 以下
22	東海市	X		200 万円以下		1/2 以下
23	大府市	X		200 万円以下		1/2 以下

			低所得者減免	収入減を理由にした減免要件					
Ē	市町村名	実施	減免要件	前年総所得	当年見込み 所得	当年/前年 減少割合			
24	知多市	X		200 万円以下		1/2 以下			
25	知立市	X		300 万円以下		1/2 以下			
26	尾張旭市	X				1/2 以下			
27	高浜市	×		300 万円以下	市民税所得割額 12 万円以内				
28	岩倉市	X		300 万円以下		2/3 以下			
29	豊明市	X		500 万円以下		2/3 以下			
30	日進市	0	法定減免に0.5割の減免を加える	500 万円以下		7/10 以下			
31	田原市	0	均等割・平均割のみの課税世帯で7割・5割・2割の軽減制度に該当・・均等割・平均割の1割減免。均等割・平均割のみの課税世帯で7割・5割・2割の軽減制度に非該当・・均等割・平均割の2割減免。	300 万円以下		7/10以下			
32	愛西市	X		300 万円以下	200 万円以下	1/2 以下			
33	清須市	X		200 万円以下		1/2 以下			
34	北名古屋市	0	法定減免後の均等割額・平等割額の20/100を減免	200 万円以下		1/2 以下			
35	弥富市	0	世帯主及び被保険者の前年の合計所得が33万円以下で、 減免申請前3カ月の平均月収が生活保護基準に規定する 基準生活費以下のもの 均等割・平等割1/2	362 万円以下		1/2 以下			
36	みよし市	X				1/2 以下			
37	あま市	X		300 万円以下		1/2 以下			
38	長久手町	X		300 万円以下		1/2 以下			
39	東郷町	X		300 万円以下		1/2 以下			
40	豊山町	X		200 万円以下		1/2 以下			
41	大口町	X		400 万円以下		2/3 以下			
42	扶桑町	X		400 万以下		2/3 以下			
43	大治町	X		300 万円以下		1/2 以下			
44	蟹江町	X		300 万円以下		1/2 以下			
45	飛島村	X		350 万円以下		1/2 以下			
46	阿久比町	X			未実施				
	東浦町	X		300 万円以下		1/2 以下			
-	南知多町	X		200 万円以下		1/2 以下			
\vdash	美浜町	X		300 万円以下		1/2 以下			
	武豊町	×		300 万円以下		1/2 以下			
51	幸田町	0	法典減免を受けた人を除き、町民税が非課税世帯	300 万円以下		1/2 以下			
52	設楽町	X		災害などで生	活が著しく困難				
53	東栄町	X			活が著しく困難				
\vdash	豊根村	X		災害などで生	活が著しく困難				

国保の資格証明書の実態

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※資格証明書を発行していないのは26市町村(46.3%)

※発行基準で「国の基準」としたのは21市町村(38.8%)、「独自配慮」が19市町村(35.1%) 「国の基準」:原爆医療・結核・精神など国が定める公費負担医療の対象には資格証明書を発行しない ※資格証明書の「義務教育修了前子ども世帯」及び「未解消世帯」の数は2012年8月1日現在の数

市町村名			滞納世	世帯数	資	格証明		テに :って	高校生世代以下の子ども のいる世帯数・子ども数					
		世帯数	11/6/1	12/6/1	11/8/1	12/6/1	12/8/1	必ず面談する	面談なくても	世帯数	乳幼児(人)	小学生(人)	中学生(人)	高校生(人)
	合計	1,096,341	201,574	185,517	5,179	5,404	5,034	_	_	570	215	256	155	120
Ī	市町村数	_	54	54	29	28	28	15	16	12	6	7	7	8
市	町村割合	_	_	_	53.7%	51.9%	51.9%	28%	30%	22%	11%	13%	13%	15%
1	名古屋市	359,002	48,395	45,343	3,983	4,338	4,129		0	339	176	203	128	91
2	豊橋市	52,258	13,721	8,150	292	232	143		0	2	0	0	2	1
3	岡崎市	50,810	11,112	10,794	147	151	156	0		52	25	25	17	17
4	一宮市	59,781	15,424	14,641	84	93	89		0	0				
5	瀬戸市	19,423	4,371	3,955	11	6	4	0		0				
6	半田市	16,463	4,188	3,826	48	51	34	0		0				
7	春日井市	47,320	8,886	9,045	33	25	25		\circ	0				
8	豊川市	26,220	5,134	4,955	61	62	58		0	1	0	0	0	1
9	津島市	10,180	1,791	1,637				0						
10	碧南市	9,384	1,173	927										
11	刈谷市	17,834	5,774	5,427	1	1	1		\circ	1				
12	豊田市	54,044	6,716	6,250	17	14	13	0		0				
13	安城市	23,430	4,012	3,761	45	36	34		0	0				
14	西尾市	23,916	4,700	5,510	70	92	61	0		8	4	9	2	2
15	蒲郡市	12,740	2,313	1,772		1	1		0					
16	犬山市	11,247	2,833	2,640										
17	常滑市	8,019	1,580	2,070										
18	江南市	15,243	4,762	2,284	2		1	\circ		0				
19	小牧市	22,686	4,077	3,917	14	15	15		\circ	8	4	2	2	4
20	稲沢市	20,116	2,457	2,892	11	5	5		\circ	0	0	0	0	0

	うち	、未角	军消			発行除外で配慮している点									
世帯数	乳幼児(人)	小学生(人)	中学生(人)	高校生(人)	国の基準	独自配慮	高校生世代	障害者・母子	病弱者がいる		そ の 他	市町村名			
177	11	8	16	8	_	_	_	_		_	_	合計			
2	1	1	1	1	21	19	8	15	4	13	_	市町村数			
4%	2%	2%	2%	2%	39%	35%	15%	28%	7%	24%	_	市町村割	合		
34	11	8	16	8	0							名古屋市	1		
0						0		0		0	・子ども医療助成制度の対象世帯 ・前年度及び当該年度に納付相談が あり、納付確認又は納付約束ができて いる世帯	豊橋市	2		
0					\circ							岡崎市	3		
						0	0	0		\circ	70歳から74歳の高齢受給者証交付 対象世帯	一宮市	4		
					\bigcirc							瀬戸市	5		
						\circ		\circ				半田市	6		
						0	0			0	納付相談を実施のうえ、納付計画が示 された場合	春日井市	7		
0						\circ		\circ	\circ	\bigcirc	その他公費負担医療対象者	豊川市	8		
					\circ							津島市	9		
												碧南市	10		
					\circ							刈谷市	11		
						\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc		\circ	福祉医療の対象者	豊田市	12		
					\circ							安城市	13		
0					0					0	その他、所得の状況、病院に受診している等、個別の面談により判断をして 除外している	西尾市	14		
						0	0	0		0	所得が前年所得も300万円以下で、 前年に比べて3割以上所得が減少す る見込で、生計中心者が6カ月以上の 長期療養者となった又は自己都合・定 年以外の理由で失業・事業を廃止した 又は災害等で死亡した世帯	蒲郡市	15		
						0				0	納税相談の中で左記事例のような事情を個々に聞き取り判断している	犬山市	16		
					\circ	\circ		\circ				常滑市	17		
						0				0	福祉医療対象者	江南市	18		
						0		0	\circ			小牧市	19		
0						\circ				\circ	福祉医療受給者	稲沢市	20		

		滞納世	世帯数	資	格証明	書		行に :って	のい	高校生世代以下の子ども のいる世帯数・子ども数				
市町村名	世帯数	11/6/1	12/6/1	11/8/1	12/6/1	12/8/1	必ず面談する	面談なくても	世帯数	乳幼児(人)	小学生(人)	中学生(人)	高校生(人)	
21 新城市	7,296	787	594											
22 東海市	15,731	5,345	5,191	228	143	143		\circ	143	0	0	0	0	
23 大府市	11,682	3,211	2,864											
24 知多市	13,124	3,521	3,347											
25 知立市	8,771	859	841	1				\circ	0					
26 尾張旭市	11,780	1,283	1,164	1	3	3		\bigcirc	0					
27 高浜市	5,491	2,053	1,897	1	1	1	\circ		0					
28 岩倉市	7,527	2,831	3,291	33	28	25	0		0					
29 豊明市	10,131	1,727	1,694											
30 日進市	10,403	2,426	2,342											
31 田原市	10,468	1,720	1,393	4	3	3	0		0					
32 愛西市	10,107	1,002	962											
33 清須市	9,832	1,718	1,683											
34 北名古屋市	13,349	3,937	3,803											
35 弥富市	6,153	1,416	1,413											
36 みよし市	6,352	1,784	791											
37 あま市	14,142	2,242	2,545	12	17	17	0		10	3	12	2	0	
38 長久手町	5,846	826	849	2	2	2		0	1	0	0	0	1	
39 東郷町	5,385	353	605											
40 豊山町	2,457	600	424											
41 大口町	2,982	299	147	11	19	16		0	0					
42 扶桑町	4,860	593	601											
43 大治町	5,656	1,270	1,136											
44 蟹江町	5,674	1,005	927											
45 飛島村	663	25	33											
46 阿久比町	3,700	553	531	5	11	7	0		1	0	1	0	0	
47 東浦町	6,984	1,678	1,612	2	2	1	0		0					
48 南知多町	3,611	647	626	57	47	43		\circ	4	3	4	2	3	
49 美浜町	3,384	304	382	2	5	4	0		0					
50 武豊町	6,133	1,554	1,417											
51 幸田町	4,713	512	479											
52 設楽町	959	37	82											
53 東栄町	687	31	49											
54 豊根村	192	6	6	1	1		\bigcirc		0					

	うち	、未無	解消			発行除外で配慮している点									
世帯数中学生(人)				国の基準	独自配慮	高校生世代	障害者 ・母子	病弱者がいる		そ の 市町村 他	名				
											新城市	21			
143	0	0	0	0	0			\circ			東海市	22			
						\circ		0			大府市	23			
											知多市	24			
					\circ						知立市	25			
					\circ						尾張旭市	î 26			
					\circ						高浜市	27			
						0	0	0			母子、病弱者のいる世帯には、一律的 には除外していないが、世帯状況に応 じては除外している	28			
											豊明市	29			
											日進市	30			
						0	\circ	0			田原市	31			
											愛西市	32			
											清須市	33			
											北名古屋市	ī 34			
											弥富市	35			
											みよし市	36			
0						0	\circ				あま市	37			
0					\circ						東郷町	38			
0					\circ						長久手町	39			
											豊山町	40			
						0		0	0	0	分納誓約書の提出、納付約束をして 大口町 いる場合は除外	41			
											扶桑町	42			
											大治町	43			
											蟹江町	44			
											飛島村	45			
0					0						阿久比町	46			
						0	0	0		0	公費負担医療対象者東浦町	47			
0					0						南知多町	48			
						0		0	0	0	分納誓約履行世帯 美浜町	49			
					0						武豊町	50			
					0						幸田町	51			
					0						設楽町	52			
					0						東栄町	53			
					\circ						豊根村	54			

国保の短期保険証の実態

- ※滞納世帯数・短期保険証件数は、2012年6月1日現在。短期保険証の種類の数字は、 2012年8月1日現在。
- ※名古屋市、一宮市、春日井市、岩倉市、豊明市、清須市の数は、世帯数。 ※「短」などのなんらかの記載をしているのは、大治町のみ

		滞納	短期		短期保	除証有	効期限	内訳(2	012年8,	月1日)		
Ē	市町村名	世帯数	保険証 件数 (2012年6月)	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年	その他	特別な表示 など
	2010年	233,883	53,281	4,302	469	7,439	572	333	32,879	1,517	20,290	_
	2011年	201,574	64,139	6,074	408	8,623	357	260	38,417	2,010	21,970	_
	2012年	185,517	54,425	4,618	872	7,089	528	698	36,267	1,745	17,093	_
1	名古屋市	45, 343	16, 624								15,870	発行期間統計なし
2	豊橋市	8, 150	3, 428						6, 945			
3	岡崎市	10, 794	1,818	3					3, 335			
4	一宮市	14, 641	2, 271			1,020			1,042	5		
5	瀬戸市	3, 955	919	651	316	184	90	375	140	786	37	
6	半田市	3,826	455			167			190			
7	春日井市	9, 045	2, 397	95	168	236	304	223	675	286	1, 186	
8	豊川市	4, 955	1, 139						1, 089			
9	津島市	1,637	721	4	4	28	6	9	694	0		
10	碧南市	927	580						421			
11	刈谷市	5, 427	2,026			360			573	29		
12	豊田市	6, 250	3,840	742					6, 017			
13	安城市	3, 761	1, 945						2, 132			
14	西尾市	5, 510	1, 406						1, 266			
15	蒲郡市	1,772	882	369	267	302	110	84	539	0	0	
16	犬山市	2,640	144						326			
17	常滑市	2,070	33						59			
18	江南市	2, 284	454	0					464			
19	小牧市	3, 917	731	463	0	169	0	0	31	70		
20	稲沢市	2, 892	1,052	0	0	633	0	0	296	175		
21	新城市	594	101	13	23	122			39			
22	東海市	5, 191	425	425	0	0	0	0	0			
23	大府市	2, 864	509	0	0	0	0	0	575	0		
24	知多市	3, 347	533						953			
25	知立市	841	344						733			
26	尾張旭市	1, 164	592						592			
27	高浜市	1, 897	933						1, 370			
28	岩倉市	3, 291	384						213			
29	豊明市	1, 694	177						186			
30	日進市	2, 342	171	1	1	16	0	0	189	0		
31	田原市	1, 393	348	99	1	9			774			
32	愛西市	962	325	347		677			232			

		滞納	短期		短期保	除証有	効期限	内訳(2	012年8	月1日)		44 pu 6. + =
ī	市町村名	世帯数	保険証 件数 (2012年6月)	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年	その他	特別な表示 など
33	清須市	1,683	1, 586	10		815			50			
34	北名古屋市	3, 803	1,061			1,033						
35	弥富市	1, 413	230	0	0	8	0	0	666	0		
36	みよし市	791	163			0			39	20		
37	あま市	2, 545	880	1, 129	81	54	5	7	667	0		
38	長久手市	849	352			186			20			
39	東郷町	605	193	44	5	155	0	0	63	0		
40	豊山町	424	217	112		93						
41	大口町	147	90	1		25			232			9月1日現在
42	扶桑町	601	154						241			
43	大治町	1, 136	591						904			短期(朱色)
44	蟹江町	927	176			478			386			
45	飛島村	33	12		1	1	4					
46	阿久比町	531	135	108	5	4	0	0	153	0		
47	東浦町	1,612	102						261			
48	南知多町	626	89						196			
49	美浜町	382	75						168			
50	武豊町	1, 417	354							374		
51	幸田町	479	252	2		314			130			
52	設楽町	82	6				9		1			
53	東栄町	49		0	0	0	0	0	0	0	0	
54	豊根村	6	0									

国保の留め置き、未交付など

- ※滞納世帯数、短期保険証件数、資格証明書件数は、2012年6月1日現在
- ※空白は、アンケート未記入である
- ※知多市、岩倉市、清須市、北名古屋市、長久手町の留め置き人数、未交付人数は、世帯数である 【留め置き】証は発行しているが、本人に渡っていないものを指す 【未交付】そもそも証(短期証も資格証明書も)を発行していない(作っていない)ものを指す

		滞納	短期	資格	2	011年実	 績	2	012年実	績
_	ī町村名 -	世帯数	保険証 件数	証明書 件数	留め置き 人数	未交付 人数	集計日	留め置き 人数	未交付 人数	集計日
	合計	185,517	54,425	5,390	9,643	10,521		8,539	9,018	_
1	名古屋市	45,343	16,624	4,152	不明	5,391	7/31	不明	4,397	8/1
2	豊橋市	8,150	3,428	354	1,124	110	7/31	1,043	84	8/1
3	岡崎市	10,794	1,818	150	0	0	8/1	699	0	8/1
4	一宮市	14,641	2,271	87	0			0		8/1
5	瀬戸市	3,955	919	11						
6	半田市	3,826	455	51	82	163	9/1	12	157	8/1
7	春日井市	9,045	2,397	38	169	891	9/1	100	889	8/1
8	豊川市	4,955	1,139	63	440	0	8/1	313	67	8/1
9	津島市	1,637	721		11	336	8/1	10	275	8/1
10	碧南市	927	580		317			183		8/1
11	刈谷市	5,427	2,026	1	1,034	75	8/1	1,195	25	8/1
12	豊田市	6,250	3,840	20	9			0	0	8/1
13	安城市	3,761	1,945	48	989	0	9/9	471	0	8/1
14	西尾市	5,510	1,406	82	390	0	8/1	346	0	8/1
15	蒲郡市	1,772	882	2	519	32	8/1	736	16	6/30
16	犬山市	2,640	144		149			174		8/1
17	常滑市	2,070	33		102	139	9/1	0	54	8/1
18	江南市	2,284	454	1	187			103		8/1
19	小牧市	3,917	731	14	258	574	7/31	453	728	8/1
20	稲沢市	2,892	1,052	11	0	0		0	0	8/1
21	新城市	594	101		0	108	8/31	0	22	8/1
22	東海市	5,191	425	177	不明	不明		0	21	8/1
23	大府市	2,864	509		621	不明		1,049	不明	9/5
24	知多市	3,347	533		90	不明		84	不明	8/1
25	知立市	841	344	1	194	0	8/1	0	305	8/1
26	尾張旭市	1,164	592	1	0	0	9/6	0	0	8/1
27	高浜市	1,897	933	1	5	0	8/1	0	0	8/1
28	岩倉市	3,291	384	33	252	252	4/1	178	178	8/1
29	豊明市	1,694	177		278	0	8/31	110	0	8/1
30	日進市	2,342	171		181	0	9/1	168	0	8/1
31	田原市	1,393	348		0	168	8/1		135	8/1
32	愛西市	962	325		228	0		238	0	8/1
33	清須市	1,683	1,586		403	0	4/1		0	8/1
34	北名古屋市	3,803	1,061		20	252	8/1	17	157	8/1

		滞納	短期	資格	2	011年実	 績	2	012年実	 績
#	ī町村名	世帯数	保険証 件数	証明書 件数	留め置き 人数	未交付 人数	集計日	留め置き 人数	未交付 人数	集計日
35	弥富市	1,413	230		11	126	3/31	11	81	8/1
36	みよし市	791	163		137	95	10/17	189	0	8/1
37	あま市	2,545	880	7	118	1,317	8/31	22	1,059	8/1
38	長久手市	849	352		81	0	6/30	120	0	8/1
39	東郷町	605	193	2	62	0		38	0	8/1
40	豊山町	424	217		87			46	0	8/1
41	大口町	147	90	9	0	91	9/1	12	87	9/1
42	扶桑町	601	154					不明		
43	大治町	1,136	591		447	13	9/15	157	0	8/1
44	蟹江町	927	176		480	0	9/13	139	0	8/1
45	飛島村	33	12					2		8/1
46	阿久比町	531	135	5	0	23	8/1	0	21	8/1
47	東浦町	1,612	102	9	0	128	7/31	0	71	8/1
48	南知多町	626	89	57	0	21	8/1	0	5	8/1
49	美浜町	382	75	2	1	57	8/1	0	32	8/1
50	武豊町	1,417	354		12	159	7/31	8	152	8/1
51	幸田町	479	252		155	0	8/31	113	0	5/31
52	設楽町	82	6		0	0	9/1	0	0	8/1
53	東栄町	49			0	0		0	0	8/1
54	豊根村	6	0	1	0	0	9/1	0	0	8/1

国保の滞納者差押え状況

- ※滞納世帯数・短期保険証件数、資格証明書件数は、2012年6月1日現在の数字である。
- ※差押え件数は、10,871 件となり、1,459件増加した(昨年は、9,412件)
- ※刈谷市、江南市は、未記入であった。小牧市は、国保のみ集計していなのですべての項目で不明と回 答。東海市も国保のみの件数は不明と回答。高浜市も国保に限ったデータは保有なし。北名古屋市も予告通知書は、国保分の把握なし ※一宮市、犬山市、大府市、大治町、武豊町は市税全般の数字である。

		VIII V.I.		2011年度実績								
		滞納 世帯数	予告通 知送付	差押 件数	不動産	預貯金		うち学 資保険	その他	現金化 件数	金額	
200	9年合計	233,883		8,151							4,442,068,390	
201	0年合計	201,574	20,488	9,412	1,439	5,613	1,075	2	1,823	3,813	821,691,890	
201	1年合計	185,517	18,896	10,871	1,314	7,031	1,192	7	1,334	4,668	622,701,965	
1	名古屋市	45,343	3,265	2,436	0	2,083	154	不明	199	2,262	186,845,557	
2	豊橋市	8,150	33	32	3	25	1	0	3	0	0	
3	岡崎市	10,794		255	20	233			2	5	414,534	
4	一宮市	14,641	把握せず	1,698	579	420	696	不明	3	1,453	340,868,002	
5	瀬戸市	3,955	0	0	0	0	0	0	0	1	394,935	
6	半田市	3,826	1,078	673	57	589	15		12	0	0	
7	春日井市	9,045	1,000	414	5	331	72	不明	6	405	49,046,753	
8	豊川市	4,955	不明	197	54	97	42	4	4	4	24,360	
9	津島市	1,637	303	124	34	80	0	0	10	71	5,051,650	
10	碧南市	927	不明	244		217	1		26	0	0	
11	刈谷市	5,427										
12	豊田市	6,250	307	307	67	84	14		142	2	1,234,700	
13	安城市	3,761	231	293	23	175	9	0	86	2	198,543	
14	西尾市	5,510	64	265	36	186	11	0	32	0	0	
15	蒲郡市	1,772	344	134	15	85	1	0	33	140	5,857,390	
16	犬山市	2,640	7,618	111	62	44	1		4	1	608,520	
17	常滑市	2,070	集計せず	197	9	134	2	0	52	2	7,981,000	
18	江南市	2,284										
19	小牧市	3,917	不明									
20	稲沢市	2,892	2,892	621	79	392	9		141	0	0	
21	新城市	594	11	33	6	4	1	0	22	0	0	
22	東海市	5,191	不明	0								
23	大府市	2,864	不明	111	12	64	5	0	30	19	132,574	
24	知多市	3,347	105	139	1	108	5	0	25	3	513,200	
25	知立市	841	未記入	858	45	493	0	不明	320	32	242,533	
26	尾張旭市	1,164	291	291	22	232	32	1	5	4	2,691,600	
27	高浜市	1,897								5	1,067,024	
28	岩倉市	3,291	85	78	6	37	10	1	25			
29	豊明市	1,694	不明	268	13	227	27	0	1	0	0	

		NII (1					2011年	度実績			
		滞納 世帯数	予告通 知送付	差押 件数	不動産	預貯金		うち学 資保険	その他	現金化 件数	金額
30	日進市	2,342	89	42	25	8	7	0	2	0	0
31	田原市	1,393		8	2	2			4		
32	愛西市	962	41	0	0	0	0	0	0	0	0
33	清須市	1,683	362	23	5	15	1	0	2	0	0
34	北名古屋市	3,803	不明	193	42	44	40	0	67	0	0
35	弥冨市	1,413		61	3	53	1	0	4	0	0
36	みよし市	791		59	4	46	2		7		
37	あま市	2,545		34	11	23					
38	長久手町	849	300	2	1				1	0	0
39	東郷町	605	33	33	0	24	0	0	9	0	0
40	豊山町	424	0	0							
41	大口町	147	9	2		2					
42	扶桑町	601	不明	45	6	22	7	0	10	0	0
43	大治町	1,136	80	17	4	12	1	1		33	5,558,983
44	蟹江町	927	240	116	17	67	16		16	6	1,003,298
45	飛島村	33	2	1	1						
46	阿久比町	531	93	15	1	3	5	0	6	7	835,884
47	東浦町	1,612		152	16	128	3	0	5	3	209,363
48	南知多町	626	9	9	3	5			1		
49	美浜町	382	11	9	0	9	0	0	0	0	0
50	武豊町	1,417		224	8	204	0		12	208	11,921,562
51	幸田町	479	未集計	47	17	24	1		5	0	0
52	設楽町	82		0	0	0	0	0	0	0	0
53	東栄町	49		0	0	0	0	0	0	0	0
54	豊根村	6	0	0							

国保の医療費一部負担金減免制度の実施状況

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※減免制度を設けているのが49市町村(90.7%)

※生活保護基準を基にした減免制度を実施しているのは43市町村(79.6%)

市町村名がゴチック:新実施自治体(3市町)

「実施」欄は次の通り。◎:生保基準で実施、○:実施、△:検討中、×:未実施

	市町村名 実旅		ナギ児雑甘淮を甘に た減免内容	201	1年度実績	実施予定や	
	印则创石	天 爬	生活保護基準を基にした減免内容	件数	金額	その他コメント	
愛	知県合計	49	(生活保護基準減免実施数:43)	472	17,967,237	未実施:17	
1	名古屋市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(2·4·6·8割) 猶予…130%+一部負担金見込額以内	36	10,161,595		
2	豊橋市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(2·4·6·8割) 猶予…130%+一部負担金見込額以内	0	0		
3	岡崎市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(2·4·6·8割) 猶予…140%以内	0	0		
4	一宮市	0	免除·減額…120%+一部負担金見込額以内(5割)	96	779,958		
5	瀬戸市	0	免除…110%以内 減額…115%以内(8割)、120%以内(5割) 猶予…130%以内	3	21,080		
6	半田市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	4	502,674		
7	春日井市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5•8割)	1	133,200		
8	豊川市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(2·4·6·8割) 猶予…130%+一部負担金見込額以内	0	0		
9	津島市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0		
10	碧南市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0		
11	刈谷市		免除…110%以内	0	0		
12	豊田市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0		
13	安城市	0		6	1,583,000		
14	西尾市	\circ		0	0		
15	蒲郡市	0	免除…115%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	46	986,172		
16	犬山市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	0	0		
17	常滑市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0		
18	江南市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(2•4•6•8割)	2	279,879		
19	小牧市	0		46	173,237		
20	稲沢市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(2·4·6·8割)	183	1,984,647		
21	新城市	×		0	0	考えていない	
22	東海市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%未満	0	0		
23	大府市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	13	89,589		
24	知多市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0		
25	知立市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	1	320,877		

	+ m- ++ /2		4.7.0.##################################	201	 1年度実績	実施予定や
Ī	市町村名	実施	生活保護基準を基にした減免内容	件数	金額	その他コメント
26	尾張旭市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割減額) 猶予…140%以内	1	100,211	
27	高浜市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
28	岩倉市	0		0	0	
29	豊明市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	2	41,100	
30	日進市	0	免除…115%以内 減額…125%以内(5割) 猶予…130%以内	31	99,678	東日本大震災対象
31	田原市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(2·4·6·8割)	0	0	
32	愛西市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
33	清須市	0	免除…115%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
34	北名古屋市	×		0	0	今後、検討
35	弥富市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
36	みよし市	0	免除…115%以内 減額…125%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
37	あま市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	1	710,340	
38	長久手町	0		0	0	申請あれば審査して対応
39	東郷町	0	免除…115%以内 減額…125%以内(5割)	0	0	
40	豊山町	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
41	大口町	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	0	0	2011年8月から1.3倍 の規定を設けた
42	扶桑町	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	0	0	2012年度から実施
43	大治町	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
44	蟹江町	0	免除…110%以内 減額…130%以内(5割)	0	0	
45	飛島村	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
46	阿久比町	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	2012年度から実施
47	東浦町	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
48	南知多町	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
49	美浜町	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
50	武豊町	0		0	0	「事務取扱基準」により 実施
51	幸田町	0	免除…110%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
52	設楽町	Δ		0	0	検討中
53	東栄町	Δ		0	0	
54	豊根村	X		0	0	

国保運営協議会について

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※国保運営協議会を公開しているのは30市町村(55.6%)、非公開は24市町村(44.4%) ※運営協議会委員に公募枠を設けているのは10市(18.5%)のみ

_	- M- ++ #7	運営協議	会の公開	運営	営協議会委員の公募	
市町村名合計		公開していない	公開している	ない	ある	人数
	合計	24	30	44	10	_
1	名古屋市		0	0		
2	豊橋市		0		0	2
3	岡崎市		0		0	2
4	一宮市		()	<u> </u>		
5	瀬戸市	0		0		
6	半田市		0	0		
7	春日井市		U	0		
8	豊川市 津島市	0				
10	<u> </u>	U	\cap	0		
11	刈谷市		0	<u> </u>		
12	豊田市		0		\cap	5
13	安城市					2
14	西尾市	\cap	\cup	0		<u> </u>
15	蒲郡市	$\tilde{\bigcirc}$		0		
16	犬山市	Ŭ	\cap	0		
17	常滑市		Ö	Ö		
18	江南市 小牧市	0	Ü	Ö		
19	小牧市		0	0		
20	稲沢市	0		0_		
21	新城市	0		0		
22	東海市		\circ			3
23	大府市		0		0	3
24	知多市	0		0		
25	知立市		0	0		
26	尾張旭市		0		0	2
27	高浜市	0		<u> </u>		
28	岩倉市	O		0		4
29	豊明市		0		O	1
30	日進市 田原市		U	<u> </u>		
31 32		0	\cap	<u> </u>		
33	清須市		0	0		
	北名古屋市	\cap	O	<u> </u>		
35	弥富市			$\overline{}$		
36	みよし市		\cap		\cap	4
37	あま市		Ŏ	0		
38	長久手市		Ö		0	1
39	東郷町		Ó	0		·
40	豊山町		Ō	Ö		
41	大口町	0		0		
42	扶桑町	0		0		
43	大治町	0		0		
44	蟹江町	0		0		
45	飛島村	0		<u> </u>		
46	阿久比町		0	0		
47	東浦町		0	0		
48	南知多町		O	<u> </u>		
49	美浜町	0		<u> </u>		
50	武豊町		0	<u> </u>		
51 52	幸田町 設楽町	\bigcirc		<u> </u>		
53	東栄町	$\bigcup_{i=1}^{n}$		0		
54	豊根村	\bigcirc		$\overline{}$		
J4	豆似们	\cup		<u> </u>		

介護保険制度における利用料負担について

तं		障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。
0	愛知県	低所得者に対する利用料一部負担の軽減措置につきましては、各保険者の判断に
		より実施することができるとされています。 なお、県としても国に対し、障害福祉サービ
		ス等から介護保険サービスへ移行する場合には急激な利用者負担増とならないように
		所要の措置を講ずるよう、要望しているところです。
1	名古屋市	ご承知のとおり、介護保険制度は、介護の問題を社会全体で支え合う仕組みとして
		創設され、社会保険方式で運営されているところでございます。また、利用料負担につ
		きましては、介護保険法において1割相当額をご負担いただくことが規定されておりま
		す。従いまして、介護保険制度において、障害者の方々のみに対して、利用料負担を
		撤廃することは、他の被保険者との均衡を欠くこととなり、現行法制度の中では困難で
		ございます。なお、利用料負担につきまして、低所得者の方々への対策として、高額介
		護サービス費等、一定の配慮がなされているところでございますので、ご理解賜りたいと
2	豊橋市	存じます。 低所得者に対しては、【3】1. (1)③のとおり実施しております。
3	<u> </u>	国の動向を見守っていきたいと考えています。
4	一宮市	現行によりたいと考えています。
5		介護保険は社会全体で支える社会保障制度となっており、介護保険サービスの利用
	NR) III	者には介護報酬の1割を利用料として負担いただくことになっております。なお、低所得
		者の利用料に関する対策として、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高
		額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費、特定入所者介護サ
		ービス費、特定入所者介護予防サービス費と一定の配慮がされております。また、社会
		福祉法人等による低所得者の利用者負担軽減制度を支援するための助成を現在おこ
		なっており、今後も継続に努めてまいりたいと考えております。
6	半田市	利用料負担の撒廃はできませんが、低所得者対策として介護サービス利用料の一
		部を助成する「介護福祉助成」を市単独で行っており、一定の負担軽減策となっている
	# p 11.+	と考えております。
7	春日井市	障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当者として定率負担額がない方で、一定の条件に該当する方が訪問介護等を利用する場合に
		利用者負担額の全額を免除する制度があります。
8	豊川市	障がい者の介護保険制度における利用料の負担及び利用料の減額につきまして
	\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ 	は、国の規定に基づいて実施してまいります。
9	津島市	国の動向を見守っていきたいと考えております。
10	碧南市	介護保険施行に伴う訪問介護サービス利用者に対する負担軽減制度など、現行の
		制度での対応を基本としています。
11	刈谷市	障害のある人の介護保険における利用料負担については、国の議論の推移を見守
		っているところであります。
12	豊田市	※文書回答なし
13	安城市	引き続き、国の制度に基づき適用していく予定です。
14	西尾市	現在のところ利用料負担の撤廃は考えておりません。また、障がい者の住民税非課
		税世帯からの利用料徴収についても、他の利用者と同様に負担いただくものと考えて
1 -	±±17++	おります。
15	蒲郡市	確かにお聞きいたしました。
16	犬山市	介護保険制度は国民全体で支え合うことを基本理念にしています。その主旨に基づき、障害者の方についても利用料の負担をお願いしています。
17	常滑市	う、障害者の方にういても利用枠の負担をお願いしています。 介護保険法のとおりとし、市町村単独実施は考えていません。
11	111 111 111	介護保険品のころりこと、11時1代単独矢池は与えていません。 介護保険制度では住民税非課税世帯に対して高額介護サービス費制度があり利用
		料は軽減されています。
		111001110011000000000000000000000000000

18 江南市 介護保険制度では、利用者負担の軽減は行っておりませんので、障がい者の住民税非課税世帯に限定しての利用料飲廃は、関壁と考えておりません。 20 稲沢市 国の制度でありますので、本市強申り直放策については考えておりません。 現在、障がい者のかたにも利用料を負担いただいており、住民税非課税世帯であっても、利用料負担施廃は考えておりません。	तं	5町村名	障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。
20 稲沢市 現在、障がい者のかたにも利用料を負担いただいており、住民税非課税世帯であっては、利用料負担撤廃は考えておりません。 知事項目の滅疫制度は実施していません。 知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。 保険料所得及降が到して設め利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。 保険料所得及降が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。 保険料所得及降が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。 保険料所得及降が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。 毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。 毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。 毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。 毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。 市民税率第月利日を申請期間としております。 毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。 市民税率第月利用料への支援制度を表別する場合、介護保険料と合産機の対したことによりません。 「長寿の護規全が養子機の交付を受けているかどが別するといきする要介護認定者の利用料の軽減を表別しています。 市民税連税 一番を関係の大きを関係の大きを関係がありません。 日本日 日の地度に準に大きを検をである方とはたります。 本市では、住民税非課税世帯に対して他市町に比べ保険料を軽減しています。 本市では、住民税非課税世帯に対して他市町に比べ保険料を軽減しています。 本市では、住民税非課税世帯に対しまるの其に対して地対します。 本市では、住民税非課税世帯に対しまるります。 本市では、住民税非課税世帯の徴収をやめる予定はありません。 日連市	18	江南市	介護保険制度では、利用者負担の軽減は行っておりませんので、障がい者の住民
新城市 市独自の減免制度は実施していません。 市独自の減免制度は実施していません。 年級市 知多北部広域連合の独自執金制度は実施していません。 一部本部広域連合の独自執金制度を実施しております。 保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から要年3月31日までを申請期間としております。 保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から要年3月31日までを申請期間としております。 保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から要年3月31日までを申請期間としております。 保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から要年3月31日までを申請期間としております。 「廃がい者が、介護保険制定を利用したことにより負担している利用料への支援制度を設ける予定はありません。 「技術介護製」要介護者(駅内護以更介護人の設力・不定はありません。 「技術介護製」要介護者(駅内ではりかって以別することは考えていません。 「世球の事業「利用者負担額が低く抑えられており、また介護施度に入所した場合の食事代や居住害も軽減されていることなどから、新たな減免制度を実施する考えは今のところごいません。 国係財金等企業に基づき、独自施策は考えております。 国の制度に準じ、介護保険事業の健全な運営に努かていきます。 「国の制度に準じ、介護保険事業の健全な運営に努かていきます。 国の制度に準じ、介護保険事業の健全な運営に努かています。 「国の制度を実施する考えは 中で、該当する要所は保険料を軽減しています。 で、1割の原則がありますことに対別まで、11割の原則がありますので、12に利用料の軽減はおり入れております。 で、1割の原則がありますので、住民税非課税世帯の徴収をやめる予定はありません。 利用者負担にいていては、1割の原則がありますので、住民税非課税世帯の徴収をやめる予定 対別は関連を対していては、サービスを利用するものとしないものとの負担の公平を図り、またサービスの利用についてのコスト意識を喚起する等の観点から原則定率1割負担を対域に対しまがません。 利用を検験していまりません。 利用を検験していまり、現時点では廃削をでは、すべての方から1割の利用料を検収しており、現時点では廃削をであるが表しまりません。 「大が収入に当なの発達を受けるのでは、対別を開発していては、サービスを利用を検験に対しません。 「大が収入に当なの発展を関するのの観点が表しまりません。 11 日原市 「大が収入とされるの形は対しなの形式を使用するのでは、するの形式を対しまれるのでは、対しないたが、では、対しないたが、では、対しなのでは、対しないたが、では、対しないたが、では、対しないたが、では、対しないたが、では、対しないたが、では、対しないをは、では、対しないないでは、では、対しないないでは、対しないたが、では、対しないないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないないないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	19	小牧市	国の制度でありますので、本市独自の施策については考えておりません。
22 東海市 知多北部広城連合の独自被免制度を実施しております。 保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と 介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から 翌年3月31日までを申請期間としております。 保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と 介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から 翌年3月31日までを申請期間としております。 保険料所得段階が第1~3段階の力で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と 介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から 翌年3月31日までを申請期間としております。 保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と 介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から 翌年3月31日までを申請期間としております。 保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と 介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から 翌年3月31日までを申請期間としております。 応がい者手限の交付を受けているかどうかで区別することは考えています。 市単独の事業「利用者負担額を制度」の中で、該当する場介護認定者の利用料 の経減を実施しています。 市単和者負担を開発者への利用料減免については、高額介護サービス費の 会事代や居住費も軽減るがが、4期といい、第5十年では、一部の企業を実施する考えは 今のところこざいません。 27 高浜市 国の制度に弾じ、介護保険事業の健全な運営に努めていきます。 本市では、住民税非課税世帯に対して他市町に比べ保険料を軽減しています。さら に利用料まで軽減を行うと課税世帯に対して他市町に比べ保険料を軽減しています。 第6本市 国の制度に弾じ、介護保険事業の健全な運営に努めていきます。 本市では、住民税非課税世帯に対したも町に比べ保険料を軽減しています。 かき用り度額上限が抑えられておりますので、この原則にのっとり 費用負担をい放だがでおります。 カイ護保険の利用者負担のがない方については、高額介護サービス費により費用限度額上限が加えられておりますので、住民税非課税世帯の徴収をやめる予定 はありません。 31 田原市 利用者負担については、サービスを利用するものとの負担の公平を図り、またサービスの利用については、サービスを利用するものとの負担の公平を図り、またサービスの利用についてのコスト意識を襲起する等の観点から原則定では、サービスを利用料徴収を行っております。市が独自に軽減措置等を行うことは考えておりません。要の課認定を受けられた方で収入金額等が、定案件(他収入)に当てはまる方については、申請により介護保険利用料が減免される制度を設けています。 年度75年により介護により介護により介護により介護により介護になり、現場に対しまが出まれておりません。 32 要両市 管を保険利用料負担の厳険におえておりません。要の課認定を受けられておりますが、まずにより行います。 第6本のよりに対しまれておりません。 第6本のよりに対しまれておりません。 第6本のよりにより、介護保険料と、対しによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	20	稲沢市	
保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用省負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。 保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。 知多市 知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。 知多市知ら城連合の独自減免制度を実施しております。 無除所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。 知立市 解が、者が、介護保険制度を利用したことにより負担している利用料への支援制度を設ける予定はありません。 【長寿介護課】要介護者(要介護1以上)すべての方が身体障がい者と同等と考えています。降がい者手帳の交付を受けているかどうかで区別するととは考えていません。市単独の事業「利用者負担額軽減制度」の中で、該当する要介護認定者の利用料の軽減を実施しています。 市民税非課税世帯の低所得者への利用料減免については、高額介護サービス費の食事代や居住費も軽減されていることなどから、新たな減免制度を実施する考えは今のところございません。 国の制度に準じ、介護保険事業の健全な運営に努めていきます。 知用料まで軽減を行うと課税世帯に対して他市町に比べ保険料を軽減しています。さらに利用料まで軽減を行うと課税世帯に対して他市町に北へ保険料を軽減しています。さり費用負担をいただいております。所得の低い方については、高額介護サービス費により費用負担をいただいております。所得の低い方については、高額介護サービス費により費用負担をいただいております。所得の低い方については、高額介護サービス費により費用負担といただいております。の得限を報じています。の場保険利用料を複収をやめる予定はおりません。 31 田原市 利用者負担については、1割の原則がありますので、この原則に空もとり、またサービスの利用については、1割の原則を設けるいものとの負担の公平を図り、またサービスの利用については、すってのコスト意識を喚起する等の観点から原則定率1割負担をお願いしております。 介護保険制度では、すってのコスト意識を喚起する等の観点から原則定率1割負担をお願いしております。 東待保険利用料を収収を行っております。市が独自に軽域措置等を行うととは考えておりません。 現行の意味険利用料負担の厳廃は考えておりません。要介護認定を受けられた方で収入金額等が、定要件低収入)に当てはまる方については、申請により介護保険利用料が減免される制度を設けています。	21	新城市	市独自の滅免制度は実施していません。
保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用上た際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。 知多市 知多北部広城連合の独自強免制度を実施しております。保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用上た際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。毎年9月7月5日から翌年3月31日までを申請期間としております。毎年9月7月5日から翌年3月31日までを申請期間としております。毎年4月1日から翌年3月31日までを申請期間としております。毎年4月1日から翌年3月31日までを申請期間としております。毎年4月1日から登場を設ける予定はありません。日長寿介護課】要介護者(愛介護1以上)すべての方が身体障がい者と同等と考えています。市民税非課税世帯の仮所得者への利用料減免については、高額介護サービス費のを解めて実施しています。 在税犯事業税世帯の低所得者への利用料減免については、高額介護サービス費の食事代や居住費も軽減されていることなどから、新たな減免制度を実施する考えは今のところございません。日の制度に準じ、介護保険事業の健全な運営に努めていきます。本市では、住民税非課税世帯により大きな負担を課すことになり、現状では利用料の軽減はむずかしい状況です。1月1日が日本の経減を実施しています。さらに利用料まで軽減を行うと課税世帯により大きな負担を課すことになり、現状では利用料の軽減はむずかしい状況です。ウ護用限度額上限が抑えられておりますので、住民税非課税世帯の徴収をやめる予定はありません。1日期市 利用者負担については、サービスを利用するものとしないものとの負担の公平を図り、またサービスの利用については、オービスを利用するものとしないものとの負担の公平を図り、またサービスの利用については、オービスを利用するものとしないものとの負担の公平を図り、またサービスの利用については、サービスを利用するものとしないものとの負担の公平を図り、またサービスの利用については、オービスを利用するものとしないものとの負担の公平を図り、またサービスの利用については、オービスを利用するものとしないものとの負担の公平を図り、またサービスの利用については、オービスを利用するものとしないものとの負担の公平を図り、またサービスの利用については、オービスを利用するものもに対すに対するではよりません。第1月1日が表が表がまたが表が表が表がません。第1月1日が表が表が表がません。第1月1日に該はよります。1月1日に該はよりません。第1月1日に該はよります。1月1日に対するが表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表	22	東海市	保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から
保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。毎年度7月15日から登に対するでは、1を設ける予定はありません。 【長寿介護課】要介護者(要介護1以上)すべての方が身体障がい者と同等と考えています。	23	大府市	保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と 介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から
を設ける予定はありません。 【長寿介護課】要介護者(要介護1以上)すべての方が身体障がい者と同等と考えています。障がい者手帳の交付を受けているかどうかで区別することは考えていません。 市単独の事業「利用者負担額軽減制度」の中で、該当する要介護認定者の利用料の軽減を実施しています。 市民税非課税世帯の低所得者への利用料減免については、高額介護サービス費の支給により自己負担額の上限額が低く抑えられており、また介護施設に入所した場合の食事代や居住費も軽減されていることなどから、新たな減免制度を実施する考えは今のところございません。 27 高浜市 関係法令遵守に基づき、独自施策は考えておりません。 28 岩倉市 国の制度に準じ、介護保険事業の健全な運営に努めていきます。 四利用料はで軽減を行うと課税世帯に対して他市町に比べ保険料を軽減しています。さらに利用料まで軽減を行うと課税世帯に対して他市町に比べ保険料を軽減しています。さらに利用料まで軽減を行うと課税世帯に対して他市町に比べ保険料を軽減しています。か護保険の利用者負担については、1割の原則がありますので、この原則にのっとり費用限度額上限が抑えられております。所得の低い方については、高額介護サービス費により費用限度額上限が抑えられております。所得の低い方については、高額介護サービス費により費用限度額上限が抑えられております。ので、住民税非課税世帯の徴収をやめる予定はありません。 31 田原市 利用者負担については、サービスを利用するものとしないものとの負担の公平を図り、またサービスの利用についてのコスト意識を喚起する等の観点から原則定率1割負担をお願いしております。 「カ護保険制度は国基準により利用料徴収を行っております。市が独自に軽減措置等を行うことは考えておりません。 現行の介護保険制度では、すべての方から1割の利用料を徴収しており、現時点では障がい者の方に対する減免の考えはありません。 34 北名古屋市 国の施策どおり行います。障害者の介護保険制用料負担の撤廃は考えておりません。要介護認定を受けられた方で収入金額等が一定要件(低収入)に当てはまる方については、申請により介護保険利用料が減免される制度を設けています。	24	知多市	知多北部広域連合の独白減免制度を実施しております。 保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と 介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15目から
26 尾張旭市 市民税非課税世帯の低所得者への利用料減免については、高額介護サービス費の 支給により自己負担額の上限額が低く抑えられており、また介護施設に入所した場合の食事代や居住費も軽減されていることなどから、新たな減免制度を実施する考えは今のところございません。 27 高浜市 関係法令遵守に基づき、独自施策は考えておりません。 28 岩倉市 国の制度に準じ、介護保険事業の健全な運営に努めていきます。 本市では、住民税非課税世帯に対して他市町に比べ保険料を軽減しています。さらに利用料まで軽減を行うと課税世帯に対して他市町に比べ保険料を軽減しています。さらに利用料まで軽減を行うと課税世帯に対しまな負担を課すことになり、現状では利用料の軽減はむずかしい状況です。 介護保険の利用者負担については、1割の原則がありますので、この原則にのっとり費用負担をいただいております。所得の低い方については、高額介護サービス費により費用限度額上限が抑えられておりますので、住民税非課税世帯の徴収をやめる予定はありません。 利用者負担については、サービスを利用するものとしないものとの負担の公平を図り、またサービスの利用についてのコスト意識を喚起する等の観点から原則定率1割負担をお願いしております。 介護保険制度は国基準により利用料徴収を行っております。市が独自に軽減措置等を行うことは考えておりません。 現行の介護保険制度では、すべての方から1割の利用料を徴収しており、現時点では障がい者の方に対する減免の考えはありません。 現行の介護保険制度では、すべての方から1割の利用料を徴収しており、現時点では障がい者の方に対する減免の考えはありません。 要行の介護保険制用料負担の撤廃は考えておりません。要介護認定を受けられた方で収入金額等が一定要件(低収入)に当てはまる方については、申請により介護保険利用料が減免される制度を設けています。	25	知立市	を設ける予定はありません。 【長寿介護課】要介護者(要介護1以上)すべての方が身体障がい者と同等と考えています。障がい者手帳の交付を受けているかどうかで区別することは考えていません。 市単独の事業「利用者負担額軽減制度」の中で、該当する要介護認定者の利用料
28 岩倉市 国の制度に準じ、介護保険事業の健全な運営に努めていきます。	26	尾張旭市	支給により自己負担額の上限額が低く抑えられており、また介護施設に入所した場合の食事代や居住費も軽減されていることなどから、新たな減免制度を実施する考えは
29 豊明市 本市では、住民税非課税世帯に対して他市町に比べ保険料を軽減しています。さらに利用料まで軽減を行うと課税世帯により大きな負担を課すことになり、現状では利用料の軽減はむずかしい状況です。	27	高浜市	関係法令遵守に基づき、独自施策は考えておりません。
に利用料まで軽減を行うと課税世帯により大きな負担を課すことになり、現状では利用料の軽減はむずかしい状況です。 30 日進市 介護保険の利用者負担については、1割の原則がありますので、この原則にのっとり費用負担をいただいております。所得の低い方については、高額介護サービス費により費用限度額上限が抑えられておりますので、住民税非課税世帯の徴収をやめる予定はありません。 31 田原市 利用者負担については、サービスを利用するものとしないものとの負担の公平を図り、またサービスの利用についてのコスト意識を喚起する等の観点から原則定率1割負担をお願いしております。 32 愛西市 介護保険制度は国基準により利用料徴収を行っております。市が独自に軽減措置等を行うことは考えておりません。 33 清須市 現行の介護保険制度では、すべての方から1割の利用料を徴収しており、現時点では障がい者の方に対する減免の考えはありません。 34 北名古屋市 国の施策どおり行います。 35 弥富市 障害者の介護保険利用料負担の撤廃は考えておりません。要介護認定を受けられた方で収入金額等が一定要件(低収入)に当てはまる方については、申請により介護保険利用料が減免される制度を設けています。	28	岩倉市	国の制度に準じ、介護保険事業の健全な運営に努めていきます。
費用負担をいただいております。所得の低い方については、高額介護サービス費により費用限度額上限が抑えられておりますので、住民税非課税世帯の徴収をやめる予定はありません。 31 田原市 利用者負担については、サービスを利用するものとしないものとの負担の公平を図り、またサービスの利用についてのコスト意識を喚起する等の観点から原則定率1割負担をお願いしております。 か護保険制度は国基準により利用料徴収を行っております。市が独自に軽減措置等を行うことは考えておりません。 33 清須市 現行の介護保険制度では、すべての方から1割の利用料を徴収しており、現時点では障がい者の方に対する減免の考えはありません。 34 北名古屋市 国の施策どおり行います。 35 弥富市 障害者の介護保険利用料負担の撤廃は考えておりません。要介護認定を受けられた方で収入金額等が一定要件(低収入)に当てはまる方については、申請により介護保険利用料が減免される制度を設けています。	29	豊明市	に利用料まで軽減を行うと課税世帯により大きな負担を課すことになり、現状では利用
り、またサービスの利用についてのコスト意識を喚起する等の観点から原則定率1割負担をお願いしております。 32 愛西市 介護保険制度は国基準により利用料徴収を行っております。市が独自に軽減措置等を行うことは考えておりません。 33 清須市 現行の介護保険制度では、すべての方から1割の利用料を徴収しており、現時点では障がい者の方に対する減免の考えはありません。 34 北名古屋市 国の施策どおり行います。 35 弥富市 障害者の介護保険利用料負担の撤廃は考えておりません。要介護認定を受けられた方で収入金額等が一定要件(低収入)に当てはまる方については、申請により介護保険利用料が減免される制度を設けています。	30	日進市	費用負担をいただいております。所得の低い方については、高額介護サービス費により費用限度額上限が抑えられておりますので、住民税非課税世帯の徴収をやめる予定
等を行うことは考えておりません。 33 清須市 現行の介護保険制度では、すべての方から1割の利用料を徴収しており、現時点では障がい者の方に対する減免の考えはありません。 34 北名古屋市 国の施策どおり行います。 35 弥富市 障害者の介護保険利用料負担の撤廃は考えておりません。要介護認定を受けられた方で収入金額等が一定要件(低収入)に当てはまる方については、申請により介護保険利用料が減免される制度を設けています。	31	田原市	り、またサービスの利用についてのコスト意識を喚起する等の観点から原則定率1割負
は障がい者の方に対する減免の考えはありません。 34 北名古屋市 国の施策どおり行います。 35 弥富市 障害者の介護保険利用料負担の撤廃は考えておりません。要介護認定を受けられた方で収入金額等が一定要件(低収入)に当てはまる方については、申請により介護保険利用料が減免される制度を設けています。			等を行うことは考えておりません。
35 弥富市 障害者の介護保険利用料負担の撤廃は考えておりません。要介護認定を受けられた方で収入金額等が一定要件(低収入)に当てはまる方については、申請により介護 保険利用料が減免される制度を設けています。			は障がい者の方に対する減免の考えはありません。
た方で収入金額等が一定要件(低収入)に当てはまる方については、申請により介護 保険利用料が減免される制度を設けています。	\vdash		7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	35	弥富市	た方で収入金額等が一定要件(低収入)に当てはまる方については、申請により介護
	36	みよし市	

		障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の
Ħ		介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの
		利用料徴収をやめてください。
37	あま市	介護保険サービスのうち訪問介護(ホームヘルパー)について、障害者自立支援法
		にて利用者負担がゼロの方においては、介護保険においても自己負担額を助成する
		制度があります。(あま市訪問介護等利用者負担額の減額に関する要綱)
38	長久手市	現行どおりとします。
39	東郷町	障がい者であっても介護保険制度を利用される場合は、原則1割負担となります。
		また、非課税世帯については、収入等に応じて負担限度額による減額や高額介護サ
		ービス費が支給されるので利用料の撤廃は考えておりません。
40	豊山町	障害者自立支援法に基づき実施します。
41	大口町	※回答なし
42	扶桑町	介護保険制度上は障害者の利用料負担の軽減措置はないので、今後機会をとらえ
		国へ要望等していきたいと考えます。
43	大治町	今のところ、町独自で利用料負担の撤廃等行う考えはありません。
44	蟹江町	現行どおりとします。
45	飛島村	保険料減免の3原則に従う。
46	阿久比町	国の基準で負担をお願いします。
47	東浦町	知多北部広域連合の独自滅免制度を実施しております。
		保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険斜と
		介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から
		翌年3月31日までを申請期間としております。
48	南知多町	国の制度に準じております。独自の制度は予定しておりません。
49	美浜町	現時点では考えていない。
50	武豊町	現行制度で実施します。
51	幸田町	法律・制度として、65歳を超えると介護保険の適用が優先することになります。サー
		ビス提供内容について、若干、障害者の方が異なるものもありますが、原則、要援護高
		齢者と障害者の制度適用は同じとなります。なお、介護保険適用者において、町として
		は障害者を特定する独自の免除、軽減制度等の導入は、現在のところ考えていませ
		ん。
52	設楽町	財政上の事情もあり、町独自の対応は難しい状況ですが、今後、検討します。
53	東栄町	独自の施策では、財源的な事情で困難と思われます。
54	豊根村	現在は考えていません。

訪問系サービスの支給基準・支給状況について

	訪問系サービ	スの支給基準		居宅介護		重	度訪問介記	養
市町村名	あり	なし	支給者数 (人)	最多支給 時間数 (時間)	平均支給 時間数 (時間)	支給者数 (人)	最多支給 時間数 (時間)	平均支給 時間数 (時間)
合計·平均	32	22	11,421	154.5	23.0	1,481	202.2	113.6
1 名古屋市	\circ		5,298	586	40.4	1,368	1,185.50	151
2 豊橋市	0		328	179.5	26	7	429.5	173
3 岡崎市	0		730	282	33.5	1	155	155
4 一宮市		0	686	364	36.3	16	373	138.2
5 瀬戸市	0		135	94	16.9	0	0	0
6 半田市	0		271	151	22	1	99	99
7 春日井市	0		459	213	28	11	636	168
8 豊川市		0	240	190	16	4	744	359
9 津島市	0		68	138	34	0	0	0
10 碧南市		0	82	189	30	2	450	412
11 刈谷市	0		136	176	19	13	712	196
12 豊田市	Ö		264	221.5	22	3	489	331
13 安城市		0	136	170.5	13	4	144	96
14 西尾市	0		117	40	12.8	3	30	9.5
15 蒲郡市	-	0	77	43	6.95	3	64	12.88
16 犬山市	0		37	175	10.8	0	0	0
17 常滑市		0	45	16	20	0	0	0
18 江南市	0		133	281	36	1	61	61
19 小牧市	0		221	310	35.1	5	496	358.9
20 稲沢市		\cap	116	114.5	19.7	0	0	0
21 新城市	0		52	294.5	18.8	0	0	0
22 東海市		0	166	240	32.6	2	351	180.5
23 大府市		O	143	209.5	15.2	1	139	139
24 知多市		Ö	68	170	20	1	18	18
25 知立市		O	69	176	26	2	870	437.5
26 尾張旭市	0		122	218	39	2	279	198
27 高浜市		0	57	171.5	28.1	1	225.5	225.5
28 岩倉市		O	35	96.5	21.8	1	193.5	193.5
29 豊明市		Ö	133	180	22	3	215	175
30 日進市	0		88	187	27.7	6	426	257.8
31 田原市		\cap	107	80	18	0	0	0
32 愛西市	\bigcirc		123	280	43	0	0	0
33 清須市	Ô		48	143.5	21	8	220.5	58
34 北名古屋市		0	105	112	37.8	3	403	284.3
35 弥富市	\bigcirc		41	185	33.4	2	117	66
36 みよし市	0		23	107.5	25.1	0	0	0
37 あま市		0	102	140	21.6	2	40	25.3
38 長久手市	\cap		40	231	33.6	1	670.5	670.5
39 東郷町	$\overline{\bigcirc}$		26	47	24.07	1	278	278
40 豊山町	$\overline{\bigcirc}$		3	14	7	1	10	10
41 大口町	$\overline{\bigcirc}$	1	10	45	14.73	0	0	0
42 扶桑町	$\overline{\bigcirc}$		21	40	11.5	0	0	0
43 大治町	$\overline{\bigcirc}$	1	34	78	18	1	83	83
44 蟹江町	$\overline{\bigcirc}$		29	330	54	0	0	0
45 飛島村	$\overline{\bigcirc}$		6	50	28	0	0	0
46 阿久比町	$\overline{\bigcirc}$		41	120	23	1	310	U
47 東浦町		\cap	45	155	23	0	0	0
48 南知多町		$\overline{\bigcirc}$	19	26.25	7.8	0	0	0
49 美浜町			13	53	14	0	0	0
50 武豊町			41	178	31.20	0	0	0
51 幸田町			25	41.5	14.4	0	0	0
52 設楽町			6	41.3	6	0	0	0
53 東栄町	$\overline{}$		1	2	2	0	0	0
	$\overline{}$	+	-					
54 豊根村	\cup		0	0	0	0	0	0

	行動援護			同行援護		地域生活	支援事業の			
支給者数 (人)	最多支給 時間数 (時間)	平均支給 時間数 (時間)	支給者数 (人)	最多支給 時間数 (時間)	平均支給 時間数 (時間)	支給者数 (人)	最多支給 時間数 (時間)	平均支給 時間数 (時間)	市町村名	
802	35.8	16.3	1,115	25.9	14.1	12,756	64.4	15.6	合計·平	均
352	360	102	686	199	58	5,514	286	44	名古屋市	1
8	19	11	20	69.5	13	406	30	19	豊橋市	2
111	34	15.1	70	45	16.6	632	90	14.5	岡崎市	3
74	40	29.7	51	40	23.9	588	40	21.3	一宮市	4
15	50	20.8	24	30	14.9	122	28	12.4	瀬戸市	5
25	70	24	0	0	0	383	68.5	9	半田市	6
32	50	24	7	31	25	458	75	19	春日井市	7
9	29.5	14	23	55	20	281	80	13	豊川市	8
0	0	0	13	30	20	88	64	25	津島市	9
0	0	0	3	9	5	117	60	8	碧南市	10
6	45	26	19	27	12	223	42	12		11
1	14	14	62	57.5	20	406	70	12		12
7	19	9	7	16	3	240	40		安城市	13
1	10	8	10	7.5	4	257	66	13.2	西尾市	14
0	0	0	7	10	2.96	79	60			15
0	0	0	11	33	14.7	11	27		犬山市	16
0	0	0	0	0	0	41	225	5.9	常滑市	17
2	60	35	10	16	14	135	41	14	江南市	18
3	110	46.6	3	48	29	254	174	18.4		19
7									稲沢市	_
	13.5	6.9	14	32	13.8	87	92.8			20
2	18	11	0	0	0	39	35	10.7	新城市	21
9	40	22.6	4	20	12.8	234	80	24.8	東海市	22
18	51	12.2	2	15	8.3	198	53	45.1	大府市	23
10	117	15.3	7	41	14.7	87	64.5		知多市	24
2	36	20.5	3	30	18.5	125	50		知立市	25
5	30	23	6	40	22	60	80	19	尾張旭市	26
0	0	0	0	0	0	91	75	16.9	高浜市	27
1	10	10	1	60	60	28	27	5		28
15	100	27	1	25	25	212	41	8.6	豊明市	29
0	0	0	10	60	31	103	62	16.2	日進市	30
0	0	0	2	17	13.5	122	200	28	田原市	31
5	60	27	7	40	18	85	80		愛西市	32
13	96	22	2	6.5	12.5	48	44	11	清須市	33
5	94	38	0	0	0	182	70	20	北名古屋市	34
11	50	35.1	5	40	16.6	73	84	23.4	弥富市	35
0	0	0	5	50	27.6	88	30	12.23	みよし市	36
5	50	43	10	60	33		151		あま市	37
0	0	0	2	11.5	6.2	17	32		長久手市	38
3	16	14	0	0	0		25		東郷町	39
0	0	0	0	0	0		14	7		40
3	21.5	12.5	2	18	16		31		大口町	41
5	20	8.9	1	21	21	45	34		扶桑町	42
1	25	25	0	0	0	29	36	19	*	43
1	30	30	1	40	40	41	85		蟹江町	44
2	36	36	1	30	30	8	50		飛島村	45
6	26	17.5	1	10	50	49	115	17	阿久比町	46
10	11	6.7	2	9.5	9.25	53	26.5		東浦町	47
2	28	19.5	0	0	0	4	1.5		南知多町	48
1	10	19.5	0	0	0	39	50		美浜町	49
	36		0	0	0				<u>夫供问</u> 武豊町	50
14		9.9					37.5			
0	0	0	0	0	0		24		幸田町	51
0	0	0	0	0	0		0		設楽町	52
0	0	0	0	0	0		6		東栄町	53
0	0	0	0	0	0	1	25	10	豊根村	54

特定健診・検診事業実施状況一覧

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※健診・検診の個別医療機関・集団健診での実施自治体数に大きな変化はなかった。 ※無料実施をしている市町村にも特定健診を除き大きな変化は見られなかった。

特定健診・各種がん検診・歯周疾患検診の実施

		個別	方式			集団	方式	
特定健診•検診項目	2011年度		2012年度		2011年	F度	2012年	F度
	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合
特定健診	48	84%	49	91%	36	63%	37	69%
胃がん	38	67%	40	74%	45	79%	45	83%
大腸がん	38	67%	40	74%	43	75%	42	78%
肺がん	35	61%	37	69%	44	77%	43	80%
子宮がん(頚部)	46	81%	49	91%	43	75%	43	80%
乳がん(マンモグラフィー)	35	61%	40	74%	47	82%	48	89%
前立腺がん	33	58%	36	67%	36	63%	36	67%
歯周疾患	50	88%	51	94%	21	37%	20	37%

健診・各種がん検診・歯周疾患検診の無料実施

		個別	方式			集団	方式	
特定健診•検診項目	2011年度		2012年度		2011호	F度	2012年	F度
	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合
特定健診	35	61%	36	67%	25	44%	26	48%
胃がん	1	2%	1	2%	1	2%	1	2%
大腸がん	1	2%	1	2%	1	2%	1	2%
肺がん	3	5%	4	7%	24	42%	22	41%
子宮がん(頚部)	2	4%	5	9%	1	2%	1	2%
乳がん(マンモグラフィー)	2	4%	6	11%	1	2%	1	2%
前立腺がん	1	2%	1	2%	1	2%	0	0%
歯周疾患	30	53%	41	76%	23	40%	17	31%

毎年受診可能な市町村数

		個別	方式		集団方式				
特定健診•検診項目	2011年度		2012호	2012年度		F度	2012年度		
	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	
特定健診	47	87%	48	89%	36	67%	37	69%	
胃がん	37	69%	39	72%	45	83%	45	83%	
大腸がん	37	69%	39	72%	43	80%	42	78%	
肺がん	33	61%	35	65%	43	80%	43	80%	
子宮がん(頚部)	22	41%	24	44%	25	46%	26	48%	
乳がん(マンモグラフィー)	12	22%	16	30%	23	43%	24	44%	
前立腺がん	23	43%	26	48%	33	61%	35	65%	
歯周疾患	13	24%	10	19%	19	35%	16	30%	

特定健診実施状況一覧

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※個別方式・集団方式の両方またはいずれか一方で無料で受診できるのは41市町村(75.9%) ※個別方式は実施が49市町村(90.7%)、自己負担無料で受診できるのは36市町村(実施市町村のうちの73.5%)、毎年受診可能は48市町村(実施市町村のうち98.0%)

※集団方式は実施が37市町村(68.5%)、自己負担無料が26市町村(実施市町村のうちの70.3%)

	± m++ A	無料		個別方	式		集団方	式
	市町村名	実施	実施	自己負担	毎年受診	実施	自己負担	毎年受診
	合計	41	49	無料=36	48	37	無料=26	37
1	名古屋市	0	0	無料	\circ	0	無料	0
2	豊橋市	0	0	無料	0	0	無料	0
3	岡崎市	0	0	無料	0	0	無料	0
4	一宮市	0	0	無料	0	×	_	_
5	瀬戸市	0	0	無料	0	×	_	_
6	半田市	0	0	無料	0	×	_	_
7	春日井市	0	0	無料	0	0	無料	0
8	豊川市	0	0	無料	0	0	無料	0
9	津島市	X	0	1,000円	0	0	1,000円	0
10	碧南市	0	0	無料	0	×	_	_
11	刈谷市	0	0	無料	0	×	_	_
12	豊田市	0	0	無料	0	×	_	_
13	安城市	0	0	無料	0	0	7,000円※	0
14	西尾市	0	0	無料	0	0	無料	0
15	蒲郡市	0	0	無料	0	0	無料	0
16	犬山市	X	0	1,000円	0	×	_	_
17	常滑市	0	0	無料	0	×	_	_
18	江南市	X	0	1,000円	0	×	_	_
19	小牧市	0	0	無料	0	0	無料	0
20	稲沢市	0	0	無料	0	×	_	_
21	新城市	X	0	1,000円	0	0	1,500円	0
22	東海市	0	0	無料	0	×	_	_
23	大府市	0	0	無料	0	0	無料	0
24	知多市	0	X	_		0	無料	0
25	知立市	0	0	無料	0	0	無料	0
26	尾張旭市	0	0	無料	0	×	_	_
27	高浜市	0	0	無料	0	X	_	_
28	岩倉市	0	×	_		0	無料	0
29	豊明市	0	0	無料	0	0	無料	0
30	日進市	0	0	無料	0	0	無料	0
31	田原市	0	0	無料	0	0	無料	0
32	愛西市	×	0	1,000円※	0	0	1,000円※	0
33	清須市	0	0	無料	0	0	無料	\circ

	+ m- ++ &	無料		個別方	式		集団方	式
	市町村名	実施	実施	自己負担	毎年受診	実施	自己負担	毎年受診
34	北名古屋市	0	0	無料	0	0	無料	0
35	弥富市	×	0	1,000円※	0	0	500円※	0
36	みよし市	0	\circ	無料	\circ	X	_	_
37	あま市	×	\circ	1,000円※	\bigcirc	0	1,000円※	0
38	長久手市	0	0	無料	\circ	0	無料	0
39	東郷町	0	0	無料	\circ	0	無料	0
40	豊山町	×	0	1,300円	\circ	0	1,300	0
41	大口町	×	0	1,000円	\circ	0	1,000円	0
42	扶桑町	×	\circ	1,000円	\circ	X	_	_
43	大治町	\circ	\circ	無料	\circ	X	_	_
44	蟹江町	×	\circ	1,000円※	\circ	0	1,000円※	0
45	飛島村	×	\circ	1,000円※	\circ	0	2,500円※	0
46	阿久比町	\circ	X		_	0	無料	0
47	東浦町	\circ	\circ	無料	\circ	X	_	_
48	南知多町	\circ	\circ	無料	\circ	0	無料	0
49	美浜町	\circ	\circ	無料	\circ	0	無料	0
50	武豊町	0	0	無料	\circ	0	無料	0
51	幸田町	0	×		_	0	無料	0
52	設楽町	×	×		_	0	1,500円	0
53	東栄町	0	0	無料	\circ	0	無料	0
54	豊根村	0	0	10,500円※	×	0	無料	\circ

[※]安城市・飛島村の集団方式は人間ドックとして実施 ※愛西市・弥富市・あま市・蟹江町は70歳以上は無料 ※飛島村の個別方式は70歳以上は無料 ※豊根村の個別方式はドック形式で実施

40歳未満の住民健診の実施状況

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※40歳未満を対象とした住民健診を行っているのは50市町村(92.6%) ※特定健診と同様の内容なのは21市町村(実施市町村の42.0%)

_	- M-r ++ <i>A</i> 7	+	健診内容・	·特定健診と
П	可村名	実施	同じ	異なる
	合計	50	21	29
1	名古屋市	×		
2	豊橋市	\circ	\circ	
3	岡崎市	×		
4	一宮市	0		0
5	瀬戸市	\circ		0
6	半田市	0		0
7	春日井市	0	0	
8	豊川市	0	0	
9	津島市	×		
10	碧南市	\circ		0
11	刈谷市	\circ		0
12	豊田市	\circ		0
13	安城市	0		0
14	西尾市	0		0
15	蒲郡市	0	0	
16	犬山市	\circ		0
17	常滑市	\circ	0	
18	江南市	\circ		0
19	小牧市	\circ	0	
20	稲沢市	0		0
21	新城市	0		0
22	東海市	X		
23	大府市	0		0
24	知多市	0	0	
25	知立市	\circ		0
26	尾張旭市	\circ		0
27	高浜市	0	0	

-	= 0 ++ 47	中佐	健診内容…	·特定健診と
П	可时村名	実施	同じ	異なる
28	岩倉市	0	0	
29	豊明市	0	0	
30	日進市	0	0	
31	田原市	0	0	
32	愛西市	0		0
33	清須市	0		0
34	北名古屋市	0	0	
35	弥富市	0	0	
36	みよし市	0	0	
37	あま市	0		0
38	長久手市	0		0
39	東郷町	0	0	
40	豊山町	0		0
41	大口町	0	0	
42	扶桑町	0		0
43	大治町	0		0
44	蟹江町	0	0	
45	飛島村	0		追加項目あり
46	阿久比町	0		0
47	東浦町	0		0
48	南知多町	0		0
49	美浜町	0		0
50	武豊町	0		0
51	幸田町	0	0	
52	設楽町	0	0	
53	東栄町	0	0	
54	豊根村	\circ		0

※一宮市・豊田市はレディース健診として女性のみを対象としている

歯周疾患検診実施状況

- ※個別方式または集団方式の両方またはいずれか一方で、歯周疾患検診を無料で受けられるのは 45市町村(83.3%)
- ※個別方式または集団方式のいずれかで、毎年受けられるのは19市町村(35.2%)

	+ m- ++ A	無料		個別方式	t		集団方式	<u>.</u>
	市町村名	実施	実施	自己負担	毎年受診	実施	自己負担	毎年受診
	合計	45	51	無料=41	10	20	無料=17	16
1	名古屋市	0	0	無料	×	×	—	
2	豊橋市	0	0	無料	×	×	_	_
3	岡崎市	0	0	無料	0	\circ	無料	0
4	一宮市	0	0	無料	X	×	_	_
5	瀬戸市	×	0	500円	X	\circ	500円	0
6	半田市	×	0	300円	X	×	_	_
7	春日井市	0	0	無料	×	0	無料	0
8	豊川市	0	0	無料	×	×	_	_
9	津島市	×	0	1,000円	×	×	_	_
10	碧南市	0	0	無料	×	\circ	無料	0
11	刈谷市	0	0	無料	×	×	_	_
12	豊田市	0	0	無料	X	×	_	_
13	安城市	0	0	無料	X	×	_	—
14	西尾市	0	0	無料	X	×	_	_
15	蒲郡市	0	0	無料	×		_	_
16	犬山市	×	0	300円	0	×	_	_
17	常滑市	0	0	無料	X	\circ	無料	X
18	江南市	0	0	無料	X	×	_	—
19	小牧市	\circ	\circ	無料	X	\circ	無料	0
20	稲沢市	\circ	\circ	無料	X	\circ	無料	X
21	新城市	\circ	\circ	無料	0	\circ	無料	0
22	東海市	\circ	\circ	無料	×	×		_
23	大府市	\circ	0	無料	×	×	_	_
24	知多市	\circ	\circ	無料	X	×	_	_
25	知立市	\circ	\circ	無料	X	×	_	_
26	尾張旭市	\circ	\circ	無料※	X	×	_	_
27	高浜市	\circ	\circ	無料	X	×	_	_
28	岩倉市	\circ	0	無料	0	\circ	無料	0
29	豊明市	0	0	無料	×	×	_	_
30	日進市	0	0	無料	×	×	_	
31	田原市	0	0	無料	×	X	_	—
32	愛西市	0	0	無料	×	0	無料	0
33	清須市	0	0	無料	0	0	無料	0
34	北名古屋市	\circ	\circ	900円	0	\circ	無料	0

Γ.	+ m- ++ &	無料		個別方式	.		集団方式	<u>.</u>
	市町村名	実施	実施	自己負担	毎年受診	実施	自己負担	毎年受診
35	弥富市	0	0	無料	0	X	_	_
36	みよし市	×	0	1,000円※	×	×	_	_
37	あま市	0	×	_	_	\circ	無料	0
38	長久手市	X	0	800円	×	×	_	_
39	東郷町	X	0	400円	×	×	_	_
40	豊山町	0	X	_	_	\circ	無料	0
41	大口町	X	0	500円	×	×	_	_
42	扶桑町	0	0	無料	×	×	_	_
43	大治町	0	0	無料※	×	0	無料	0
44	蟹江町	0	0	無料	0	\circ	500円	0
45	飛島村	×	0	1,000円※	0	\circ	2,500円※	0
46	阿久比町	0	0	無料	×	×	_	_
47	東浦町	0	0	無料	×	×	_	_
48	南知多町	0	×	_	_	\circ	無料	×
49	美浜町	0	0	無料	×	×	_	_
50	武豊町	0	0	無料	×	X		
51	幸田町	0	0	無料	0	X		_
52	設楽町	0	0	無料	×	X		
53	東栄町	0	0	無料	×	0	無料	×
54	豊根村	0	0	無料	×	0	無料	0

- ※名古屋市の個別方式は40,50,70歳は無料、60歳のみ1,300円
- ※尾張旭市の個別方式は70歳以上、市国保加入者は無料。その他は500円
- ※清須市の集団方式は国保加入者のみ ※みよし市の個別方式は20,30,70歳は無料
- ※大治町の個別方式は40歳のみ
- ※飛島村の個別方式は70歳以上は無料、集団方式はドックに含む

歯周疾患検診の毎年受診・対象年齢

- ※歯周疾患検診を毎年受診できるのは19市町村(35.2%) ※国基準である「40歳、50歳、60歳、70歳の節目年齢」のみの検診を実施しているのが 7市町(13.0%)あり、国基準より対象を拡大しているのが47市町村(87.0%)である。

$ \times $	201	.2年8	月	実施の	愛知	県保	険医	協会調	間査まる	とめる	も参え	考に	した。
------------	-----	------	---	-----	----	----	----	-----	------	-----	-----	----	-----

Ħ	5町村名	毎年 受診可	国基準 通り	国基準 より拡大	対象年齢など
	合計	19	7	47	
1	名古屋市			0	個別:国基準+80歳
2	豊橋市			0	個別:国基準+45,55,65歳
3	岡崎市	0		0	個別•集団:16歳以上
4	一宮市			0	個別:国基準+45,55,65歳
5	瀬戸市	0		0	個別:国基準+20,30,35,45,55,65歳、集団:20歳以上
6	半田市		0		個別:国基準
7	春日井市	0		0	個別:国基準+65歳、集団:18歳以上
8	豊川市			0	個別:国基準+30歳
9	津島市			\circ	個別:40~70歳で過去2年間受診してない方
10	碧南市	0		\circ	個別:国基準+30,45,55,65,75歳、集団:成人
11	刈谷市			\circ	個別:国基準+30,45,55,65,75歳
12	豊田市			0	個別:国基準+20,30,61~69歳
13	安城市			0	個別:国基準+45,55,65歳
14	西尾市		0		個別:国基準
15	蒲郡市			0	個別:国基準+45,55,65歳
16	犬山市	0		0	個別:40~74歳
17	常滑市			0	個別:30,35,40,45,50,55歳、集団:60,70歳
18	江南市			0	個別:国基準+45,55,65,75歳
19	小牧市	0		0	個別:国基準+35歳、集団:20歳以上
20	稲沢市			0	個別:国基準、集団:20歳以上
21	新城市	0		\circ	個別:国基準+30歳、集団:19~39歳
22	東海市			\circ	個別:国基準+45,55,65歳
23	大府市			0	個別:国基準+35,45,55,65歳
24	知多市			\circ	個別:国基準+30歳、集団:20歳以上
25	知立市			\circ	個別:国基準+45,55,75,79歳
26	尾張旭市			0	個別:国基準+20,30,45,55,65歳
27	高浜市			0	個別:国基準+45,55,65歳
28	岩倉市	0		0	個別:糖尿病のリスクが高い40~74歳、集団:30歳以上
29	豊明市			0	個別:国基準+35,45,55,65,75歳
30	日進市			0	個別:国基準+30,35,45,55,65,75歳
31	田原市			0	個別:国基準+20,25,30,35,45,55,65歳
32	愛西市	0		0	個別:20,40,45歳、集団:20歳以上
33	清須市	0		0	個別:国基準+45,55,65歳、集団:30~74歳
34	北名古屋市	0		0	個別:40歳以上、集団30~74歳

नं	5町村名	毎年 受診可	国基準 通り	国基準 より拡大	対象年齢など
35	弥富市	0		0	個別:20歳以上
36	みよし市			0	個別:国基準+20,30,45,55,61~65歳
37	あま市	\circ		0	集団:20歳以上
38	長久手市		0		個別:国基準
39	東郷町		0		個別:国基準
40	豊山町	0		0	集団:30歳以上
41	大口町			0	個別:国基準+45,55,65,75歳
42	扶桑町		0		個別:国基準
43	大治町	\circ		0	個別:40歳、集団:15歳以上全員
44	蟹江町	0		0	個別:40,45,50,55,60歳、集団:18歳以上
45	飛島村	0		0	個別:40歳以上、集団:30歳以上
46	阿久比町		0		個別:国基準
47	東浦町			0	個別:国基準+35,45,55,65,75歳
48	南知多町			0	個別:国基準+35,45,55,65歳
49	美浜町			0	個別:国基準+35歳
50	武豊町		0		個別:国基準
51	幸田町	0		0	個別:19歳以上
52	設楽町			0	個別:国基準+35歳
53	東栄町			0	個別•集団:20歳以上
54	豊根村	0		0	個別:国基準、集団:18歳以上

任意予防接種費用助成実施状況

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※ヒブ、小児用肺炎球菌、HPVはすべての市町村で助成を実施。みずぼうそうとおたふくかぜとロタは4市町村(7.4%)、高齢者用肺炎球菌は40市町村(74.1%)で助成している。

記号はそれぞれ次の通り。◎:自己負担無料で実施、○:助成を実施、△:実施予定、—:未実施

	ヒブ	小児用肺炎	H P V	みずぼうそ	おたふくか	高齢者用肺	ロタウィル	B型肝炎ウ			ヒブ	小児用肺炎	H P V	みずぼうそ	おたふくか	高齢者用肺	ロタウィル	B型肝炎ウ
		球菌		そう	ť	炎球菌	ス	ィルス				球菌		そう	ぜ	炎球菌	ス	イルス
合計(予定含む)	54	54	54	4	4	40	4	0	27	高浜市	0	0	0	—	—	—	—	—
無料実施	33	33	32	2	2	0	1	0	28	岩倉市	0	0	0	—	—	0	—	—
1 名古屋市	0	0	0	0	0	0	\bigcirc	_	29	豊明市	0	0	0	—	—	\bigcirc	—	—
2 豊橋市	0	0	0	—	—		\circ	_	30	日進市	0	0	0	—	—	0	—	
3 岡崎市	\bigcirc	\bigcirc	0	—	—		_	_	31	田原市	0	0	0	—	—	\bigcirc	—	_
4 一宮市	0	\circ	\circ	—	_	\bigcirc		_	32	愛西市	\circ	\circ		—	—	\bigcirc	—	
5 瀬戸市	0	0	0	—	—	\bigcirc		_	33	清須市	\bigcirc	0	0	—	—	\bigcirc	—	—
6 半田市	0	0	0	—	—	\circ	_	_	34	北名古屋市	0	0	0	—	—	\bigcirc	\bigcirc	—
7 春日井市	0	\circ	0	—	—	\circ	<u> </u>	<u> </u>	35	弥富市	0	0	0	—	—	0	—	—
8 豊川市	0	0	0	—	—	\circ		_	36	みよし市	0	0	0	—	—	—	—	—
9 津島市	0	\bigcirc	0	—	—	\bigcirc	_	_	37	あま市	\bigcirc	\bigcirc	0	—	—	\bigcirc	—	—
10 碧南市	0	0	0	—	—		_	_	38	長久手市	0	0	0	—	—	\circ	—	—
11 刈谷市	0	0	0	—	—	—	_	_	39	東郷町	0	0	0	—	—	\bigcirc	—	—
12 豊田市	0	0	0	—	—			_	40	豊山町	\circ	\circ	\bigcirc	—	—	\bigcirc	—	
13 安城市	0	0	0	—	—	—	_	_	41	大口町	\bigcirc	\bigcirc	\circ	—	—	\bigcirc	—	—
14 西尾市	0	0	0	—	—	_	_	_	42	扶桑町	\circ	\bigcirc	\bigcirc	—	—	\bigcirc	—	—
15 蒲郡市	0	0	0	—	—	_	_	—	43	大治町	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	—	—	\bigcirc	—	—
16 犬山市	0	0	0	—	—	\circ	_	_	44	蟹江町	\circ	0	0	—	—	\bigcirc	—	—
17 常滑市	0	0	0	—	—	_	_	—	45	飛島村	0	0	0	0	0	\bigcirc	—	—
18 江南市	0	\circ	0	—	—	\bigcirc	_	_	46	阿久比町	0	0	0	—	—	0	—	_
19 小牧市	0	0	0	0	0	\bigcirc	<u> </u>	<u> </u>	47	東浦町	0	0	0	—	—	\bigcirc	—	_
20 稲沢市	\bigcirc	\bigcirc	0	—	_	\bigcirc	_	_	48	南知多町	0	0	0	—	—	0	—	_
21 新城市	0	0	0	—	—	\bigcirc	<u> </u>	_	49	美浜町	0	0	0	—	—	\bigcirc	—	—
22 東海市	0	0	0	—	_	\bigcirc	<u> </u>	_	50	武豊町	0	0	0	—	—	\bigcirc	—	_
23 大府市	0	\bigcirc	0	—	_	\bigcirc	<u> </u>	<u> </u>	51	幸田町	0	0	0	—	—	—	—	_
24 知多市	\bigcirc	\bigcirc	0	—	—	\bigcirc	<u> </u>	<u> </u>	52	設楽町	0	0	0	—	—	\bigcirc	—	
25 知立市	0	0	0	—	—	\circ	<u> </u>	_	53	東栄町	0	0	0	—	—	—	—	
26 尾張旭市	0	0	0	_	_	0	_	_	54	豊根村	0	0	0	0	0	Δ	0	

任意予防接種費用補助詳細(抜粋)

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

【みずぼうそう・おたふくかぜ】実施は名古屋市・小牧市・飛島村・豊根村の4市町村(7.4%)、無料実施は小牧市・豊根村のみ。

【高齢者用23価肺炎球菌】実施は40市町村(74.1%)、無料実施はない

【ロタ】実施は予定を含み4市町村(7.4%)、無料実施は豊根村のみ(10,500円助成)

【みずぼうそう】 対象は全市町村で「1歳~義務教育就学前」となっている

ī	市町村名	助成額	自己負担	助成開始または 開始予定年月
1	名古屋市	3,949円	3,800円	2010年8月
19	小牧市	7,500円(全額)	無料	2011年10月
45	飛島村	2,000円	医療機関による	2010年4月
54	4 豊根村 4,410円(全額)		無料	2011年4月

【おたふくかぜ】 対象は全市町村で「1歳~義務教育就学前」となっている

ī	市町村名	助成額	自己負担	助成開始または 開始予定年月
1	名古屋市	3,006円	3,000円	2010年8月
19	小牧市	6,000円(全額)	無料	2011年10月
45	飛島村	2,000円	医療機関による	2010年4月
54	豊根村 2,583円(全額)		無料	2011年4月

【ロタ】

	市町村名	対象	助成額	自己負担	助成開始または 開始予定年月
1	名古屋市	生後6~24週 (ロタリックス) 生後6~32週 (ロタテック)	6,499円 4,284円	6,400円 4,100円	2012年10月
2		生後6週から24週0日または生後6週から生後32週0日	1回あたり4,500円 または3,000円	医療機関による	2012年10月
34	北名古屋市	①ロタリックス:生後6週から24週 ②ロタテック:生後6週から32週	4,500円 3,000円	9,000円 5,600円	2012年10月
54	豊根村	生後6週~23週	10,500円(全額)	無料	2012年4月

【高齢者用肺炎球菌】

	市町村名	対象	助成額	自己負担	助成開始または 開始予定年月		
1	名古屋市	65歳以上	4,100円	4,000円	2010年10月		
4	一宮市	①75歳以上 ②60歳以上75歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	3,790円	4,000円	2010年4月		

ī	市町村名	対象	助成額	自己負担	助成開始または 開始予定年月
5	瀬戸市	①70歳以上 ②60歳以上の方で特定の身体状況にあり、医師が必要と判断した方(心臓・腎臓・呼吸器の機能低下、また糖尿病・慢性肝炎疾患・血液のがん・慢性髄液漏などの基礎疾患により免疫が低下している方)	8,100円	5,000円	2012年4月
6	半田市	①75歳以上 ②特定の疾患のある65歳以上75 歳未満の方	3,000円	医療機関による (平均5,000円)	2012年4月
7	春日井市	①75歳以上の人②60歳以上75歳未満の心臓等に1級の障害がある方	3,000円 (生活保護受給者 7,500円)	医療機関による	2010年9月
8	豊川市	①75歳以上 ②65歳以上で特定の疾患がある 方	3,000円	医療機関による	2012年4月
9	津島市	接種時満 70 歳以上	生涯1回3,000円	医療機関による	2012年10月
16	犬山市	75歳以上	4,000円	医療機関による	2011年6月
18	江南市	75歳以上	4,000円	4,000円	2011年6月
19	小牧市	75歳以上(60~75歳未満は条件あり)	5,000円	医療機関による	2009年6月
20	稲沢市	70歳以上	3,700円	3,800円	2011年4月
21	新城市	①70歳以上の方 ②65歳以上70歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害を有する人	3,000円	5,000円	2012年4月
22	東海市	満70歳以上	6,500円	医療機関による	2008年11月
23	大府市	65歳以上	8,000円	1,000円	2010年11月
24	知多市	75歳以上	4,000円	4,000円	2011年12月
	知立市	後期高齢者医療被保険者	3,000円	医療機関による	2012年10月
26	尾張旭市	70歳以上	5,000円	3,100円	2011年9月
28	岩倉市	70歳以上	3,000円 (低所得者全額)	5,000円 (低所得者は無料)	2011年4月
29	豊明市	満65歳以上の人	3,000円	医療機関による	2012年4月
30	日進市	70歳以上(一部60歳以上)	3,000円	医療機関による	2007年10月
31	田原市	満70歳以上	2,000円	医療機関による	2010年6月
32	愛西市	満70歳以上の者で過去に助成を 受けていない者	3,000円	医療機関による	2012年5月
33	清須市	①満65歳以上 ②満60歳~64歳の障害者(身体 障害者手帳一級相当)で5年 以内にワクチン接種を受けて いない者	4,000円	4,000円	2012年4月
34	北名古屋市	65歳以上	4,000円	4,000円	2012年4月
35	弥富市	70歳以上	3,000円	医療機関による	2012年5月
37	あま市	70歳以上	3,000円	医療機関による	2012年5月
38	長久手市	①70歳以上 ②60歳以上で特定の身体状況に あり、医師が必要と判断した方	3,000円	医療機関による	2009年4月
39	東郷町	75 歳以上	3,500円	4,500円	2012年10月

市	町村名	対象	助成額	自己負担	助成開始または 開始予定年月
40 豊	豊山町	75歳以上	4,000円	4,000円	2012年4月
41 オ	た口町	75歳以上	4,000 円	4,000 円	2011年6月
42 抄	共桑町	①75歳以上 ②60~74歳で特定の障害を有す る方	〈課税世帯〉 4,000円 〈非課税世帯〉 8,000円(全額)	〈課税世帯〉 医療機関による 〈非課税世帯〉 無料	2011年4月
43 	大治町	70歳以上(過去5年間に接種を受けていない方)	3,000円	医療機関による	2012年5月
44 蟹		70歳以上	3,000円	医療機関による	2012年5月
45 升	&島村	65歳以上	3,000円	医療機関による	2010年4月
46 B	可久比町	満70歳以上	3,000円	4,000円	2011年2月
47 東	東浦町	後期高齢者医療加入者	5,000円 (75歳以上の生保世 帯の方は全額)	医療機関による (75歳以上の生保世 帯の方は無料)	2012年1月
48 南	有知多町	70 歳以上	4,000円	4,000円	2012年12月
49 美	 美浜町	70歳以上	4,000円	4,000円	2012年4月
50 起	大豊町	満75歳以上	4,000円	4,000円	2012年10月
52 割		①75歳以上 ②60歳以上で医師の指示	3,500円	医療機関による	2012年4月
54 豊	豊根村	未定	未定	未定	2013年4月

生活保護の相談件数・申請件数・保護開始件数について

			2009年度			2010年度				
ħ	市町村名	相談件数	申請件数	保護開始 件数	相談件数	申請件数	保護開始 件数	相談件数	申請件数	保護開始 件数
愛	知県合計	66,017	21,093	20,126	54,919	17,633	17,052	47,744	15,058	14,452
1	名古屋市	45,606	13,498	12,992	36,978	11,593	11,386	32,391	10,066	9,768
2	豊橋市	1,219			1,124			948		
3	岡崎市	1,697	619	572	1,476	520	474	1,578	353	349
4	一宮市	1,413			938			837		381
5	瀬戸市	877			608			360		
6	半田市	337			291			228		
7	春日井市	2,007			1,801	-		1,420		
8	豊川市	1,038			957			877		
9	津島市	364			247			213		
10	碧南市	246			230			194		
11	刈谷市	912			726	-		566		
12 13	豊田市 安城市	2,996			2,592			2,007		
14	西尾市	595 763			420 567			429 622		
15	蒲郡市	318			286			234		
16	犬山市	102			161			107		
17	常滑市	138			148			164		
18	江南市	307			269	-		233		
19	小牧市	661			554			497		
20	稲沢市	371			350			341		
21	新城市	65	-		62	-		36		·
22	東海市	576	178	174	442	134	128	343	140	131
23	大府市	250	119	108	199	97	74	176	90	
24	知多市	334			279			258		
25	知立市	403			273			218		
26	尾張旭市	226			120			120		
27	高浜市	230			188			120		
28	岩倉市	153			100			121		
29	豊明市	89			94			80		
30	日進市	72			131			73		
31	田原市	80			108			67		
32	<u>愛西市</u> 清須市	82 381			62 240			98 187		
-	北名古屋市	334			330	-		295		
35	弥富市	187			107			130		
36	みよし市	102			380			178		
37	あま市		176		335			286		
38	長久手市		29		55			40		
39	東郷町	85			73			55		
40	豊山町	55			57			40		
41	大口町	37			31			28		
42	扶桑町	40			48		17	56		
43	大治町		74		87			88		
44	蟹江町		38		129		41	151		
45	飛島村	0			1			2		
	阿久比町	9			10			8		
47	東浦町	<u>58</u>			52			39		
-	南知多町	48			37			46		
49	美浜町		19		26			36		
50	武豊町	99			87			63		
51	幸田町	49			47			53		
52 52	設楽町	2			1			5		
53 54	東栄町 豊根村	4 0			3 2			2		
54	豆似们	U:	U	U	2	U	2	U	U:	()

生活保護担当職員数および担当受給者数について

			生活保	護担	担当職員数と平均在任年数(正規)									1職員あたりの		
		2010年	4月1日現	在	2011호	F4月1日現	在	2012년	年4月1E	1現	在		担当受	給者数		
Ī	市町村名			見在		正规				正規				201	 2年	
		正規	非正規 任金		正規	非正規 任年		正規	非正規			2010年	2011年			
777	4-1B A -1		年	月		年	月			年	月			世帯	人数	
変	知県合計	576	198 —	_	632	251 —	_	690	-		_					
1	名古屋市	293	152 4	_	315	200 3	11	340	192	3	9		125		124	
3	豊橋市 岡崎市	19 12	1 1 3 1	3	20 13	1 1	6	20 13	2 6	1	8	132	126 136		129	
4	一宮市	30	6 1	2	36	6 1	3 10	37		2	2	116 112	109		116 108	
5	瀬戸市	6	0 1	1	7	0 1	0	7		1	5	72	67		75	
6	半田市	9	1 1	6	9	2 1	5	9		1	8	86	104		117	
7	春日井市	17	0 1	1	21	0 1	2	22		1	11	160	129	92	132	
8	豊川市	7	0 1	0	8	1 1	5	9		1	1	105	108		106	
9	津島市	4	0 1	3	4	0 2	0	30	-	3	0	87	90		123	
10	碧南市	3	0 2	1	3	0 1	5	4		0	9	77	85		77	
11 12	別谷市 豊田市	9 21	2 0 9 2		12 24	2 0	11	12 26		1	5	81 107	80 105		81 95	
13	安城市	10	0 0	3 10	10	10 2 0 1	5 2	10		2 1	7 2	60	105 65		95 65	
14	西尾市	7	3 0	20	10	3 0	10	10		0	7	66	61		62	
15	蒲郡市	5	0 3		6	0: 2	7	6		2	8	79	75	-	74	
16	犬山市	5	1 1	7	5	1 2	0	5		1	9	43	51		59	
17	常滑市	3	1 1	6	3	0 2	0	3	2	1	6	85.5	107		106	
18	江南市	6	1 1	6	6	1 2	0	6		1	6	103	102		109	
19	小牧市	6	4 1	8	9	4. 2	1	8		1	5	89	70		93	
20	稲沢市	7	1 0		8	2 1	2	8		1	11	74.4	69.8		74.6	
21	新城市	3	0 1	6	2	0 2	0	2		2	6	36	62		59	
22 23	<u>東海市</u> 大府市	5 4	0 2	9	6 5	$\begin{array}{c c} 0 & 1 \\ \hline 0 & 2 \end{array}$	9 5	6 6		2	10	120 65	134 66		139 53	
24	知多市	6	0.4	3	6	0: 2	<u>5</u>	8		$\frac{2}{4}$	10 5	113	138		112	
25	知立市	5	4 0		6	4 1	0	6		1	4	77.4	70.5		73	
26	尾張旭市	3	1 1	0	3	1 0	8	3		1	8	75	77		78	
27	高浜市	4	0 0	10	4	0 0	7	4	0	1	7	40	34		38	
28	岩倉市	3	0 1	2	3	0 1	2	3		2	2	118	131		134	
29	豊明市	4	2: 5		4	2: 2	6	4		3	6		88		93	
30	日進市	4	1 0	7.	4	2 0	7.	4		2	5	29	41		35	
31	<u>田原市</u> 愛西市	2 3	$\begin{array}{c c} 0 & 1 \\ \hline 0 & 4 \end{array}$	0	3	0 0 0 2	4 10	2 3		2	0 8	40 79	38 97		61 112	
33	清須市	6	0 4	7	6	0 2	0	6		1	0	82	103		99	
34	北名古屋市	6	3 1	8	7	3 1	7	7		1	9	-	57		64	
35	弥富市	5	0 0		5	1 1	1	5		1	7	75	82		85	
36	みよし市	3	0 1	0	3	2 1	0	3	2	0	8		57		47	
37	あま市	11	1 0		13	2 1	0	13		1	2	100	74		82	
38	長久手市	1	0 1	0	1	0 1	0	2			6		121		60	
39	東郷町	3	0 1	8	3	0 1	0	2		2	6		40		51	
40	豊山町 大口町	1 1	0 1 0 3	0	1 1	0 2 0	0	1 1		1	0	91 69	84 86		96 75	
41 42	扶桑町	1	0 6			0 0	0	1 1			0	86	108		134	
43	大治町	1	0 0		1	0 0	0	1			0	144	165		200	
44	蟹江町	1	0 6			0 0	0	1			0	151	201		241	
45	飛島村	1	0 4	0		0: 5	0	1			0		4		3	
46	阿久比町	1	0 3	0	1	0 4	0	1	0	5	0	30	38		33	
47	東浦町	2	0 1	5		0 1	5	2			0		84		75	
48	南知多町	1	0 1	0		0 2	0	1		-	0		59		61	
49	美浜町	1	0 2		1	0 0	0	1		1	0		73	-	78	
50 51	武豊町 幸田町	1	0 1	0	1 1	0 0	0	1 1		2	0	147 82	172 76		162 71	
52	設楽町	1	0 0	0	1	$\begin{array}{c c} 0 & 1 \\ \hline 0 & 1 \end{array}$	0	1			6		7		5	
53	東栄町	1	0 5		1	0 6	0	1			0	-	10		10	
54	豊根村	1	0 1	0		0 1	0	1			0	3	5		5	
อ4	豆似们	1	U: 1	U	1	U I	U	1	U	1	U	3	5		5	

生活保護担当への警察官OBの配置について

		OBの配置		OI	 B配置の「ある」場合	OB配置の「ない」場合					
	市町村名	の有無	人数	開始年月		計画の有無					
愛	短果合計	_		-	12		42				
1	名古屋市	ない		:		検討中					
2	豊橋市	ない				ない					
3	岡崎市	ある	1	H18.4	窓口同席、訪問同行						
4	一宮市	ない				ない					
5	瀬戸市	ない				ない					
6	半田市	ない		<u> </u>		ない					
7	春日井市	ある	1	H16.4	面接相談員						
8	豊川市	ない				ない					
9	津島市	ない				ない					
10	碧南市	ある	1	H18.4	市政全般で防災・安全関係	25.5					
11	<u>刈谷市</u>	ない	0	T T T = 1	ph _ 1.1 _ 3.100 Nb//	ない					
12	豊田市	ある	2	H15.4	窓口対応、訪問随行	<i>4</i> 515					
13	安城市	ない	1	1100 4	力がのおよとい	ない					
14	西尾市	ある	1	H20.4	相談の対応など	<i>+</i> >1 >					
15		ないない		:		ない ない					
16 17	<u> </u>	ない		<u>:</u>	:	検討中	:				
18		ある	1	H21.4	: 不当要求等対応相談員	便时宁	:				
19	小牧市	ない	1	1141.4	1、日安小寺内心恒恢复	ない					
20	稲沢市	ない		<u> </u>	<u>:</u> :	ない					
21	新城市	ない				ない					
22	東海市	ない				ない					
23	大府市	ない				ない					
24	知多市	ない				ない					
25	知立市	ない				ない					
26	尾張旭市	ない				ない					
27	高浜市	ある	1	H23.7	行政事務全般で不当要求対応						
28	岩倉市	ない				ない					
29	豊明市	ない				ない					
30	日進市	ない				ない					
31	田原市	ない				ない					
32	愛西市	ない				ない					
33	清須市	ない				検討中					
-	北名古屋市	ある	1	H20.9	暴力団該当性照会事務、DV対応	Σ.,					
35	弥富市	ない	-	1100 4	+	ない					
36	みよし市	ある			面接相談 二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		:				
37	あま市	ある			面接訪問協力員 面接相談、家庭訪問業務	<u> </u>	:				
38		ある ない	1	H24.4	<u> </u>	ない					
40	<u> </u>	ない		<u>:</u> :	<u>:</u> :	ない					
41	<u>- 豆田町</u> 大口町	ない			<u>:</u>	ない					
42	<u>大百町</u> 扶桑町	ない				ない					
43	大治町	ない		:		ない					
44	蟹江町	ある	1	H18.4	町内防犯パトロール	6,1					
45	飛島村	ない				ない	:				
46	阿久比町	ない				ない		;			
47	東浦町	ない			<u> </u>	ない					
48	南知多町	ない				ない					
49	美浜町	ない				ない					
50	武豊町	ない				ない					
51	幸田町	ない				ない					
52	設楽町	ない				ない					
53	東栄町	ない				ない					
54	豊根村	ない				ない					

意見書提出状況

(2012年12月現在・愛知自治体キャラバンまとめ)

- ※各市町村に求めたアンケート結果及びそれ以降採択された2002年以降の意見書を集計した。 なお、同趣旨の複数の意見書を採択した場合は、新しい年月を記載している。
- ※弥富市の意見書には、旧弥富町の意見書が含まれている。
- ※国への意見書では、医師・看護師増を求める意見書が26、介護保険の国庫負担引き上げを求める 意見書が22採択されている。
- ※県への意見書では、福祉医療制度の存続・拡充に関する意見書が29市町村で採択されている。

	国に向けた意見書県への意見書													Ì	見書				
F		4	年金	介	護保険	自言	国保• 「齢者	子	*育て	障 自:	語者 立支援	· 看	医師・ 護師増	消增	費税・ 税反対	福	祉医療	精	神障害
		採択	年月	採 択	年月	採 択	年月	採 択	年月	採 択	年月	採択	年月	採 択	年月	採 択	年月	採 択	年月
	合 計	10		22		18		19		16		26		4		29		17	
1	名古屋市	\bigcirc	10/7	\bigcirc	12/7	\bigcirc	12/7	\bigcirc	12/6	\bigcirc	12/7	\bigcirc	12/7			\bigcirc	11/11	\bigcirc	11/11
2	豊橋市	\bigcirc	10/6	\bigcirc	07/5	0	10/6	\bigcirc	10/8	\bigcirc	03/12	\bigcirc	08/3			\bigcirc	12/9		
3	岡崎市											\bigcirc	07/9						
4	一宮市			0	08/6			\bigcirc	06/9			\bigcirc	09/8						
5	瀬戸市																		
6	半田市			0	11/11	\bigcirc	12/7					\bigcirc	06/3			0	12/9		
7	春日井市							\bigcirc	12/3	0	06/4					0	12/3	0	12/3
8	豊川市											\bigcirc	05/10						
9	津島市			0	10/3							\bigcirc	07/12			0	12/9		
10	碧南市											\bigcirc	11/5						
11	刈谷市	\bigcirc	11/7																
12	豊田市	\bigcirc	12/6	0	12/6	\bigcirc	12/6	\bigcirc	12/6	0	12/6	\bigcirc	12/6					\bigcirc	05/10
13	安城市																		
14	西尾市											\bigcirc	06/3						
15	蒲郡市					0	11/6	\bigcirc	11/6			\bigcirc	11/6					0	11/7
16	犬山市			0	06/11	0	09/10	\bigcirc	09/1	0	08/6					0	12/3	0	09/11
17	常滑市							\bigcirc	10/6			\bigcirc	05/9						
18	江南市	\bigcirc	07/9	0	07/5	\bigcirc	12/7	\bigcirc	05/6	0	06/9			0	06/3	0	12/9		
19	小牧市															0	12/9		
20	稲沢市															0	12/9		
21	新城市											\bigcirc	05/9						
22	東海市			0	11/10							\bigcirc	10/5						
23	大府市			0	06/10							\bigcirc	08/3			\bigcirc	12/9	\bigcirc	06/3
24	知多市			0	10/3	\bigcirc	12/7	\bigcirc	11/6									\bigcirc	05/11
25	知立市									\bigcirc	11/12	\bigcirc	10/12			\bigcirc	12/9	\bigcirc	06/6
26	尾張旭市	\bigcirc	12/6			0	12/6	\bigcirc	12/6	\bigcirc	08/6	\bigcirc	09/6			\bigcirc	12/9		
27	高浜市																		
28	岩倉市															0	12/9		

市町村名		国に向けた意見書												県への意見書					
		年金		介護保険		国保• 高齢者		子育て		障害者 自立支援		医師• 看護師増		消費税• 増税反対		福祉医療		精神障害	
		採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月
29	豊明市			\bigcirc	04/6			\bigcirc	05/6	0	06/10					0	12/3		
30	日進市															0	12/9		
31	田原市															\bigcirc	12/9		
32	愛西市							\bigcirc	11/12			0	11/3			0	12/3		
33	清須市											0	07/3						
34	北名古屋市																		
35	弥富市	\bigcirc	10/12	\bigcirc	10/12	\bigcirc	10/12	\bigcirc	08/12	0	05/12	\bigcirc	07/12	\bigcirc	05/12	0	12/1	0	05/12
36	みよし市																		
37	あま市															\bigcirc	12/10		
38	長久手市									0	05/10								
39	東郷町			\bigcirc	10/11	\bigcirc	04/6	\bigcirc	11/7	\bigcirc	11/7					\bigcirc	11/12	\bigcirc	08/9
40	豊山町																		
41	大口町			\bigcirc	09/3											0	12/6	0	12/6
42	扶桑町	\bigcirc	08/12	\bigcirc	06/10	\circ	05/1	\circ	11/12	\bigcirc	07/12	\bigcirc	11/3	\bigcirc	05/1	\bigcirc	11/12	\circ	08/9
43	大治町					\bigcirc	10/7									\bigcirc	12/9		
44	蟹江町							\bigcirc	11/12										
45	飛島村	\bigcirc	11/12	\bigcirc	10/12	\bigcirc	09/12	\bigcirc	09/12	\bigcirc	06/12	\bigcirc	11/3	\bigcirc	06/12	0	12/9	0	11/12
46	阿久比町			\bigcirc	04/12	\bigcirc	03/5					0	06/6			0	12/9	0	06/3
47	東浦町			\bigcirc	11/10	\bigcirc	02/3												
48	南知多町																		
49	美浜町			\circ	11/11													0	08/8
50	武豊町			\bigcirc	05/3	\bigcirc	05/3			0	05/3	\bigcirc	06/6			\bigcirc	12/3	0	06/3
51	幸田町											0	06/3						
52	設楽町	\bigcirc	12/2	\bigcirc	12/2	0	12/2	\bigcirc	12/2	0	12/2	\bigcirc	12/2			0	12/9	0	12/2
53	東栄町															0	12/9		
54	豊根村															\bigcirc	12/9		

※上表以外の意見書の採択

- ◇国へ任意予防接種の定期接種化を求める意見書:知立市(11/12)、扶桑町(11/12)、蟹江町(11/12)、 設楽町(10/12)
- ◇国へ健診充実の意見書:名古屋市(05/7)、豊橋市(05/3)、弥富市(05/12)、飛島村(06/12)
- ◇国へ介護従事者の人材確保の意見書:知多市(08/12)
- ◇国へ自主財源拡大の意見書: 豊橋市(06/9)、一宮市(07/6)、春日井市(03/9)、津島市(05/6)、豊田市(07/6)、大山市(05/6)、江南市(05/6)、知多市(03/7)、豊明市(04/6)、日進市(05/12)、弥富市(05/12)、東郷町(04/12)、長久手町(03/6)、扶桑町(06/10)、飛島村(06/12)、東浦町(04/9)、武豊町(04/12)、豊根村(03/6)
- ◇県へ子ども医療に関する意見書:名古屋市(6/11)、瀬戸市(03/10)、春日井市(10/10)、津島市(07/3)、豊田市(05/10)、犬山市(03/10)、江南市(07/6)、知多市(05/11)、知立市(06/3)、豊明市(05/4)、弥富市(05/12)、東郷町(08/9)、扶桑町(06/10)、飛島村(11/12)
- ◇県へ福祉給付金に関する意見書:名古屋市(06/11)、江南市(07/12)、弥富市(05/12)、飛島村(11/12)、 設楽町(12/2)

各市町村長 様 各市町村議会議長 様

> (陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会 代表者 森谷 光夫 名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

社会保障と税の一体改革の名のもとに、消費税の大増税と社会保障制度改革推進法により「自助、共助」を基本に「施し」としての「公助」に限定する、また国民の社会保険料負担の範囲内、あるいは消費税負担内の財源に限定するなど、憲法25条の「解釈改憲」として社会保障制度の根幹にかかわる大改悪が進められようとしています。また、愛知県は、子どもや障がい者等の福祉医療制度の見直しの検討を始めています。地域住民のいのちと健康、くらしを守るために、以下の事項について積極的な改善をお願いします。

【陳情事項】 ―★印が懇談の重点項目です―

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。
- ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。
- ③地域主権改革関連法(第1次~第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)につて、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。
- ★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

★【2】福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

- ①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。
- ②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。
- ★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。
- ★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保 険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。
- ★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。
 - ⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。
 - ⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。
 - ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。
 - イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。
 - ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねた きりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。
 - エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。
 - ②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

★(3) 障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。
- ②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

2. 高齢者医療などの充実について

- ①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。
- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

3. 子育て支援などについて

- ①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。
- ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。 申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明 が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してくださ い。支給内容を拡充してください。

- ③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。
- ④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。
- ⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

4. 国保の改善について

- ①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。
- ★②保険料(税)について
 - ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、 減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。
 - イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による 減免を実施してください。
 - ウ. 前年所得が生活保護基準額の1. 4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
 - エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。
- ★③保険料(税)滞納者への対応について
 - ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。
 - イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。
 - ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。 万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。
 - エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。
 - ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

5. 障がい者・児施策の拡充について

- ①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。
- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。
- ③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。
- ★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護 保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴 収をやめてください。
 - ⑤避難所のバリアフリー化をすすめてください。
 - ⑥集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、 高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。
 - ⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。
- ②40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

7. 予防接種について

- ★①Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。
 - ②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

8. 生活保護について

- ★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、 あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してく ださい。
 - ②就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。
 - ③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。
- ②消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ③後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。
- ⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物 給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでくださ い。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統 廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してくだ さい。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。
- ⑦障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。
- ⑧Hib、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(2)県民の医療を守るために

- ①後期高齢者医療制度について
 - ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65~74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。
 - イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ②国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの 実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してくだ さい。
- ④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。
- ⑤東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。
- ⑥県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。
- ⑦厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等 の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上

	名												
懇談日時		日()午	前 •			分~						
懇談会場					※会場	が確定してい	いる場合はご	記入くだ	さい。				
2012	2年自治位	キャラノ	い請願	頁•	情項	目につ	いての	アンク	 -				
	域主権改革												
	例(政省令)を上				ものはあ	りますか。			\				
) ない ((個(政化会)な下				ナのはな	nナナ _か 、)				
	②県条例(政省令)を下回る基準の策定を予定しているものはありますか。 ()ない ()ある →具体的には(
③現行基準が政省令(県条例)を上回っている基準はどうしますか。													
()現行どおりとする ()政省令(県条例)に合わせる													
()その他 →具	体的には()				
[2]1 企	護保険及び高	松 孝垣址梅笙											
	<u>設体限及い高</u> 料の市町村独日		がありますぇ	37									
				-	月)201	1年度実績	()件()千円				
()ない ()ある→実施年月(年 月)2011年度実績()件()千 ②利用料の市町村独自の減免措置がありますか。													
()ない ()ある→実施年月(年 月)2011年度実績()件()・													
	養護老人ホーク		何人でする	ψ,°	()人(年	月現在	Ξ)				
O	給付費準備基金) ナ.	ш							
2010年度末の残高() 千円 2011年度末の残高() 千円 ※決算前の場合は見込み額を記力													
	胡計画への準備	•	について		/ 1	1 1 /•(// 577)	111 - 2 - 700 11 (22)		C HU/ (
	り崩し総額は(, , , , , , , , , ,		千円									
	人当たり金額に)円									
	改修の受領委任							\					
)実施している)検討中である					2011年度	宝実績()件					
`	ノ使削中である 用具の受領委(. , , ,											
<u> </u>	川菜の文献安している			, ,		2011年度	三実績()					
)検討中である					= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =		7 1 1					
8配食	サービスについ	て、該当項目	に〇印を付	けし、必	要事項を	ご記入くだる	えい。						
	実施の有無		()実施	している	()してい	いない(検討中*	である				
西2	実施回数(週〇	回昼・夕などと記	2入)										
食力式	1日平均利用	者数(2011年)	士)	延べ食 L日当た	事数(_り平均()食÷)食	-年間配食日	数() 目				
工	1食あたりの助	成額											
	1食あたりの利	用者負担額											
	実施の有無		()実施	している	()してい	いない ()	検討中*	である				
会	実施回数(週〇	回昼・夕などと記	2入)										
会食方	月平均利用者	数(2011年度	<u>;</u>)										
式	1食あたりの助	成額											
	1食あたりの利	用者負担額											
9独居	•高齢者世帯へ	のゴミ出し援助	力について	、該当」	項目に○	印を付し、必	公要事項をご	記入くだ	さい。				
実施	色の有無	()実施し	ている ()して	ていない	()検討	中である						
対象事業の名称													
対象	食者の要件												
1カ	月平均利用者第	実数(2011年)	度)										
			1										

⑩住宅	改修の独自の助	成制度について	て、該当項	頁目に〇印	を付し、必要	事項をご	゛記入ください) 0
	成制度の有無							
	()介護保険	に上乗せして実	施してい	る				
制	上乗せの助成額	Į l						
度	利用者実数(20)11年度)		***************************************		***********************		
内	()介護保険		力成制度2	がある				
容	対象者と、その	要件				***************************************	***************************************	
	助成額			利		011年度	:)	
①ひと	り暮らし、高齢ふ	たり世帯などへ	の安否確	産認、見守り)、買い物な。	どの生活	支援の施策	を実施して
いま	すか。ある場合は	、支援内容をご	記入くだ	さい。				
O , 41-1	者や障がい者へ	1		_,,	てお尋ねしま	き。		
,	《回バス・福祉バス		いますか	σ°				
()実施している							
	→ 利用料:高齢		上>()円、[障がい者() 円	一般()円
,	その他の外	, ,)
`)実施している	-			nt N. L. Ha	\== =	2.9 (
2) &	クシー代を助成っ	する制度がありま	ミすか。 る	ある場合は	、助成内容を	とこ記人	(たさい。	
	证, 结角井口、水	いい古野老の	たより担す	ま光に出よ	<u> </u>	、ナナム、	(社会短知:	カギムの出
_	所・街角サロンな		こより場手	・耒に助成	金を田して	`\$ 9 //³。	【任芸倫化》	協議会の別
DX14 ((含めないでくださ)助成している	,	田卍姫	日 安百 (\ Ш	ナカル	左始() 円
(り切成している	または 1回限り) [7]
()検討中である	または 1円形) () []	→ 的加入	女人(120	
()助成の予定が	ナとい						
(14)介謹	認定者の障がい	•	こついて					
O /	定書の発行枚数			()枚			
	護認定者に障が			`		ますか。		
-//		付している →				,,,,,		
(付している →		,)件			
()送付している	ない。						
3)認	忍定書の発行の条	:件						
()介護認定者	のうち、要支援	2以上は	基本的に発	行している			
()介護認定者	のうち、要介護	1以上は	基本的に発	終行している			
()医師の証明	書(意見書)の打	是出の上	、判断して	いる			
()介護認定時	の認定調査票	または主治	怡医の意見	書で判断し	ている		
(7法で判断してい	- •)	
15要支	【援の介護認定者	• • • • • • • • •			こついて			
()実施している	る ()実施	色していな	\$V \				
	当医療など 1	A 444 - 14 1/2 - 14		. which is	tes beauty se	→ t totos		
	医療・高額介護?		給につい	って、該当者	針に個別に追	通知等して	いますか。	
	後期高齢者の場合		(\ 	2 11/11>	. 7		
(()自動払いし	_	(を送付してい	'		
o\ =	· / / · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ロをしている へ	()通知し	(1,131,1			
	民健康保険の場		1) 由≇事	お送付して	ヽス		
	()自動払いし ()ハガキ通知	_	() 甲請書	を送付してレ	'S		
(. ノハルヤ1用ま	11 とし しいる	(ル田ガル	CANTA,			

②後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮ら
しの非課税者」を引き続き対象にしていますか。
()対象にしている ()縮小して対象にしている ()県基準どおりにした
③上記②以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。
④2012年8月1日現在の対象者
後期高齢者医療受給者 ()人
後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 ()人
内 ひとり暮らし非課税者()人
しその他の県基準を上回る市町村独自対象者()人
3. 子育て支援策 ※2012年9月1日現在をご記入ください。
①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入
ださい。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)
②就学援助
1)保護者への広報はどのようにしていますか。
()入学説明会 ()入学式 ()始業式 ()ホームページ ()市広報
()その他()
2) 就学援助の認定対象基準をご記入ください。
生活保護基準額の()倍
そのほか
3) 就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。
・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ()円
・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ()円
4)申請書の受付先()市町村窓口 ()学校 ()市町村窓口と学校のどちらも可
5)民生委員の証明は必要ですか ()必要である ()必要ない
6) 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。
2011年度 2012年度
受給者数 人
受給割合 % % ※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
支給額 円 円 ※2012年度の支給額は見込み額をご記入ください。
7) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 ()現物支給 ()償還払い ()その他
8) 就学援助の項目について
()学用品費 ()体育実技用具費 ()入学準備金 ()通学用品費 ()通学費
()修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 ()給食費
()校外活動費(宿泊を伴わないもの) ()校外活動費(宿泊を伴うもの) ()医療費
()日本スポーツ振興センター掛け金 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品
()その他()

(3	学校給食につ	ルンプ	(201	っ年	中,
(,)	1—— // / / / / Re Re / / *) / · (していけ	/:44	15

1)給食の実施状況

	全校数 自校方式		弋実施数	センター方式実施数		1食当たりの	
	土仅刻	直営	委託	直営	委託	給食費	
小学校	校	校	校	校	校	円	
中学校	校	校	校	校	校	円	

				<u></u> 上 占	女	: pL		<u>^</u>		女儿		小口)	义 貝
	1	小学校	校	校		校		;	校		校		円
	E	中学校	校	校		校		,	校		校		円
	2) 絹	食費への	自治体独自	の補助などの類	施策 (例:半額	補助、	第2-	子以降	発無料なと	.,)		
4)放射	線被ばく	から子どもを	守る施策につい	いて								
	1) 学	校給食の	食材の安全	、健康検査など	ご子ども	を被ば	くから守	る自	治体验	独自の施力	策		
	2)食			自治体で所有									
	(~る ()									
	3)自			射線量測定の			怪準値)	などの	り設定	どをしてい	ます	か。	
	(, ,,	している	()設定し	_			2		1- 2			
(5))女性	、特に姓	産婦や 局 節 クロ	者などに配慮し	7こ避難	別つくり	リほとり	よつ (.v.s.	9 77°			
⊿ [=	司足点	建康保険											
			道) (医療給f	寸費分と後期高	齢者さ	7摇全分	の合計	·) [[-/	ついて				
٠		区分	定			2010年		ı	2011			20124	<u></u> 年度
		 所得割	(· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	X	()%		()%		()%
	保険		`	, ,,,		(
	料料	資産割	固定資産和		×	()%	X	()%	×	() %
	税	均等割	加入者1人	、につき			円			円			円
	率 平等割 1世帯につき					円			円			円	
	1人	.当たり調気	定額(平均保	:険料)			円			円			円
	——· 拍	安会計から	の1人当たり)法定外繰入額	i		円			円			円
				計からの1人当		定外絕		L 予/	質額な	·	ださ		, ,
②			- , , , , ,	の軽減・減免制		ハ ニ ノ 1 ルベノ	+ HX(] (○	-/ 1 =	7 H X C		,,	• 0	

1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

2)	 2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

③資格証明書 ※2012年8月1日現在でご記入ください。 1) 資格証明書は交付していますか。 () 交付していない () 交付している→() 世書 2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。 () 必ず面談している () 面談がなくても交付する場合がある () その他 3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数世帯数() 世帯内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数世帯数() 世帯内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。 () 国の基準どおり実施している () 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している () 高校生世代以下の子どものいる世帯 () 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯 () 病弱者のいる世帯 () 次の場合は、交付対象から除外している。	
④短期保険証 ※2012年8月1日現在でご記入ください。	
 1)有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数 ※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く ・1カ月以内()人 ・2カ月()人 ・3カ月()人 ・4カ月()人 ・5カ月()人 ・6カ月()人 ・1年()人 ・その他(2)短期保険証発行の基準をご記入ください。)
3)短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。	
()通常の保険証と同じ()通常の保険証と区分している →表記している文字・マークなど(⑤保険料(税)滞納者への差押えについて(2011年度))
1)予告通知書の発行()件 2)差押え件数 不動産()件 預貯金()件 生命保険()件(内学資保険()件) その他()件()
3)競売などによる現金化 ()件 ()円 (⑥国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。※2012年8月1日現在でご記入ください。 1)交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 ()人 2)保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 ()人 3)その他	
⑦国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について	
1) 一部負担減免制度を実施していますか。 () 実施している () 検討中である () 実施の予定がない 2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。 () 設けている () 検討中である () 設けていない 3) 2011年度の減免件数 () 件 減免金額 () 円 ⑧国保運営協議会について 1) 運営協議会の公開 () 公開していない () 公開している 2) 運営協議会委員の公募枠 () ない () ある → () 人	

5. 障がい者施策

①訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護			
重度訪問介護			
行動援護			
同行援護			

支給者数()人	最多支	給時間数()時間	平均支給時間数()時間
③訪問系サービス	の支給基準	準 ()あり	()なし		

6. 健診事業 ※2012年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

	健診(検診)の種類		字坛士士	個別方式		集団方式		
			実施方式	自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特別	定健診		個別·集団		可•不可		可•不可	
	胃がん		個別·集団		可•不可		可•不可	
	大腸がん		個別·集団		可•不可		可•不可	
が	肺がん		個別·集団		可•不可		可•不可	
ん検診	子宮がん		個別·集団		可•不可		可•不可	
診	乳がん	超音波	個別·集団		可•不可		可•不可	
	孔がん	マンモグラフィー	個別·集団		可•不可		可•不可	
	前立腺がん		個別·集団		可•不可		可•不可	
歯	歯周疾患		個別·集団	_	可•不可		可•不可	

②40歳未満の住民を対象にした-	-般健康診査について
------------------	------------

() 実施している → 健診内容 ()	特定健診。	と同じ	()特定健診とは異なる
()実施していない				
③歯	周疾患検診の対象年齢・回数				
()節目年齢に限定せず毎年受けられる	()40.50	.60	70歳の年に受けられる
()その他()

7. 任意予防接種の助成 ※助成を実施または予定している自治体のみご記入ください

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または 開始予定年月
Hib		円	円	
小児用肺炎球菌		円	円	
成人用肺炎球菌		円	円	
HPV		円	円	
みずぼうそう		円	円	
おたふくかぜ		円	円	
ロタウィルス		円	円	
B型肝炎ウィルス		円	円	

8. 生活保護

護の甲	目請件数	とその保	:護件数	なについ	7							
F度相	談件数	()件、申	請件数	()件、	そのう	ち保護開始	台件数	ζ ()	件
F度相	談件数	()件、申	請件数	()件、	そのう	ち保護開始	台件数	ζ ()	件
護担当	当職員に	ついて										
F4月1	日現在	正規職	員()人	\rightarrow	生保担当	の平均	在任年数	()年	()カ月
		非正規	職員()人								
F4月1	日現在	正規職	員 ()人	\rightarrow	生保担当	の平均	在任年数	()年	()カ月
		非正規	職員()人								
F4月1	日現在	正規職	員()人	\rightarrow	生保担当	の平均	在任年数	()年	()カ月
		非正規	職員()人								
当たりの	の担当受	給者数										
F4月1	日現在(() <i>J</i>	201	1年4月	1日	現在()人	2012年4	月1日	∃現在	()人
護窓口	3等への	警察官(DBの配	置につ	いて							
OBO	配置あり	ますか	()ある		()ない	`					
易合	配置して	いる人	数()人	<u></u> */-	今年度の人	数をご	記入くださ	(1)			
	配置を関	昇始した	年月() 左	F()月						
	その職員	員が担当	iしてい	る業務(,)
場合	今後の記	計画は() /	271	()ある	()検討中				
	計画が「	ある」場	合の配	置予定	時其	月と人数(年	月)	()人	
	F度度 E4 F4 F4 F5 F6	F度相談件数 F度相談件員 E4月1日 現 E4月1日 現 E4月1日 現 E4月1日 現 E4月1日 現 E4月1日 現 E4月1日 現 E4月1日 現 E4月1日 で E1窓の配配配配配配配配配配の B合 場合 場合 場合	F度相談件数(F度相談件数(護担当職員について E4月1日現在 正規正職 E4月1日現在 正非規正職 E4月1日現在 非規正職 E4月1日現在 非規正職 Manage Band Band Band Band Band Band Band Band	F度相談件数 ()件、申 F度相談件数 ()件、申 護担当職員について F4月1日現在 正規職員 (非正規職員 (非正規職員 (非正規職員 (非正規職員 (非正規職員 (非正規職員 (非正規職員 (自たりの担当受給者数 F4月1日現在()人 201 護窓口等への警察官OBの配 Bの配置ありますか (場合 配置している人数(配置を開始した年月(その職員が担当している。 場合 今後の計画は()な	F度相談件数 ()件、申請件数 F度相談件数 ()件、申請件数 護担当職員について F4月1日現在 正規職員 ()人 非正規職員 ()人 当たりの担当受給者数 F4月1日現在 正規職員 ()人 当たりの担当受給者数 F4月1日現在 ()人 当たりの配置につる人数()人 配置を開始した年月 ()をの職員が担当している業務()をいまれる。 場合 今後の計画は ()ない	F4月1日現在 正規職員 ()人 → 非正規職員 ()人 → 当たりの担当受給者数 ()人 2011年4月1日 護窓口等への警察官OBの配置についてOBの配置ありますか ()ある 場合 配置している人数 ()人 ※4 配置を開始した年月 ()年 (その職員が担当している業務 (場合 今後の計画は ()ない ()	F度相談件数 ()件、申請件数 ()件、 F度相談件数 ()件、申請件数 ()件、 護担当職員について F4月1日現在 正規職員 ()人 → 生保担当 非正規職員 ()人 → 生保担当 がのが担当受給者数 F4月1日現在 ()人 2011年4月1日現在 (護窓口等への警察官OBの配置について OBの配置ありますか ()ある ()ない 場合 配置している人数 ()人 ※今年度の人 配置を開始した年月 ()年 ()月 その職員が担当している業務 (F度相談件数 ()件、申請件数 ()件、そのう F度相談件数 ()件、申請件数 ()件、そのう 護担当職員について F4月1日現在 正規職員 ()人 → 生保担当の平均 非正規職員 ()人 → 生保担当の平均 が ()人 → 生保担当の平均 か ()人 → 生保担当の平均 → は → は → は → は → は → は → は → は → は →	E度相談件数 ()件、申請件数 ()件、そのうち保護開始 E度相談件数 ()件、申請件数 ()件、そのうち保護開始 護担当職員について E4月1日現在 正規職員 ()人 → 生保担当の平均在任年数非正規職員()人 E4月1日現在 正規職員 ()人 → 生保担当の平均在任年数非正規職員()人 E4月1日現在 正規職員 ()人 → 生保担当の平均在任年数非正規職員()人 当たりの担当受給者数 E4月1日現在 ()人 2011年4月1日現在()人 2012年4万年4月1日現在()人 2012年4万年5日現在()人 2012年4万年5日現在()人 2012年4万年7日現在()本い 場合 配置している人数()人 ※今年度の人数をご記入くだされている機員が担当している業務()場合 今後の計画は()ない ()ある ()検討中	E度相談件数 ()件、申請件数 ()件、そのうち保護開始件数 E度相談件数 ()件、申請件数 ()件、そのうち保護開始件数 護担当職員について E4月1日現在 正規職員 ()人 → 生保担当の平均在任年数 (非正規職員 ()人 E4月1日現在 正規職員 ()人 → 生保担当の平均在任年数 (非正規職員 ()人 E4月1日現在 正規職員 ()人 → 生保担当の平均在任年数 (非正規職員 ()人 当たりの担当受給者数 E4月1日現在 ()人 2011年4月1日現在 ()人 2012年4月1日 ()をの下の警察官OBの配置についてOBの配置ありますか ()ある ()ない Bの配置している人数 ()人 ※今年度の人数をご記入ください配置を開始した年月 ()年 ()月 その職員が担当している業務 ()場合 今後の計画は ()ない ()ある ()検討中	E度相談件数 ()件、申請件数 ()件、そのうち保護開始件数 (E度相談件数 ()件、申請件数 ()件、そのうち保護開始件数 (護担当職員について	 F度相談件数 ()件、申請件数 ()件、そのうち保護開始件数 ()件、申請件数 ()件、そのうち保護開始件数 ()件、申請件数 ()件、そのうち保護開始件数 ()年度相談件数 ()件、申请件数 ()件、申请件数 ()年代。 F4月1日現在 正規職員 ()人 → 生保担当の平均在任年数 ()年代申正規職員()人 → 生保担当の平均在任年数 ()年代申证規工的工作。)年代申证規工的工作。 財政制工的工作。)年()年()年代申工的工作。)年代申工的工作、)年代,)年代申工的工作、)年代申工的工作、)年代申工的工作、)年代申工的工作、)年代,)年代,)年代,)年代,)年代,)年代,)年代,)年代,

【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2011年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提	出年	月日
	①「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年	月	日
	②介護保険の改善を求める意見書・要望書	年	月	日
	③国民健康保険への国庫負担の増額などを求める意見書・要望書	年	月	日
国	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年	月	日
	⑤障がい者施策に適切な補助などを求める意見書・要望書	年	月	日
	⑥医師・看護師の確保などを求める意見書・要望書	年	月	日
	⑦消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年	月	日
	⑧社会保障と税の一体改革関連法の中止を求める意見書・要望書	年	月	日
	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年	月	日
県	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年	月	日
	③精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年	月	日

【4】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ②アンケート【2】1の③の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ③アンケート【2】1の⑭の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ④就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑤国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2011年度)
- ⑥国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です)
- ⑦アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2011年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました

2012年愛知自治体キャラバンコース表

					一体ヤヤフ		人衣	
コース	責任団体	宣伝カー	日程	自治体名		団長	事務局長	運転手
第1	年金者組合	名古屋ブロック			10:30~11:30		年金者組合	名古屋ブロック
			(火)	日進市	$13:00\sim14:00$	藤田	勝	
				東郷町	$14:45 \sim 15:45$			
	年金者組合	名古屋ブロック		愛西市	10:30~11:30		年金者組合	名古屋ブロック
			(水)	津島市	$13:00\sim14:00$	伊藤良	水野	
				大治町	14:45~15:45			
	年金者組合	名古屋ブロック		弥富市	10:30~11:30		年金者組合	名古屋ブロック
			(木)	蟹江町	$13:00\sim14:00$	伊藤良	水野	
				飛島村	$14:45 \sim 15:45$			
	一宮社保協	名古屋ブロック	10/26		$10:00\sim11:30$		一宮社保協	名古屋ブロック
			(金)	稲沢市	13:00~14:30	鈴木義	小栗靖	
tata -				あま市	$15:15\sim16:15$			
第2	自治労連	自治労連		清須市	10:30~11:30		自治労連	自治労連
			(火)		13:00~14:00	伊藤慎	林	鈴木
		-t- V()()-t-	/	岩倉市	14:45~15:45	-t- v()()-t-	-t- v/)//-t-	-L- 1/1 1/1-L-
	自治労連	自治労連		江南市	10:30~11:30	自治労連	自治労連	自治労連
			(水)	扶桑町	$13:00 \sim 14:00$	柳	鈴木	安藤
	ウッたかい	+ vc wc+	10/05	犬山市	14:45~15:45	수 y/, w/, 	+ v/, w/, +	ウッケッケンナ
	自治労連	自治労連	,	豊山町	10:30~11:30		自治労連	自治労連
			(木)	小牧市	13:00~14:00	永井	鈴木	松井
	かし 1 1	占水の	10/00	大口町	14:45~15:45	₩.13 1	#r.13 1	4 υ. 1∃ 1
	新婦人	自治労連		瀬戸市	$10:30\sim11:30$		新婦人	新婦人
			(金)		$13:00 \sim 14:00$	安藤	村瀬	梶原
## O	亚 宗 ,	亚	10/00	春日井市	$15:00\sim16:00$	並於洋	亚苏津	並於津
第3	愛労連	愛労連		大府市 豊明市	$13:00\sim14:00$	愛労連	愛労連	愛労連
	社保協	愛労連	(火)	東海市	$14:45\sim15:45$ $13:00\sim14:30$	田中 社保協	<u></u> 龍尾 社保協	<u></u> 龍尾 愛労連
	11木 155	发力 理		知多市	$15:00 \sim 14:30$ $15:15 \sim 16:15$	西村	小栗	愛力理 筬島
	愛労連	愛労連		阿久比町	$10:30\sim10:15$ $10:30\sim11:30$			
	发刀座	发刀座	(木)	半田市	$13:00 \sim 14:00$	模松 模松	发力達 竹内	変刃壁 竹内
			(/ \/	武豊町	$15:00 \sim 14:00$ $15:00 \sim 16:00$	1 3 14	1111	1111
	愛労連	愛労連	10/26	常滑市	$\frac{13:00}{10:00}$	愛労連	愛労連	愛労連
	发力压	发力压	(金)	南知多町	$13:00 \sim 11:00$ $13:00 \sim 14:00$	吉良	大谷	大谷
			(717)		$14:45 \sim 15:45$)\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\)Vai
笙⊿	新婦人	保険医協会	10/23	,	$10:00\sim11:30$	新婦人	新婦人	新婦人
N/ 1	701 701 7	水灰区 伽五	(火)		$13:00 \sim 14:00$	水野	村瀬	早川
				知立市	$15:15 \sim 16:15$	八山	JIME	1 7.1
	社保協	保険医協会	10/24	刈谷市	$10:30\sim11:30$	社保協•林	社保協	保険医協会
	12.71(10)	MA MA	(水)	高浜市	$13:00\sim14:00$		澤田	永田
			(,,,	碧南市	$14:45 \sim 15:45$.,	74.1
	社保協	保険医協会	10/25	安城市	$13:00\sim14:00$		社保協	保険医協会
	1-11-003		(木)	岡崎市	$15:00\sim16:30$		小川	大島
	社保協	保険医協会		幸田町	$13:00\sim14:00$		社保協	保険医協会
	,		(金)	西尾市	15:00~16:30	小松	なばり	日下
第5	自治労連	豊橋市職労		蒲郡市	10:00~11:00		自治労連	豊橋市職労
			(火)	豊川市	13:00~14:00	青木	竹下	
				新城市	15:00~16:00			
	自治労連	豊橋市職労	10/24	豊橋市	10:30~12:00	自治労連	東三河労連	豊橋市職労
			(水)	田原市	14:00~15:00	長坂	柳原	
	自治労連	豊橋市職労		東栄町	10:30~11:30	4団体	4団体	豊橋市職労
			(木)	豊根村	13:30~14:30	小松	渡辺	柳原
L				設楽町	15:30~16:30			
別枠	社保協	10/	29(月)	東浦町	13:30~14:30		社保協	
		11/	16(金)	愛知県	14:00~16:00	社保協	社保協	
			/8(木)	名古屋市	14:00~16:00		社保協	
10/	宮市 稲沢市				昆市 豊極市の			

※一宮市、稲沢市、東海市、豊田市、岡崎市、西尾市、豊橋市の懇談時間は90分

2012年自治体キャラバン・要請団体別参加人数一覧

訪 問 日		保険医協会	民医連	新婦人	愛商連	年金者組合	愛労連	地域労連	自治労連	名古屋市職	医労連	その他	議員	合計数	首 長	副首町	部長	他	議会	合計
第	1コース																			
713	長久手町	3		2	1	4		2	6		1		1	20				10		10
23日	日進市	3		4					4		1	6		24				6	1	
	東郷町	3		2	1				4		1		1	17				12	0	12
	愛西市	1								2	1					1	3	10	3	17
24日	津島市	1		1					2									10		10
	大治町	1							1								2		1	
05.17	弥富市	3			1					2	1	8					1		1	
25日	蟹江町	2 2								2	1					1	3			18
	飛島村 一宮市			1 4						2	1 1		1 1				1	26		8 26
26日	稲沢市	1				_				2	1	_			1		1		1	
20 H	あま市	1	_		1					2	1				1		4		1	
				==					47			=				_				
	小計	22	13	23	21	49	0	2	17	18	12	42	1/	236	1	2	15	133	8	159
<u> </u>	0																			
- 第4	2コース	1		1	3	6		:	2	:	1	C	1	99			1	10		1.4
23日	清須市 北名古屋市	1		1 1					3		1 1						1	13 13		14 13
23 H	岩倉市	1							3		1							13		13
	江南市	1			2				3		1	7				1	1			12
24日	扶桑町	2			4				3		1	3				1	1			-
	犬山市	2		2				1	-		1	6					1			9
	豊山町	1			1				3		1			7				3		
25日	小牧市	1		2					3		1	2						10	1	11
	大口町	1			4				3		1	1					3		1	4
l	瀬戸市	2		12		5		1			1						3			11
26日	尾張旭市	2		8		3					1							14		14
	春日井市	2		10	1	1		1	3		1	5	1	25				13	3	16
	小計	17	7	39	29	32	0	3	30	0	12	49	15	233	0	1	10	113	7	131
第	3コース																			
23 日	大府市	2			1				1			1						16		16
20 H	豊明市	1		1					1			4				1		15		16
24日	東海市	1							2			5						13		
	知多市	2			1	1			2		1	2						7		7
25日	阿久比町 半田市	1 1		:		4	2				1	4	2	11 12			1	8 14		8 19
40 H	十	1		:		4	2	-			1		1				1	14		19
	常滑市	1		1		1			1	1	1							14		14
26日	南知多町	1		1		1				1				7				6		
	美浜町	1			1					1								9		9
29日	東浦町	1				2		2		_		2		7				13		13
	小計	13	2	3	5		;			3	6			130	0	1	1	126	6	134
	.1.01	10	۷	J	J	۷1	۷1	/	9	J	U	۷١.	10	100		1	1	120	U	104

問日		保険医協会	民医連	新婦人	愛商連	年金者組合	愛労連	地域労連	自治労連	名古屋市職	医労連	そ の 他	議員	合計数	首長	削首町	部長	他	議会	合計
第4	4コース																			
	豊田市	1	1	14	1	4	:		1	- 1	1	2	2	27				23	2	25
23日	みよし市	1	1	8					1	Î	1	Î	2	14				11		11
	知立市	1						1	2		1		4	18			1	12		
	刈谷市	2		5		1		1			1	1	2					33	2	35
24日	高浜市	3							1		1	1	2					10		10
	碧南市	3						1	1		1	1	3					10		10
25日	安城市	4		3								1	2					10		10
20 H	岡崎市	4			1							13	2					30		30
26日	幸田町	2										2	1				2			
20 д	西尾市	2	1	3	2	5			1			2	2	18				24	2	26
	小計	23	6	42	6	25	0	3	8	0	6	23	22	164	0	0	3	173	9	185
第5	5コース																			
	蒲郡市	1						2	4	•		•	1	8				21		21
23日	豊川市	1		2		2		2	7				1	15				14		14
	新城市	1						2				i		7			1	10		11
24日	豊橋市	2		5	3	2		2			1	4	1	22				11		11
24 H	田原市	2				4		2				1		12				14		14
	東栄町	1						1			1			10				6		6
25日	豊根村	1						1			1			10		1		1		2
	設楽町	1						1	4		1	1		8				2		2
小計		10	0	7	3	8	0	13	36	0	4	8	3	92	0	1	1	79	0	81
11/8	名古屋市	8							1		;	13	4		<u></u>			14		14
11/16	愛知県	4	3	1	4	2	3		1	2	1	12		33				19		19
															<u> </u>					
•	合計	97	36	121	71	144	26	28	102	25	41	168	74	933	1	5	30	657	30	723

※その他は、地域社保協・生健会・介護の会など ※11月16日、愛知県との懇談に16団体33人参加、当局は19人

※労働組合合計 366 人

アンケート・当局の文書回答などの集約状況

(2012年12月31日現在)

アンケートは100%、文書回答は96%の自治体から協力があった

アンケート・文書回答とも、2007年から事前提出を依頼している

文書回答欄の※印:アンケート・文書回答が事前に届かず、懇談当日に配布された自治体はなかった

文書回答欄の※※印:文書回答が懇談までに届かず、後日提出された 文書回答欄の×印:文書回答が届かなかった自治体(豊田市・みよし市)

त	可村名	アンケート (2012年)	文書回答 (2012年)	文書回答 (2011年)	文書回答 (2010年)	文書回答 (2009年)	文書回答 (2008年)	文書回答 (2007年)	請願	修正提出
1	合 計	54/54	52/54	51/54	53/57	59/61	59/61	59/61	11	13
(回答率)	100%	96%	94%	93%	97%	97%	97%	_	_
1	名古屋市	0	0	0	0	0	0	0		0
2	豊橋市	0	* *	**	* *	**	0	0		
3	岡崎市	0	0	0	0	0	% O	0	\circ	
4	一宮市	0	0	0	0	0	0	\circ		
5	瀬戸市	0	0	0	0	0	0	※ ○		0
6	半田市	0	0	0	0	0	0	0		
7	春日井市	0	0	0	0	0	0	0		
8	豊川市	0	0	0	0	0	0	0		
9	津島市	0	0	0	0	0	0	0		
10	碧南市	0	0	0	0	0	0	0	\circ	
11	刈谷市	0	0	0	0	0	0	0	\circ	0
12	豊田市	0	×	×	×	×	×	×	\circ	
13	安城市	0	0	0	0	0	0	0		
14	西尾市	0	0	0	×	0	0	0		0
15	蒲郡市	0	0	0	0	0	0	\circ		
16	犬山市	0	0	0	0	% O	0	* O		
17	常滑市	0	0	0	0	0	0	\circ		
18	江南市	0	0	0	0	0	0	\circ		
19	小牧市	0	0	0	0	0	0	0		
20	稲沢市	0	0	0	0	0	0	0	\circ	
21	新城市	0	0	0	0	0	0	\circ		
22	東海市	0	0	0	0	0	0	\circ		
23	大府市	0	0	0	0	0	0	\circ		
24	知多市	0	0	0	0	0	0	0		
25	知立市	0	0	0	0	0	0	0		0
26	尾張旭市	0	0	0	0	0	0	0		
27	高浜市	0	0	0	0	0	0	* *		0
28	岩倉市	0	0	0	0	0	0	0	\circ	0
29	豊明市	0	0	0	0	0	0	% O	0	0
30	日進市	0	0	0	0	0	0	\circ		
31	田原市	0	0	0	0	0	0	% O		
32	愛西市	0	0	0	0	0	0	0		
33	清須市	0	0	0	0	0	0	\circ		

Ħ	5町村名	アンケート (2012年)	文書回答 (2012年)	文書回答 (2011年)	文書回答 (2010年)	文書回答 (2009年)	文書回答 (2008年)	文書回答 (2007年)	請願	修正提出
34	北名古屋市	0	0	0	0	0	0	0		0
35	弥富市	0	0	0	0	0	0	0		
36	みよし市	% O	×	×	×	×	×	×		
37	あま市	\circ	0	\circ	\circ				\bigcirc	
38	長久手市	0	0	0	0	0	0	0	\circ	
39	東郷町	0	0	0	0	0	0	0	\circ	0
40	豊山町	0	0	0	0	0	0	0		
41	大口町	0	0	0	0	0	0	0		0
42	扶桑町	0	0	0	0	% O	0	% O		0
43	大治町	0	0	×	* *	0	% O	% O		
44	蟹江町	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ		
45	飛島村	0	0	0	0	0	0	0		
46	阿久比町	\circ	0	\circ	\circ	0	\circ	\circ		
47	東浦町	0	\circ	\circ	\circ	0	\circ	\circ		
48	南知多町	\circ	0	\circ	\circ	0	\circ	0		
49	美浜町	\circ	\circ	**	\circ	\circ	\circ	※ ○		
50	武豊町	0	0	0	0	0	0	0		
51	幸田町	0	0	0	0	0	0	0		
52	設楽町	0	0	0	0	0	% O	0		
53	東栄町	0	0	% O	0	0	0	0		
54	豊根村	0	0	0	×	0	0	0		

発 行:愛知自治体キャラバン実行委員会 代表者 森谷 光夫 (事務局団体)愛知県社会保障推進協議会

愛知県労働組合総連合

日本自治体労働組合総連合愛知県本部

新日本婦人の会愛知県本部

連絡先:愛知県社会保障推進協議会

 $(\mp 456-0006)$

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階301号

電話 052-889-6921 fax 052-889-6931

http://syahokyo.airoren.gr.jp/

愛知県保険医協会

 $(\mp 466 - 8655)$

名古屋市昭和区妙見町19-2

電話 052-832-1346 fax 052-834-3584

http://aichi-hkn.jp/

発行日:2013年2月3日